

社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理
年金制度の将来的な見直しに向けて
(議論のための骨格的なたたき台)

はじめに

- 平成16年改正により、長期的な給付と負担の均衡を確保し、公的年金制度を持続可能なものとする見直しを実施。
基礎年金国庫負担割合2分の1は、その前提となる所要の安定財源を確保する税制抜本改革を行った上で、政府の責任として平成21年度当初から必ず実現。また、少なくとも5年毎とされている財政検証は着実に実施。
- 一方、年金記録問題、少子高齢化の進展や今後の経済情勢等に関する不安感の増大。
⇒ 政府は年金制度に対する国民の信頼は危機に瀕しているとの認識に立ち、信頼回復に向け、不断に制度の見直しを行っていくことが重要。
- 40年加入の満額年金を受給する高齢者が多数現れるようになった昨今、一方で高齢者間の所得格差の拡大等により、無年金者や低年金者の問題に焦点が当たっており、最低保障機能等のあり方について議論がなされているが、その際次の点に留意して検討することが必要。
(無年金・低年金となった要因への着目)
⇒ 年金制度への加入及び保険料納付は国民の義務であるという視点
⇒ 現役時代に低所得だったことにより低年金となっている者に対する年金制度としての対応可能性

(税方式と社会保険方式のポリシーミックス)
⇒ 制度に対する信頼確保のため、現行制度においてもみられる税方式と社会保険方式のそれぞれの利点を活用していくという視点。

(納めた保険料をできる限り給付に反映させたいとする国民意識の高まり)
⇒ 年金制度が成熟を迎えている中、納めた保険料ができる限り年金支給に結び付けられるようにすべきという要請にどう応えていくか。

(これまでの制度の積み重ね)
⇒ 年金制度が国民の間に定着していることや見直しを行う場合には非常に長期間にわたる移行措置が必要となることから、白紙からの議論は非現実的。税方式の導入も含め、制度見直しによる効果がどのように及ぶのかという観点からの検討が不可欠ではないか。

1. 低年金・低所得者に対する年金給付のあり方

- 年金制度内における低年金・低所得者への対応は、公的年金制度の維持・発展や国民の信頼確保という観点から検討されるべき。ただし、対応によっては、保険料の納付意欲に悪影響を及ぼすなどモラルハザードを招くおそれがあることに留意が必要。
- 具体的な対応策を考えるに当たっては、以下の2つの考え方がある。
 - ① できる限り満額年金の受給につなげるようにする考え方
 - ② 著しく低所得である者には、満額を超える所得保障を行う考え方

(①に基づく方策)

【最低保障年金】：基礎年金において低年金者に対し一定額を保障

- ・ 滞納者にも一定額の年金を支給することとなるが、保険料の納付意欲に悪影響を及ぼすなどモラルハザードを招くことについてどう考えるか。

【保険料軽減支援制度】：保険料について満額の納付を義務づけた上で、申請に基づき所得に応じて保険料が免除される現行の保険料免除制度を原則廃止して、保険料拠出時に所得に応じて保険料の一部を軽減し、軽減された後の保険料納付を求める一方、軽減された分を公的に支援（当該期間も年金額計算上は保険料納付済期間に準じた取扱い）

- ・ 所得に応じた保険料で満額の基礎年金を受けられる仕組みであり、社会保険方式の基本は踏まえた案といえるのではないか。
また、最低保障年金と異なり、保険料の納付に関するモラルハザードは発生しないといえるのではないか。
- ・ 支援を行う基準となる所得は世帯単位で考えるべきではないか、自営業者等の所得捕捉の問題（いわゆるクロヨン）、拠出時に支援を受けながら年金受給時に高所得となった場合等の課題があることについてどう考えるか。

(②に基づく方策)

【単身低所得高齢者等加算】：基礎年金の額が満額であるか否かにかかわらず、著しく所得の低い単身高齢者等の基礎年金に加給金を加算

- ・ モラルハザードの問題は生じない上に即効性のある案といえるのではないか。
- ・ 単身世帯が夫婦世帯に比べて、厳しい経済状態に置かれていること

をどう考えるか。

- ・ 給付水準や所得基準をどのように考えるべきか。生活保護との関係をどのように考えるか。
- ・ 保険料の滞納期間が長い者に対しても、加給金を加算するべきか。滞納期間に応じて、加算額に差をつけるべきか。

(税方式の導入による対応)

【税方式】:基礎年金に必要な財源を全額税財源で賄う税方式を導入する。
(これにより、過去の保険料納付実績にかかわらず、原則としてすべての高齢者に満額年金が支給される。)

- ・ 老後に向けて自ら備えるという基本的考え方を損なわないような工夫が可能か。また、移行措置や9～33兆円の巨額の財源の確保をどうするか。

○ クローバックなど高所得者に対する年金給付の扱いについてどう考えるか。

2. 基礎年金の受給資格期間（25年）のあり方

- 受給資格期間は、保険料納付意欲の向上と一定の年金額を保障するという最低保障機能的な役割を担う。
⇒ 受給資格期間を満たせずに無年金となるのは、相当長期にわたる未納（15年以上）がある場合にほぼ限定。
- 受給資格期間について、納付した保険料はできる限り年金給付に結びつけられるようにすべきであるという国民意識の高まりを踏まえ、無年金者対策として、例えば10年程度にまで短縮すべきであるとの要請が強まっていることをどう考えるか。
⇒ 滞納者を中心とした被保険者の保険料納付意欲や年金財政への影響
⇒ 受給資格期間が一定の年金額を保障する措置であることを踏まえ、最低保障機能の強化や保険料の事後納付との関係
- 受給資格期間の単純な廃止は、年金制度が賦課方式で運営されていることや低額年金の増加につながることから不適當。

3. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効期限である2年そのものの延長は困難。
- 2年の時効を超えて保険料を納付することができる事後納付の仕組みを活用することが考えられる。
 - ⇒ 我が国の年金制度が賦課方式で運営されていることとの関係
 - ⇒ 保険料納付意欲への影響
 - ⇒ 後納額が多額にならないか
 - ⇒ 最低保障機能の強化、受給資格期間との関係

4. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学進学率の上昇の状況、若年者の保険料納付率が低いことを踏まえてどう考えるか。
 - ⇒ 適用年齢を引き上げた場合、障害年金への影響をどう考えるか。

5. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- 被用者でありながら第1号被保険者となっている者について雇用条件の改善を図り、老後の所得保障を図ることが本来の課題ではないか。
- 被用者年金一元化法案の早期成立をまず図るとともに、基礎年金の最低保障機能強化などにより制度環境が大きく変化した際に、更なる適用拡大を検討すべきではないか。
- 国民年金の保険料を事業主がパート労働者の給与から天引きして代行徴収することについてどう考えるか。

6. 育児期間中の者の保険料免除等

- 少子化対策は喫緊の課題
 - ⇒ 現行、被用者年金の被保険者に限られている次世代育成支援策の対象を拡大し、出産・育児を行う者について普遍的に適用される仕組みとすべきという考え方
 - ⇒ 政策コストが巨額となるのに対し、少子化対策への効果、対象者個人への効果は不明・限定的という考え方

7. 在職老齢年金の見直し

- 支給開始年齢に到達したにもかかわらず、働くことによって年金が支給停止されるのは納得できないとの意見。
⇒ 高齢者の雇用促進効果、高齢者の所得水準の向上効果は限定的か。
- 現行制度に対する信頼確保の観点から、支給停止の基準の緩和についてどう考えるか。
⇒ 現役世代の負担との均衡、年金財政への影響
⇒ 支給停止率の緩和は高所得者ほど改善効果大
⇒ 別途の財源対策が必要

8. 標準報酬月額の上限の見直し

- 標準報酬月額の上限を超える高所得者に、実際の報酬に見合った保険料負担を求める必要はないか。
⇒ 過剰給付の防止の観点からの工夫が必要か。

おわりに

(財源確保のあり方)

- 保険料財源で対応する場合
⇒ 保険料負担の上昇か所得代替率の低下により16年改正による財政フレームの見直しが必要となるおそれ。別途の財源対策。
- 税財源で対応する場合
⇒ 年金受給者を含め国民全体で費用を負担することについて明確に認識する必要。その上で、消費税を含め税制の抜本改革を通じた安定財源の確保が前提となる。

(今後の進め方)

- 上述8項目の見直しは、国民生活に直接関わる重要な問題であり、国民的な理解を得ながら、様々な場で議論される必要。

※ (参考) 障害基礎年金の取扱い、第3号被保険者制度の取扱い

参考資料集

はじめに

- 年金の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 社会保障の機能の強化のための追加所要額（試算）（第24回経済財政諮問会議 吉川社会保障国民会議座長提出資料）・・・・ P4
- 社会保障国民会議最終報告（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 社会保障国民会議第一分科会（所得確保・保障（雇用・年金））中間とりまとめ・・・・ P7

1. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直し

（総論）

- 高齢者世帯の所得分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 老齢基礎年金の年金月額分布・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- 満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由・・・・・・・・ P14
- 基礎年金の最低保障機能の強化について・・・・・・・・ P15
- 所得保障施策における基礎年金の位置づけ・・・・・・・・ P16
- 基礎年金の給付水準改定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
- 生活保護と公的年金の役割の違い・・・・・・・・・・・・・・・・ P18

（最低保障年金関係）

- 最低保障年金のイメージ（読売案・毎日案）・・・・・・・・ P20

（保険料軽減支援関係）

- 保険基盤安定制度（保険者支援制度）の概要・・・・・・・・ P22
- 平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳・・・・・・・・ P23
- 保険料の減免・設定のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・ P24
- 保険料軽減支援制度のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
- 保険料軽減支援制度が各制度の収支に与える影響（イメージ図）・・・・・・・・ P27
- 国民年金保険料の納付率に応じた給付の所得代替率・・・・・・・・ P28

（税方式関係）

- 「基礎年金 全額消費税で（平成20年1月7日 日本経済新聞朝刊1面）」・・・・ P29
- 税方式と社会保険方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P30
- 社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション（抜粋・要約版）・・・・ P31

（単身高齢者加算関係）

- 単身低所得高齢者等加算のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・ P37
- 高齢者の世帯構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P38
- 高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準（単身・夫婦）・・・・ P40
- 基礎年金月額と生活扶助基準額・・・・・・・・・・・・・・・・ P42
- 各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障・・・・ P43

2. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直し

- 協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について・・・・ P45
- 受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額・・・・・・・・ P46
- 無年金者数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P47

3. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額・・・・ P48

4. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学・短期大学への進学率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P49
- 年齢別の保険料納付率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P50

● 障害者の所得保障	P51
------------	-----

5. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

● パート労働者に対する厚生年金の適用範囲/被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要	P52
● 「パートも派遣も厚生年金に（平成 20 年 2 月 18 日 朝日新聞朝刊 3 面）」	P54
● パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響	P55
● 事業主によるパート労働者に係る保険料徴収の事務処理フロー	P56

6. 育児休業中の者の保険料免除等

● 子育て世帯における母親の就労状況及び経済的負担等に関する資料	P59
● 育児期間中の保険料免除について	P66
● 育児期間中の保険料免除の対象となる人数	P67
● 育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿	P68

7. 在職老齢年金の見直し

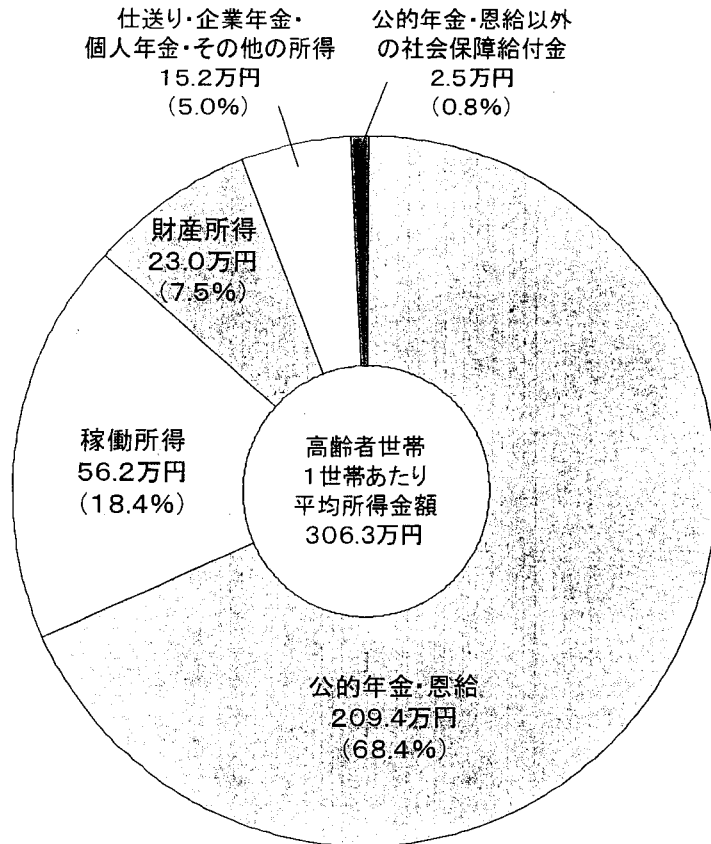
● 60 歳台前半の在職老齢年金の受給権者の賃金分布	P70
● 在職老齢年金の基準緩和による手取り収入への影響	P71
● 60 歳台以降の在職老齢年金制度について（給付額への影響）	P72
● 高齢者の就業実態に関する研究—高齢者の就労促進に関する研究中間報告—	P73
● 65 歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入（平成 19 年 4 月施行）	P92

8 標準報酬月額関係

● 標準報酬月額の上限設定の考え方/標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合	P93
● 標準報酬月額別被保険者数（平成 19 年度末現在）	P95
● 健康保険制度における標準報酬月額の上限/年金と健康保険の標準報酬月額の変遷	P96
● 標準報酬月額の上限を引き上げた場合の負担と給付等について	P98
● 標準報酬月額の上限を引き上げた場合の財政影響（粗い試算）	P99
● 夫のみ就労世帯の所得別年金月額及び所得代替率（標準報酬月額の上限を引き上げた場合の影響）	P100

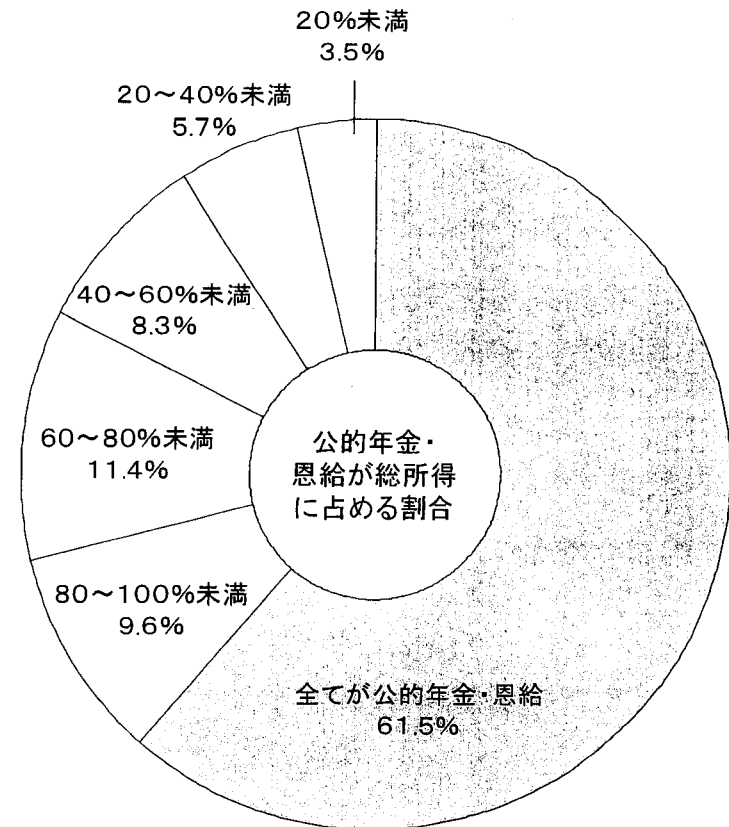
年金の役割(1)

① 年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

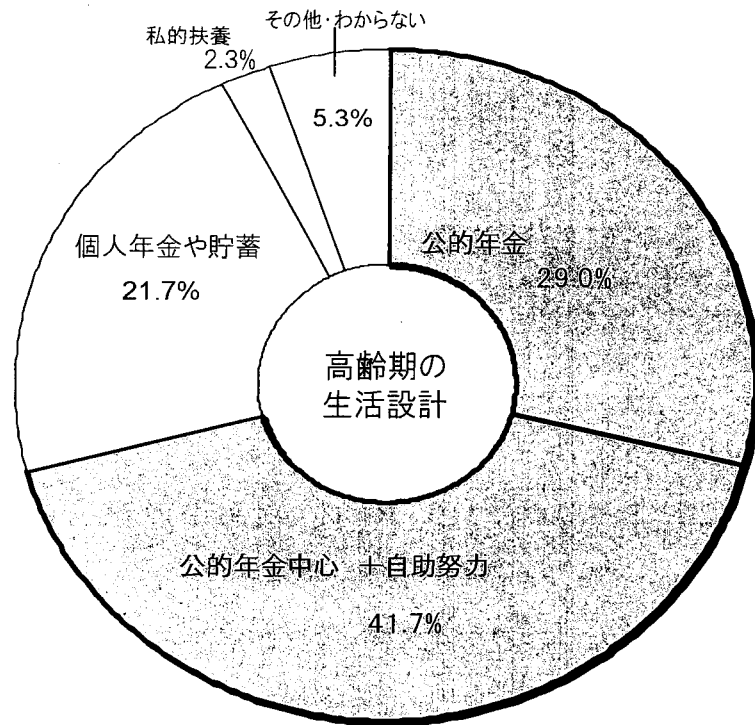
② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

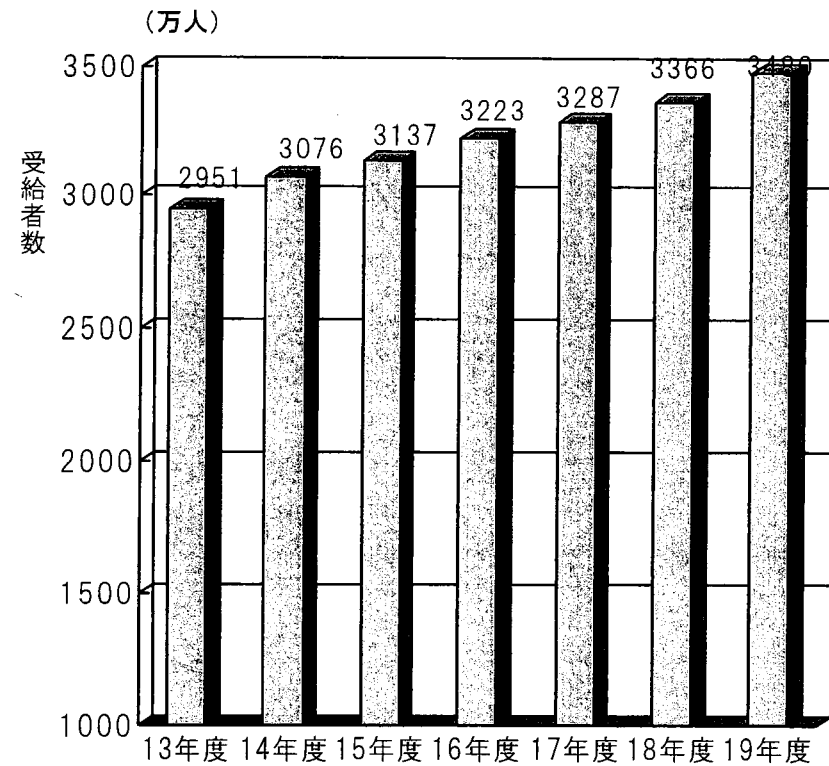
年金の役割(2)

③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割



(資料)年金制度に関する世論調査(平成15年内閣府)

④ 国民の4人に1人が年金を受給



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)

年金の役割(3)

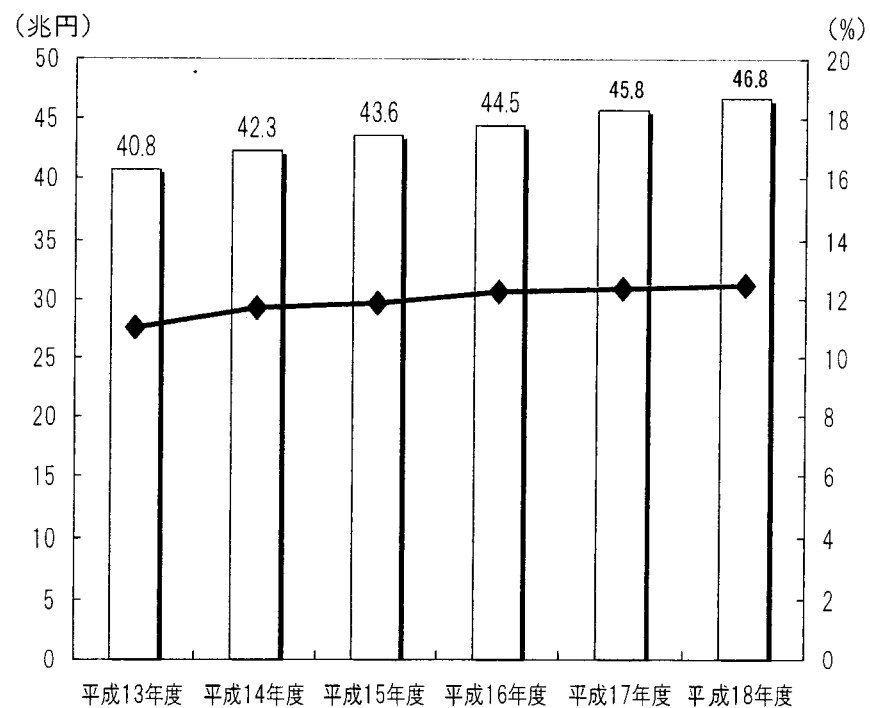
⑤ 地域経済を支える役割

一 家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費 支出比
島根県(27.1%)	15.2%	22.4%
高知県(25.9%)	15.4%	18.4%
愛媛県(24.0%)	14.5%	20.8%
山口県(25.0%)	13.7%	22.7%
長崎県(23.6%)	14.2%	21.0%
鳥取県(24.1%)	14.7%	18.1%
岡山県(22.4%)	13.7%	19.8%

⑥ 年金総額は47兆円。対国民所得比12.5%



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性 (新たな施策)	2015年度	
		必要額 (公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	○税方式を前提とする場合	約12~28兆円	3 1/2~8 1/2%程度
	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等	約2.6兆円	1%程度
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等	約4兆円	1%程度
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38~44%) (学齢期(小1~3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産前後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1.3~2.1兆円	0.4~0.6%程度
合計	○税方式を前提とする場合	約17~34兆円	5~10%程度
	○社会保険方式を前提とする場合	約7.6~8.3兆円	2.3~2.5%程度
社会保障の 機能強化に加え 基礎年金の 国庫負担割合 引上げ分を加味	○税方式を前提とする場合		6~11%程度
	○社会保険方式を前提とする場合		3.3~3.5%程度

(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

「社会保障国民会議 最終報告」—抜粋—

平成20年11月4日

2 これからの社会保障～中間報告が示す道筋～

3 社会保障機能強化のための改革

(3) 高齢期の所得保障

高齢期の所得保障は、自らの勤労所得・財産所得・年金所得の適切な組み合わせが基本になるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっている。改めて言うまでもなく、公的年金制度の長期的な安定・給付水準の確保は重要な課題である。

① 公的年金(基礎年金)の財政方式

基礎年金制度の財政方式については、平成21年度からの基礎年金国庫負担の1/2への引き上げ実施を前提に、基礎年金制度の財政方式について、現行社会保険方式、現行社会保険方式の修正案、税方式(複数案)について、客観的・中立的な定量的客観的・中立的な定量的シミュレーションを実施し、関連資料(バックデータ)とともに公表した。

建設的な制度改革論議を行うためには、共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠。このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待する。

② 未納問題への対応

未納はマクロ的には年金財政に大きな影響を与えるものではないが、未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)は、皆年金制度の理念を脅かす大きな問題。未納者の属性を分析し、

- ・低所得者についての免除制度の積極的活用
- ・非正規雇用者・非適用事業所雇用者への厚生年金適用の拡大・雇用主による代行徴収
- ・確信的不払者(多くは中高額所得者)に対する強制徴収の実施

などの属性に対応した実効ある対策を早急に実施することが必要である。

③ 無年金・低年金問題への対応

現行の納付率で将来無年金者が大きく増大することは考えにくいとはいえ、将来にわたって継続的に高齢者の一定割合(約2%)の無年金者は発生。未納対策の徹底とともに、最近増加しつつある生活保護受給者の状況にもかんがみ、基礎年金の最低保障額の設定、弾力的な保険料追納等の措置を検討すべきである。

4 社会保障の機能強化に向けて

(中略)

基礎年金制度については、財政方式を巡る議論があることから、国民会議では、現行社会保険方式による場合と税方式による場合のそれぞれについて定量的シミュレーションを行った。中間報告でも述べたが、建設的な制度改革議論を行うためには共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠であり、このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待するものである。

平成16年の制度改革の効果により現行基礎年金制度の財政は安定しており、シミュレーション結果からは、免除者の増大や納付率低下がマクロの年金財政に与える影響は限定的であることが示された。いわゆる未納問題は現行制度最大の問題であるが、それはマクロの年金財政の問題というよりは、未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)が皆年金制度の理念を脅かし、将来の低年金者・無年金者の増大によって国民皆年金制度の本来機能である「全ての国民の老後の所得保障」が十全に機能しなくなることがより大きな問題であり、その観点から、非正規労働者への厚生年金適用拡大や免除制度の積極的活用などの未納対策の強化、基礎年金の最低保障機能の強化等が大きな課題となる。

(中略)

これに、基礎年金国庫負担を 1/3 から 1/2 に引き上げるために必要な費用を加えれば、社会保障の機能強化のために追加的に必要な国・地方を通じた公費負担は、その時点での経済規模に基づく消費税率に換算して、基礎年金について現行社会保険方式を前提とした場合には 2015 年に 3.3～3.5%程度、2025 年に6%程度、税方式を前提とした場合には 2015 年に6～11%程度、2025 年で9～13%程度の新たな財源を必要とする計算になる(経済前提Ⅱ—1(医療の伸び率ケース①)、医療・介護 B2 シナリオの場合)。

(中略)

社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、同時に必要な機能の強化を実現していくために、今回のシミュレーションの対象でない障害者福祉等を含め、あるべき給付・サービスの姿を示し、それを実現していくための改革の全体像を明らかにしながら、必要な財源を安定的に確保していくための改革に真剣に取り組むべき時期が到来している。

速やかに社会保障に対する国・地方を通じた安定的財源確保のための改革の道筋を示し、国民の理解を得ながら具体的な取組に着手すべきである。

「社会保障国民会議 第一分科会中間とりまとめ」―抜粋―

2. 社会保障制度と経済活力

(2) 現役世代の活力の維持・増大

④就労促進政策

(中略)

高齢者の就労促進については、日本の高齢者の就業意思が極めて高い中で、高齢者の雇用を阻害すると考えられる要因として、定年制や在職老齢年金による就労調整が挙げられる。これらが持つ就労を過度に抑制する機能を見直し、働き方に中立的な制度となるよう検討する必要がある。年金の支給開始年齢引き上げに対応して、年金が65歳支給になる時点では、定年年齢もそこまで引き上げることなども含めて検討すべきである。また少なくとも65歳までは雇用が確保される条件を早急に整備しなければならない。年金についていえば、例えば、個々人が受給年齢を選択でき、働くときは年金を休止できるスウェーデン方式を参考に、いつ引退しても、受給月額調整により、年金の総受取額が変わらないような仕組みが考えられる。

(中略)

⑤働き方に中立的な社会保険制度等の確立

上述の雇用政策と年金政策が連動するように、年金制度を働き方と中立的なものにする必要がある。このうち個人の就業行動に与える影響については、すでに高齢者の就労を抑制するような年金制度を就労と中立的にすべきことを指摘したが、企業側の雇用行動を歪めている点も見過ごせない。とくに企業にとって社会保険制度上コストが低くなるために非正規雇用の増加につながったり、社会保険の非適用事業所に雇用されているために厚生年金などの適用を受けられない労働者も少なくなっていくことは懸念されることである。

このことは正規雇用者と非正規雇用者の格差を固定することにもなっているので、非正規雇用者への年金保険や雇用保険の拡大を早急に進めるべきである。また、非正規雇用者の老後所得の保障という観点からも非正規雇用者に対する被用者年金適用の拡大が重要であることはいままでのない。この点については現在国会に上程されている改正法案の成立を急ぎつつ、非正規雇用者への社会保険適用と適用事業所の対象をさらに拡大する方向で、早急に検討すべきである。その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても、適用を免れるための細切れ労働時間を設定させないという観点からは検討する価値があるだろう。

(中略)

3. 高齢期における所得保障の在り方

(1) 基本的考え方

上述のように、日本の高齢者の高い就業意欲を活かし、働きたい人は、年齢にかかわらず、自ら希望する働き方で働ける社会を作り上げていくことが不可欠である。これにより、高齢期の所得確保・保障について、勤労所得、財産所得、年金所得の適切な組み合わせが可能となる。具体的には、我が国経済社会の在り方と整合する形で、「自助」による所得確保を基本に、「共助」である年金が大きな役割を果たす。そして、生活保護が「公助」として、最後の支えとなる。

(2) 高齢者世帯の所得と年金の果たしている役割

65歳以上の高齢者世帯の年間所得を見ると、100万円未満が2割弱、300万円未満が6割となっており、貯蓄を見ると4000万円以上の世帯が2割弱を占めるものの、300万円未満の世帯も約1割ある。たしかに高齢者の現役時代と比較した可処分所得の比率は、日本では他のOECD諸国に比べ「平均的」には高くなっているが、勤労収入の有無や、税、社会保険料の所得再分配機能の低さなどから、他国と比して大きな所得格差があり、とりわけ75歳以上高齢単身女性に低所得が多い。

高齢者世帯の6割が年金収入だけで生活しており、平均所得で見ても、高齢者世帯の収入の7割が年金となっているなど、年金は高齢者生活の中核と位置付けられている。

一方、生活保護を受ける高齢者は増加しているが、その保護率(割合)は2%前後と、それほど高くはなっていない。年金が高齢者の生活の中核になっている現状を踏まえれば、基礎年金水準の所得すら得られていない高齢者の生活保障をどう考えるかは重要な問題であることは間違いない。年金制度における対応とともに、現行生活保護制度についても、諸外国の例なども参考に、より柔軟に適用できるような対応を検討することも必要であろう。

(中略)

4. 公的年金制度のあり方

(1) 公的年金制度について考える意味

(略)

(2) 公的年金制度に関する定量的なシミュレーション

(略)

(3) 公的年金制度の財政方式のありかたについて

上述の財政シミュレーションなども踏まえて、年金の財政方式については、税方

式、社会保険方式、それぞれのメリット、デメリットを考え、最終的には医療、介護、福祉等分野への財源確保も踏まえたうえで、国民の選択に委ねられるべきである。

(i) 税方式のメリットとデメリット

税方式のメリットとしては、①保険制度への加入、未加入、保険料の未納等にかかわらず老後の年金を給付することができる、②保険料徴収の事務が合理化できる、③社会的に幅広く負担することで公平感が高まると考えられる、といったことがあげられる。他方デメリットとしては、①負担と給付の関係が曖昧となり、また財政状況によっては給付の権利性が脅かされることもある、②移行期に追加的負担が必要となる、といったことがあげられる。

(ii) 社会保険方式のメリットとデメリット

社会保険方式のメリットとしては、①原理的には給付と負担の関係が分かりやすく、またそのために負担に応じて給付されるという給付の権利性が確保されやすい、②税方式などに転換することによる移行期の費用負担が無くてすむ、といったことがあげられる。他方デメリットとしては、①未納者について老後の所得保障が得にくくなる、②保険料の徴収もれなど、徴収事務にかかわる問題が避けられない、③現実の制度としては給付・負担関係への不公平感を生んでいる、といったことがあげられる。

(iii) 費用の移転問題をどう考えるか

年金の財政方式を税方式化する場合、経済主体間のネットの費用負担増減は、家計（勤労者）部門は負担増、企業部門は負担減となる。ただし、企業の費用負担減は、労働者への賃金増加、あるいは企業年金への拠出増加といった形で家計（勤労者）部門に還元される可能性はある。これを制度的に担保すべきという意見もあるが、そうでない場合には、企業の負担減がどれほど労働者に還元されるかは、理論的には労働供給の賃金弾性に依存することになる。もちろん、こうした企業負担減の還元の可能性があるのは、いうまでもなく企業に雇われている雇用に限定され、自営業者や年金受給者についてはそうした還元ということはいえないということにも留意すべきである。

(iv) いわゆる未納問題

いわゆる未納の問題が税方式への転換のメリットにあげられることがある。しかし上でそれを税方式化のメリットとしてあげていないのは、未納問題は少なくとも公的年金制度の財政的持続可能性にはほとんど影響を与えないからである。

その意味で、未納問題（納付率が低下すること）が原因で現行制度が財政的に破綻する（している）、という議論は正しくないし、現行制度が財政的に破綻する（している）ことを前提に年金制度の改革を議論することも正しい態度とは言えない。

しかしながら未納は、財政的持続可能性に関しては問題がなくても、それ自体大きな問題をはらんでいる。長期にわたって保険料が未納の者は、現在の制度のもとでは老後に無年金となってしまふから、年金以外の所得源がないと厳しい貧困にさらされることになる。社会としては、彼らの所得保障のために、生活保護等の税財源の負担増となることも予想される。

従って、現行制度を前提にするのであれば、実効ある未納対策、低年金・無年金者対策を講じることが極めて重要である。この場合、国民年金未納者の相当部分が臨時・パートなどの非正規雇用者であることから、先にⅡ—（２）（ⅳ）で述べた非正規雇用者への厚生年金適用拡大は、国民年金の未納対策という観点からも効果的であり、職権免除など低所得者層への免除適用の徹底と併せ、早急に検討すべきである。未納者が無年金者になることを防ぐという意味で税方式は弱者にやさしい制度といえるが、社会保険制度においてこうした納付免除の措置を講じるということは、事実上税財源によって給付を行うことであり、現行制度のもとでも、税方式の持つメリットは一部実現可能であるともいえる。

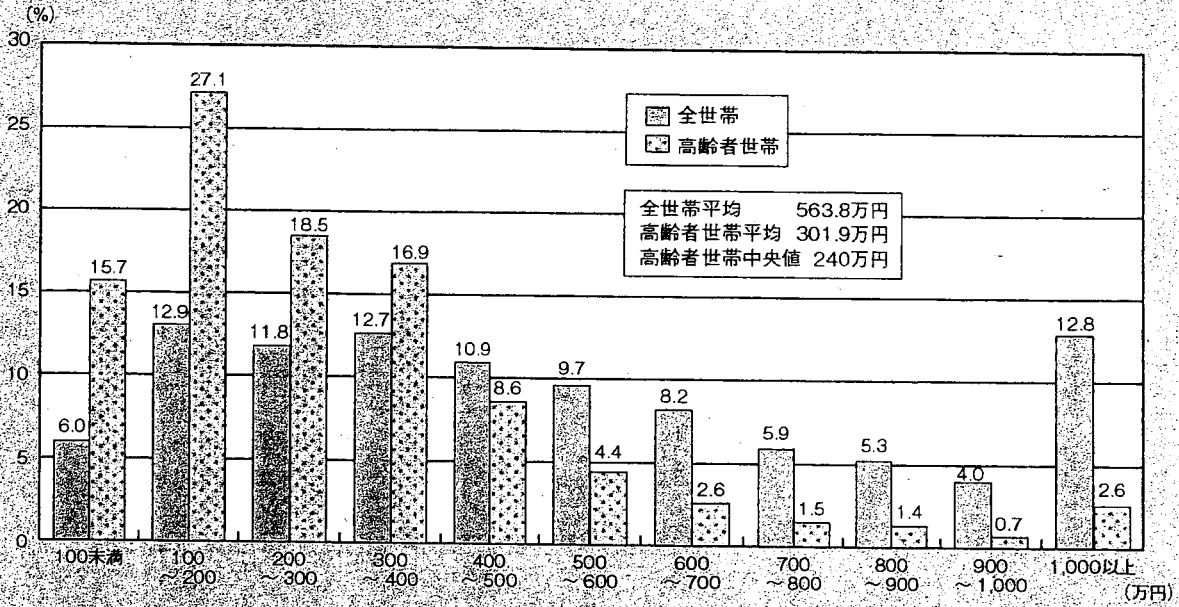
また、今回のシミュレーションにおいて、現行制度の修正案として最低保障年金の導入や受給資格期間の見直し等について試算を行ったが、こうした基礎年金の最低保障機能を強化する方策についても具体的に検討を行うべきである。

もとより年金など社会保障制度改革を議論するときの大前提は、それ以前に可能な限りの行財政改革を行うことである。そのうえで公的年金制度の財政方式については、財政上のシミュレーション結果を含む、以上のメリット、デメリットを比較考量し、また医療、介護、福祉への税財源の支出の必要性等も勘案し、総合的に判断されるべきものである。なおその際に、年金の財政方式に関しては、現在の社会保険方式においても基礎年金部分に税財源が投入されており、また上述のように税方式の利点である無年金者の救済も行えることを考えると、二つの財政方式を対立的にではなく補完的にとらえる視点も重要である。さらに、公的年金制度を若者を含めた国民全体のものであるととらえる視点をもつことがなによりも大切である。このため、とくに若年層の現行制度に対する世代間格差感に配慮することは重要で、育児期間中の保険料免除といった形で年金制度が育児支援を行ったり、あるいは会計的な透明性に留意しつつ積立金を活用した若者（就労機会や能力開発機会に恵まれなかった者も含む）に対する奨学金制度を創設したりするといったことなども検討に値する。

以上、本とりまとめで提示した定量的な情報等も踏まえて、国民的な議論の深められることを期待したい。

高齢者世帯の所得分布

高齢者世帯の年間所得の分布



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成18年)(同調査における平成17年1年間の所得)

(注) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

「平成20年版 高齢社会白書」より抜粋

老齡基礎年金の年金月額分布

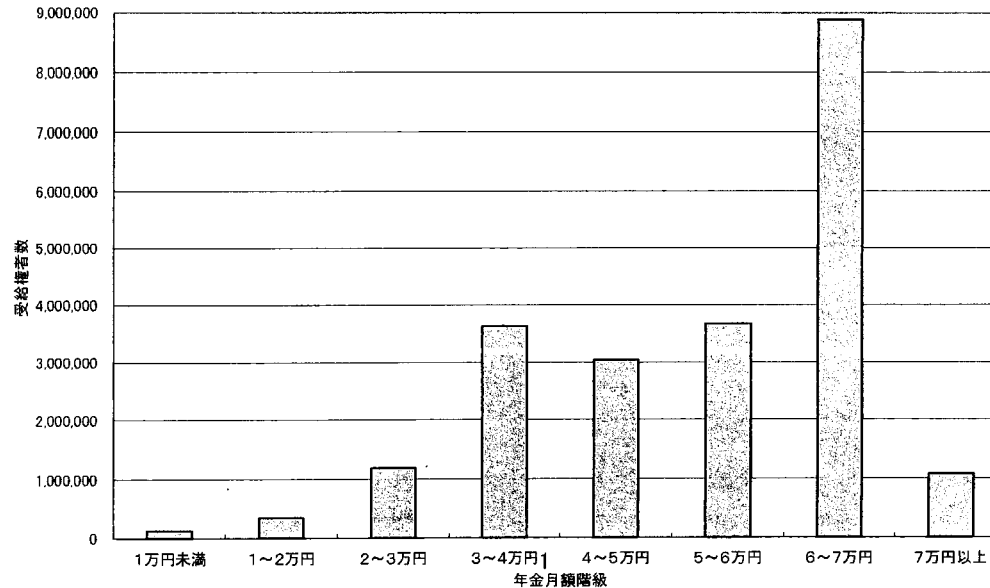
○ 老齡基礎年金等(老齡基礎年金+旧国民年金老齡年金)の受給権者(18年度末で約2,200万人)の年金額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台及び3万円台が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合計	(割合)	男子	女子	合計	(割合)	男子	女子
合計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 1	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
1 ～ 2	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
2 ～ 3	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
3 ～ 4	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
4 ～ 5	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
5 ～ 6	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
6 ～ 7	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
7 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平均月額(円)	53,202		58,490	49,252	47,641		52,532	46,008

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。

【資料出所】
平成18年度社会保険事業の概況に基づき作成

年金月額階級別基礎年金等受給権者数



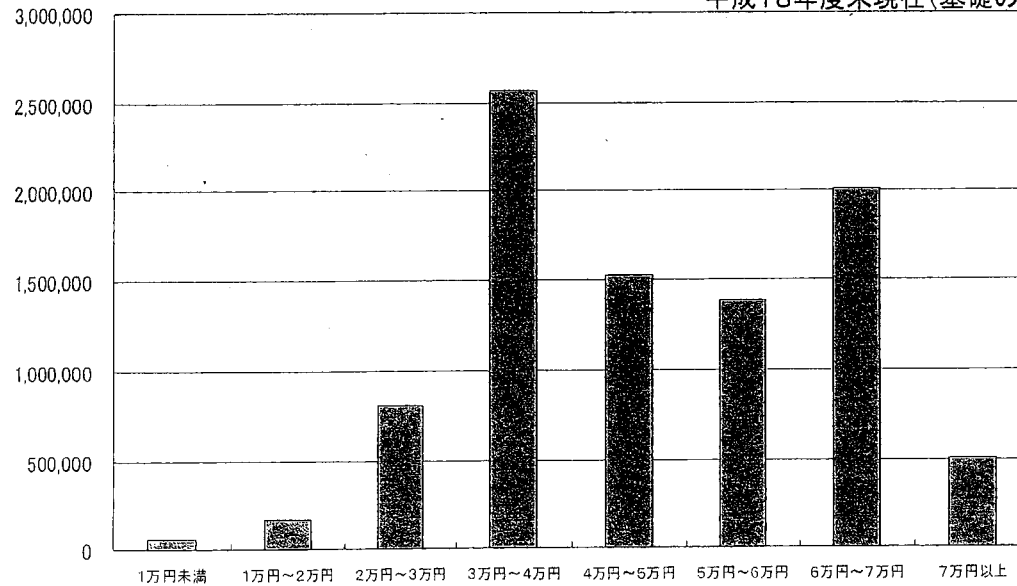
【資料出所】
平成18年度社会保険事業の概況
(社会保険庁)

○ これを基礎のみ・旧国年で見た場合には、3～4万円が最も多く、次いで6～7万円が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計	(割合)	男 子	女 子	合 計	(割合)	男 子	女 子
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 12	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
12 ～ 24	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
24 ～ 36	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
36 ～ 48	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
48 ～ 60	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
60 ～ 72	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
72 ～ 84	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
84 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平 均 (円)	638,427		701,885	591,023	571,690		630,388	552,101

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。

平成18年度末現在(基礎のみ・旧国年)



【資料出所】
社会保険事業の概況(平成18年度)

満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由

○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと。

- ・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)となるので、年金額の計算には反映されない。これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。

- ・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

- ・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数(原則40年)に満たなくなったり、受給資格期間(原則25年)に満たずに無年金状態になったりする。

○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること。

- ・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。
- ・ 老齢基礎年金等の国民年金の繰上げ受給の選択率は、平成18年度においては、全体で約50%、新規裁定で約20%。なお、かつては新規裁定で8割近く繰上げ受給が選択されていたこともあった。

基礎年金の最低保障機能の強化について

基礎年金の最低保障機能の強化の方向性については、以下の2つの考え方がある。

(1) できる限り満額の基礎年金を支給しようとする方向性（年金額の最低保障）
⇒ 現状において低年金となっている要因を分析した上で、年金制度としての対応が可能かどうか検討する必要がある。

【① 65歳前からの繰上げ受給による減額】

- ・ 繰上げ受給については、本人の選択に基づくものであり、制度的な対応は困難。

【② 滞納】

- ・ 保険料納付の義務を果たしていない滞納者についてまで、満額年金を保障しようとする事は年金制度の根幹をゆるがしかねず、こうした者への対応は困難。⇒ 未納・未加入対策の実施により、運用上の改善を図ることが適当。

【③ 任意未加入】

- ・ 60年改正以後、基本的には任意加入期間制度を廃止する方向で見直し実施済み。

【④ 免除】

- ・ 低所得により保険料の免除を受けている者については、国庫負担分（現行3分の1）しか支給されないが、そのことの責任が本人にあるとは言えない。⇒ 『保険料軽減支援制度』

(2) 状況に応じて満額を超える基礎年金を支給しようとする方向性（最低生活水準の保障）

- 基礎年金によって、最低の生活水準を保障しようとする場合には生活保護制度との関係が問題となる。
- 単身世帯は夫婦2人世帯の半分の年金額であるのに対し、1人当たりの消費支出は単身世帯のほうが大きいことから、単身で著しく低所得である点に着目して、年金額に一定の加給金を加算することが考えられるのではないか。⇒ 『単身低所得高齢者加算』

所得保障施策における基礎年金の位置づけ

① 基礎年金の水準の位置づけ

- ・ 基礎年金の水準は、老後の生活の基礎的部分を保障するものとして決定されている。
- ・ 基礎年金は老後の生活の全部を支えるものではなく、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金等の自助努力もまた、老後の生活を支える重要な手段である。

「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。」（新年金法 吉原健二著 より抜粋）

② 国庫負担の意義

- ・ 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであるが、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っている。
- ・ また、昭和60年改正において、
 - ① 基礎年金が老後等の保障の基本的部分にあたり、この部分に対して、一般財源により負担する必要性が高いこと
 - ② 報酬比例の年金の部分についても国庫負担を行うことは、年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることになるという批判があったこと
 - ③ 基礎年金導入以前、制度ごとにバラバラの国庫負担率となっていたことに対し、制度間格差の観点から是正が求められていたことから、全国民共通の基礎年金に国庫負担を集中した。

※ 我が国の公的年金制度は、社会保険方式を基本とし、無業者や低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」を実現。こうした中、社会保険料に加え、国庫負担を組み合わせることにより、低所得者でも負担できる保険料水準に抑えるとともに、保険料負担が困難な者に一定の給付を保障する制度（免除制度）の実施を可能としている。

基礎年金の給付水準 改定経緯

- 昭和60年改正による基礎年金制度の導入後、平成6年改正までは、基礎的消費支出の状況等を勘案して政策改定を実施。 *なお、平成6年改正では、65歳以上単身無業者ではなく全世帯の伸びを勘案する方法に変更。
- 平成12年改正以降は、消費者物価上昇率に対応して改定。
- 平成16年改正で、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率により、自動的に毎年度改定される仕組みとしつつ、マクロ経済スライドを導入し、2023年度までの間、給付水準を調整。

改正年	金 額	設定の考え方
昭和60年	600,000円 (月額50,000円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して設定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 47,600円
平成元年	666,000円 (月額55,500円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して改定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 53,100円
平成6年	780,000円 (月額65,000円)	全世帯の消費水準の伸び、全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び等を総合的に勘案して改定。 (参考) 全世帯の消費水準の伸び: 17.4% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び: 16.6%
平成12年	804,200円 (月額67,017円)	消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率: 3.1% 全世帯の消費水準の伸び: 0.6% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び: 1.5%
平成16年	780,900円 * 本来水準 (月額65,075円)	(本来水準) 消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率: Δ 2.9% 全世帯の消費水準の伸び: Δ 6.1% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び: Δ 8.8%
	794,500円 * 物スラ特例 (月額66,208円)	(物価スライド特例水準) 消費者物価上昇率を勘案して改定するが、物価スライド特例法により、平成11~13年の消費者物価の下落分を据え置いたもの。 (参考) 平成11~13年の消費者物価上昇率: Δ 1.7% * 平成17年度以降は、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率に基づき自動的に改定。2023年度までマクロ経済スライドで調整。

生活保護と公的年金の役割の違い

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

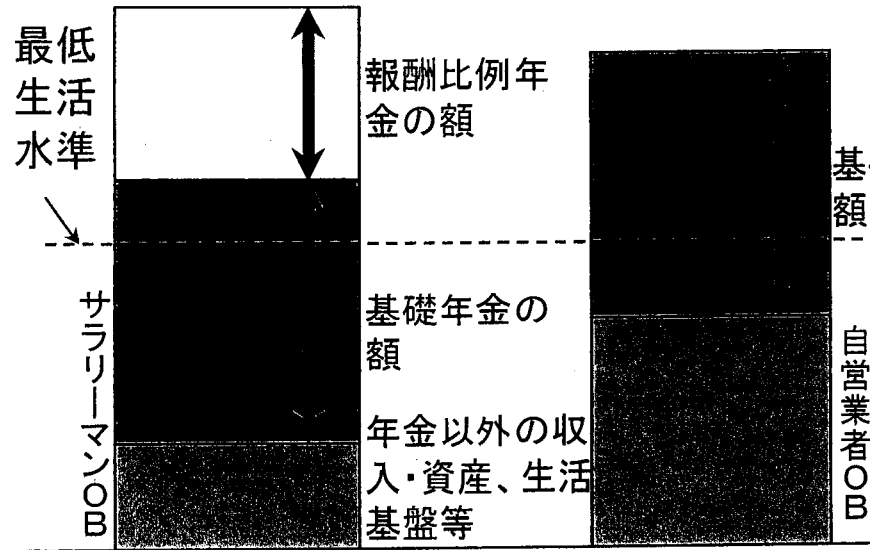
○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金給付の考え方

基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。
 また、受給時の個々の生活状況に関わりなく、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。

年金の額

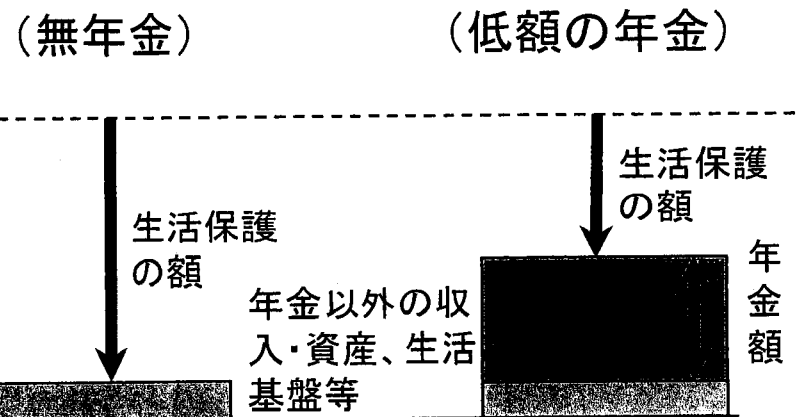
その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



調査はない

(参考) 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先



資力すべてを厳格に調査

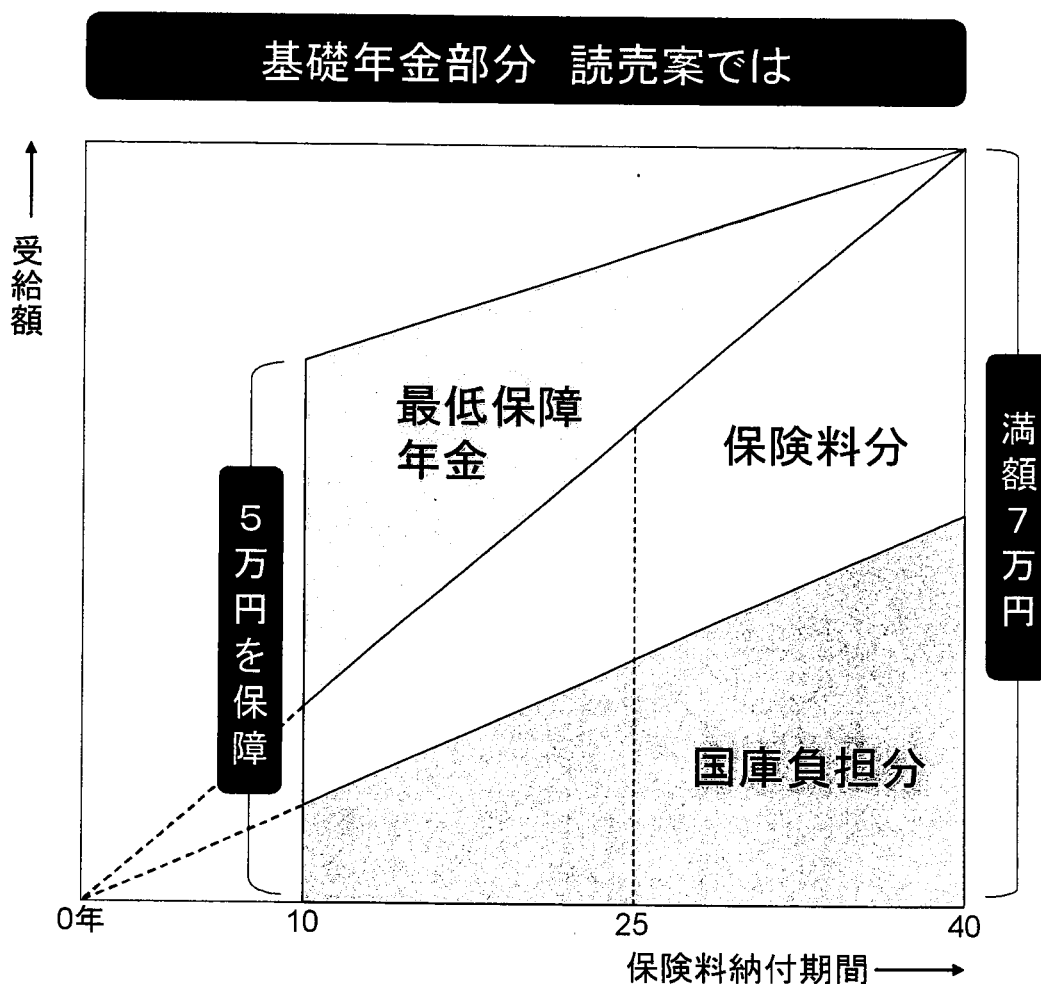
最低保障年金のイメージ

(読売新聞社案)

- 現行の社会保険方式を基本に、基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮し、「最低保障年金」(※)の創設で月5万円を保障。

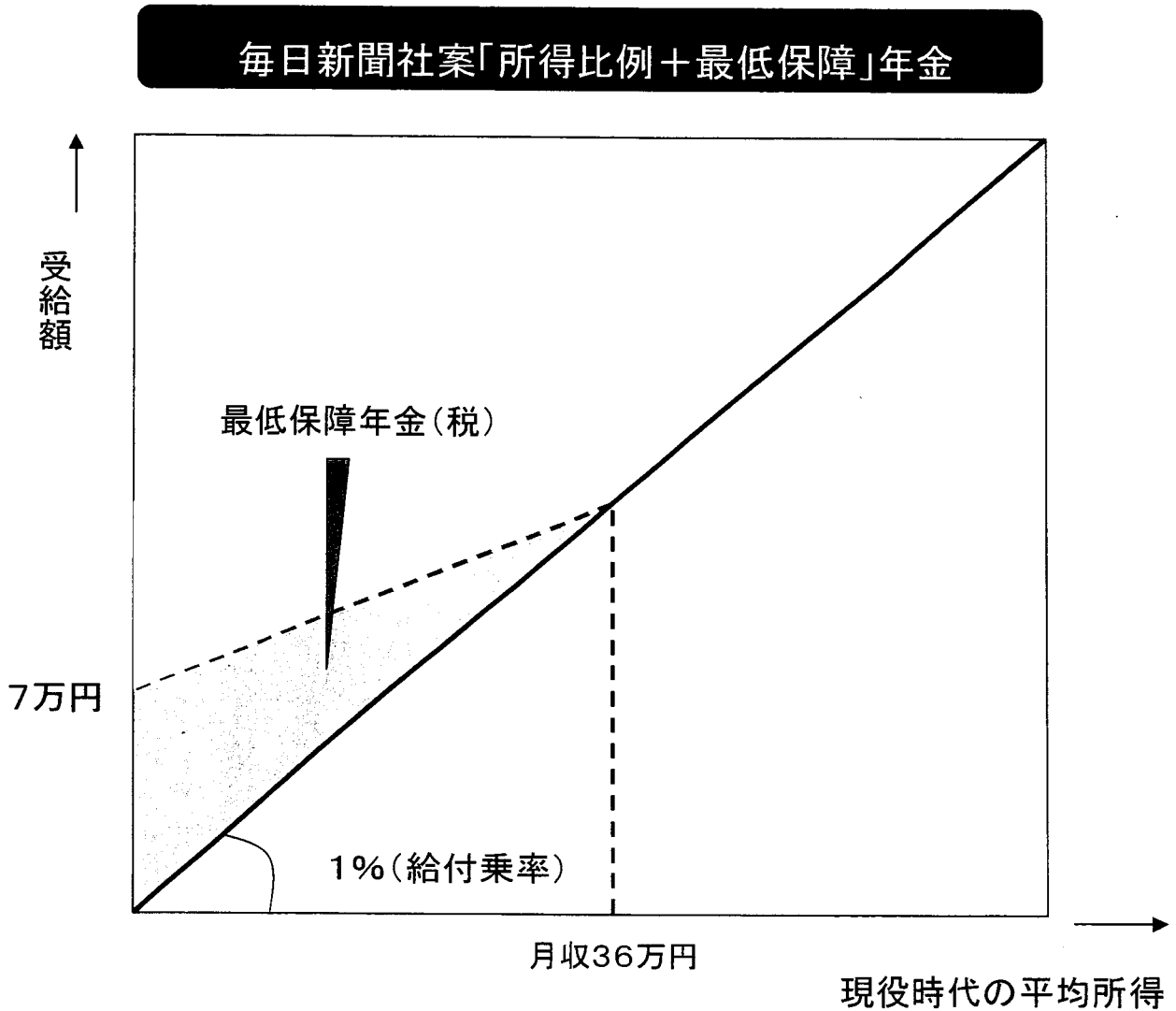
※ 年収200万円以下の高齢者世帯に限定。

- 基礎年金の満額を税財源の追加投入により月7万円に引上げ。



(毎日新聞社案)

- 老後の所得が不十分な人には最低保障年金を支給（40年加入で7万円。現役時代の平均年収が600万円以上の場合、支給されない。）



保険基盤安定制度(保険者支援制度)の概要(国保)

保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を公費で補填することにより、低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援し、中間所得者層を中心に保険料負担を軽減する。

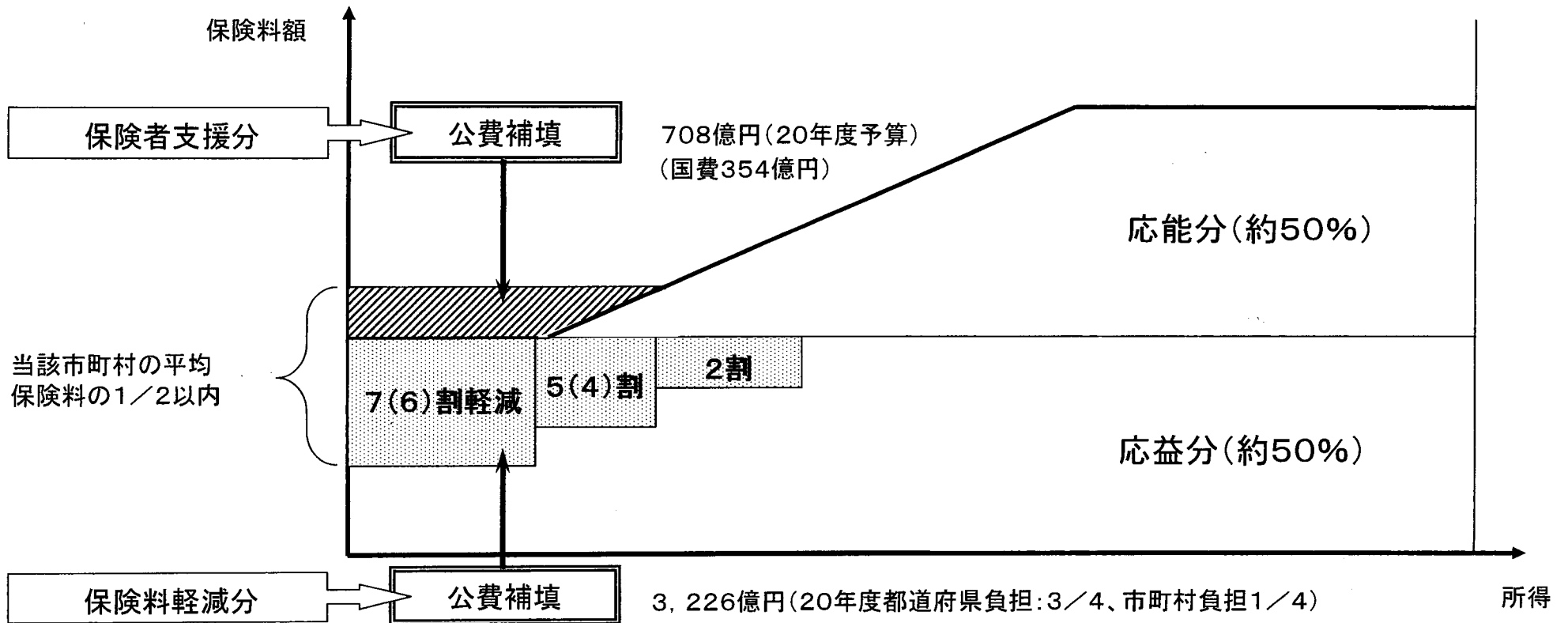
(平成15年度より3年間の時限措置、平成18年度より更に4年間の延長)

- 以下の式により算出した額を市町村一般会計から国保特別会計に繰り入れる。

一人当たり平均保険料収納額 × 保険料軽減世帯に属する一般被保険者数 × 一定割合 (※)

(※) 一定割合：7(6)割軽減世帯…12%(10%)，5(4)割軽減世帯…6%(5%)

- 保険者支援制度に対する公費負担割合 国：1/2，都道府県：1/4，市町村：1/4



平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳(粗い推計)

(単位:万人)

	H19実績 (実際に当該免除を受けている者)	所得状況によって分類した場合	現行の免除基準 所得(収入)	
			単身世帯	4人世帯
第1号被保険者(任意含む)	2,035 (100%)	2,035 (100%)		
第1号強制加入被保険者計	2,001 (98%)	2,001 (98%)		
全額免除	202 (10%)	521 (26%)	~57万円(122万円)	~162万円(257万円)
4分の3免除	27 (1%)	284 (14%)	~93万円(158万円)	~230万円(354万円)
半額免除	19 (1%)	169 (8%)	~141万円(227万円)	~282万円(420万円)
4分の1免除	8 (0%)	153 (8%)	~189万円(296万円)	~335万円(486万円)
若年者納付猶予	37 (2%)	103 (5%)	~57万円(122万円)	
学生納付特例	166 (8%)	251 (12%)	~141万円(227万円)	
法定免除	113 (6%)	113 (6%)		
免除、猶予なし	1,430 (70%)	410 (20%)		
第1号任意加入被保険者	34 (2%)	34 (2%)		

(注1)()内の%は、第1号被保険者の総数に対する割合である。

(注2)現行の免除基準は、申請者が世帯全員を扶養している世帯主である場合における申請者本人の所得(収入)の目安。
なお、申請免除は申請者本人、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年の所得が、扶養状況に応じた免除基準に該当することが必要。

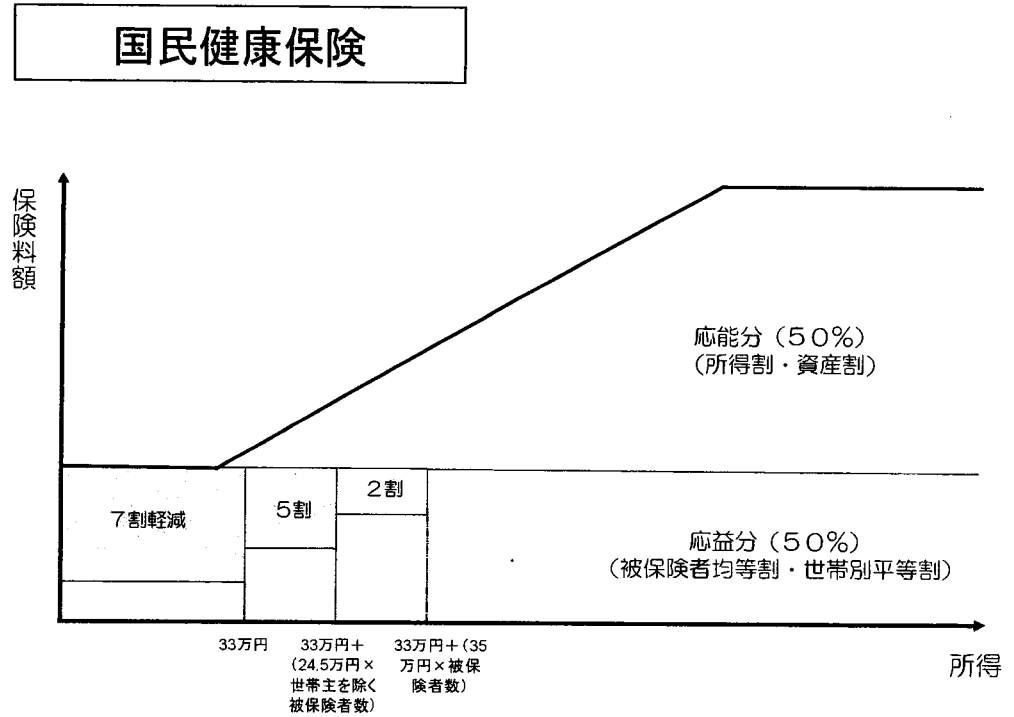
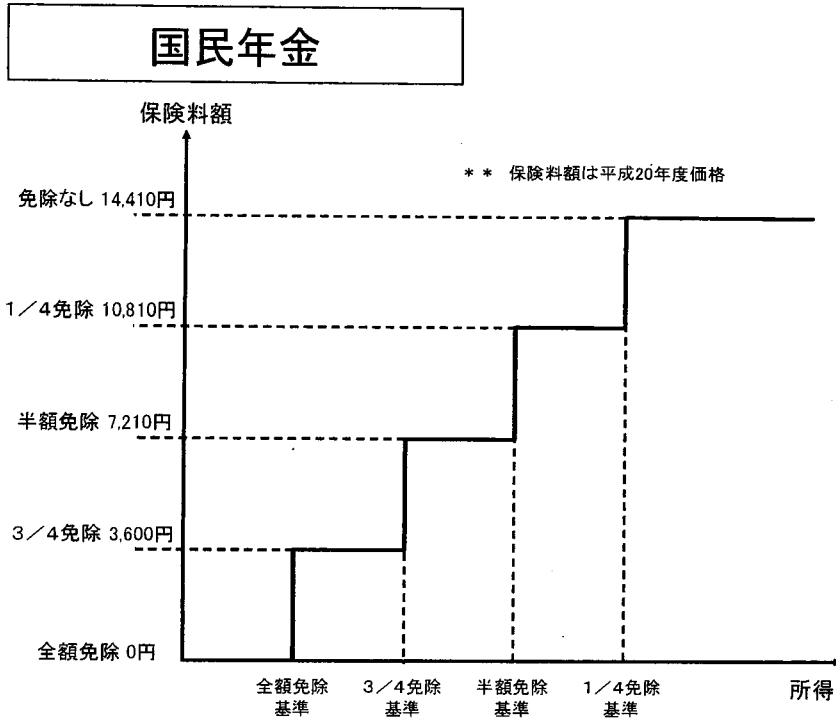
(注3)若年者猶予制度は、本人及び配偶者の前年の所得が、それぞれ全額免除基準に該当することが必要であり、
学生納付特例制度は、本人の前年の所得が半額免除基準に該当することが条件。

(注4)所得分布は、平成17年国民年金被保険者実態調査「所得特別調査」に基づく推計(平成16年所得)。調査対象者から、所得不詳、調査で学生と回答した者、16年度末に学生納付特例者であった者を除いて推計した。

(注5)任意加入被保険者及び法定免除者は、平成19年度末実績。

(注6)学生納付特例該当者は、平成17年国民年金被保険者実態調査及び平成19年度末時点の年齢別被保険者割合からの推計である。

<保険料の減免・設定のイメージ>



24

免除内容 (実負担額)	免除基準 (単身世帯の場合)	免除基準 (2人世帯の場合)	免除基準 (4人世帯の場合)	免除基準の考え方
全額免除 (0円)	所得 57万円 収入 122万円 (月収 10.1万円)	所得 92万円 収入 157万円 (月収 13.1万円)	所得 162万円 収入 257万円 (月収 21.4万円)	市町村民税の均等割が非課税となる合計所得金額の額に準拠
4分の3免除 (3,600円)	所得 93万円 収入 158万円 (月収 13.2万円)	所得 142万円 収入 229万円 (月収 19.1万円)	所得 230万円 収入 354万円 (月収 29.5万円)	半額免除に係る所得税課税所得額の2分の1
半額免除 (7,210円)	所得 141万円 収入 227万円 (月収 18.9万円)	所得 195万円 収入 304万円 (月収 25.3万円)	所得 282万円 収入 420万円 (月収 35.0万円)	4人世帯の基本的消費支出水準にあわせた所得要件をもとに算出
4分の1免除 (10,810円)	所得 189万円 収入 296万円 (月収 24.7万円)	所得 247万円 収入 376万円 (月収 31.3万円)	所得 335万円 収入 486万円 (月収 40.5万円)	半額免除に係る所得税課税所得額の2分の3

(注1) 平成20年度の国民年金保険料は、月額14,410円

(注2) 各欄の「月収」は「収入」を12で割ったもの

軽減内容	軽減基準 (単身世帯の場合)	軽減基準 (2人世帯の場合)	軽減基準 (4人世帯の場合)	軽減基準所得
7割軽減	所得 33万円 給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	所得 33万円 給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	所得 33万円 給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	33万円
5割軽減		所得 57.5万円 給与収入 122.5万円 (月収 10.2万円)	所得 106.5万円 給与収入 177.5万円 (月収 14.8万円)	33万円+(24.5万円× 世帯主以外の被保険者数)
2割軽減	所得 68万円 給与収入 133万円 (月収 11.1万円)	所得 103万円 給与収入 171.9万円 (月収 14.3万円)	所得 173万円 給与収入 273.1万円 (月収 22.8万円)	33万円+(35万円× 世帯に属する被保険者数)

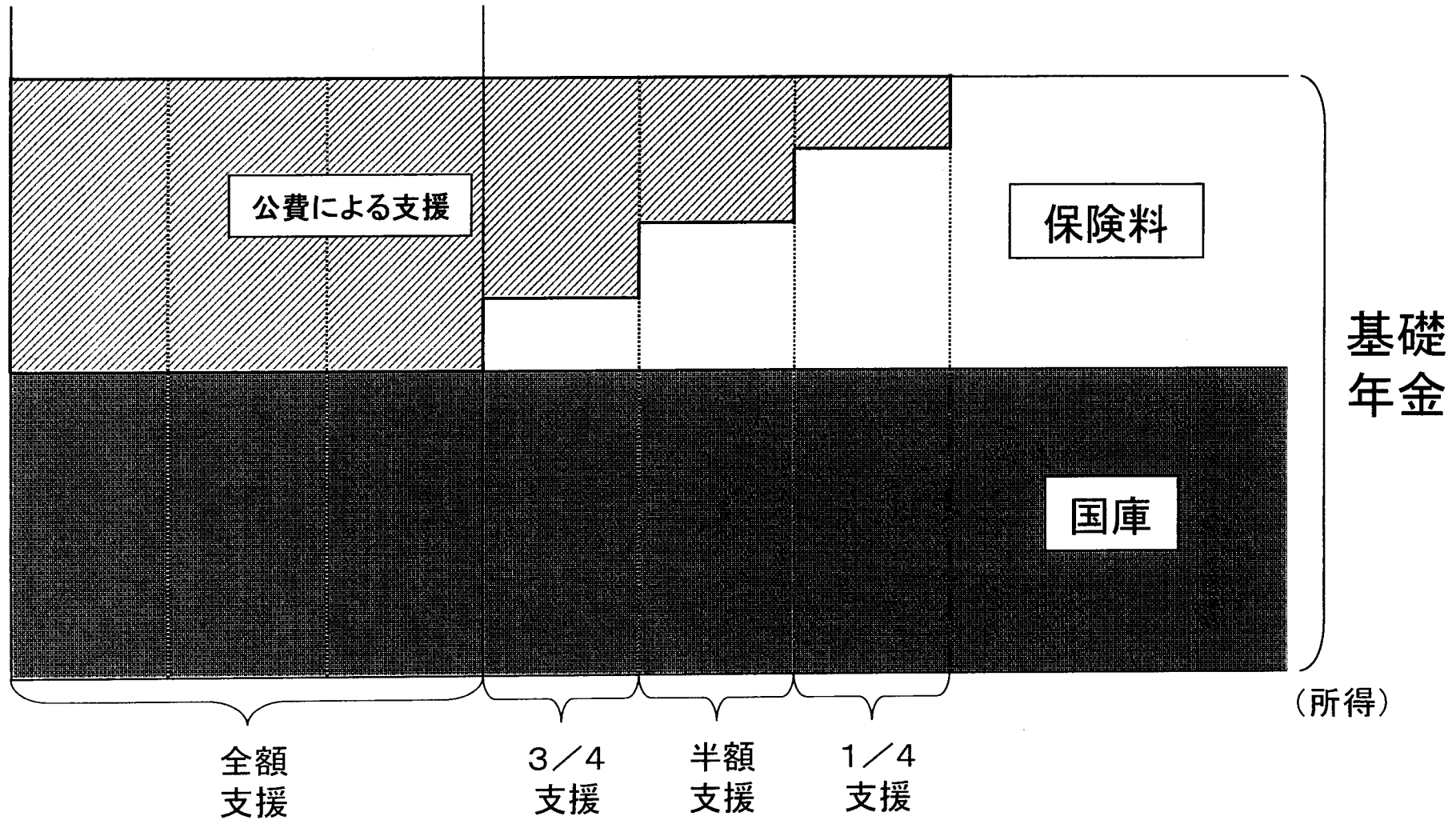
(注) 各欄の「月収」及び「月額」は「収入」を12で割ったもの。

※国民健康保険料(税)の1世帯あたりの調定額 15.5万円(月額約1.3万円)

※国民健康保険料(税)の1人あたりの調定額 8.3万円(月額約0.7万円) (平成18年度国民健康保険事業年報より)

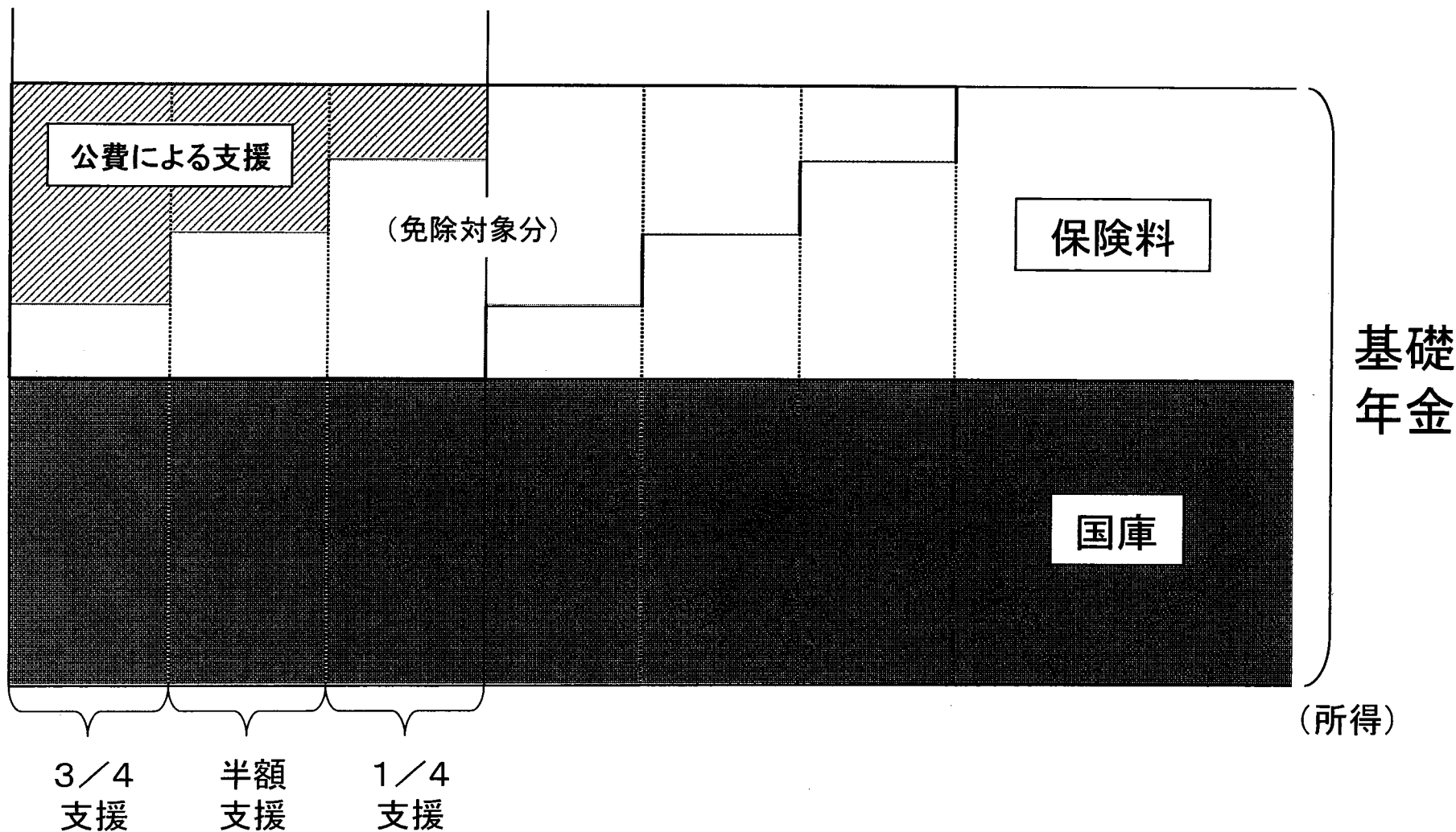
保険料軽減支援制度のイメージ

(支援基準を現行の国民年金の免除基準とした場合)



保険料軽減支援制度のイメージ

(支援基準を現行の国民健康保険の軽減基準程度とした場合)



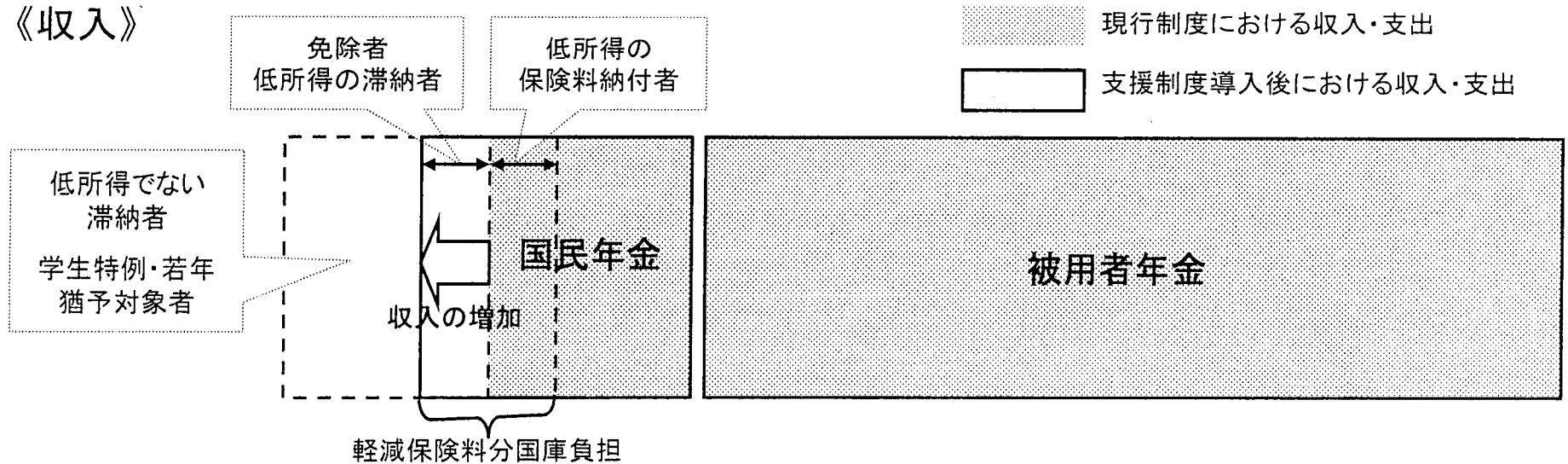
保険料軽減支援制度が各制度の収支に与える影響(イメージ図)

○ 保険料軽減支援制度を導入することには、年金財政にとっては、国民年金の納付率が上昇するのとほぼ同様の効果を及ぼす。

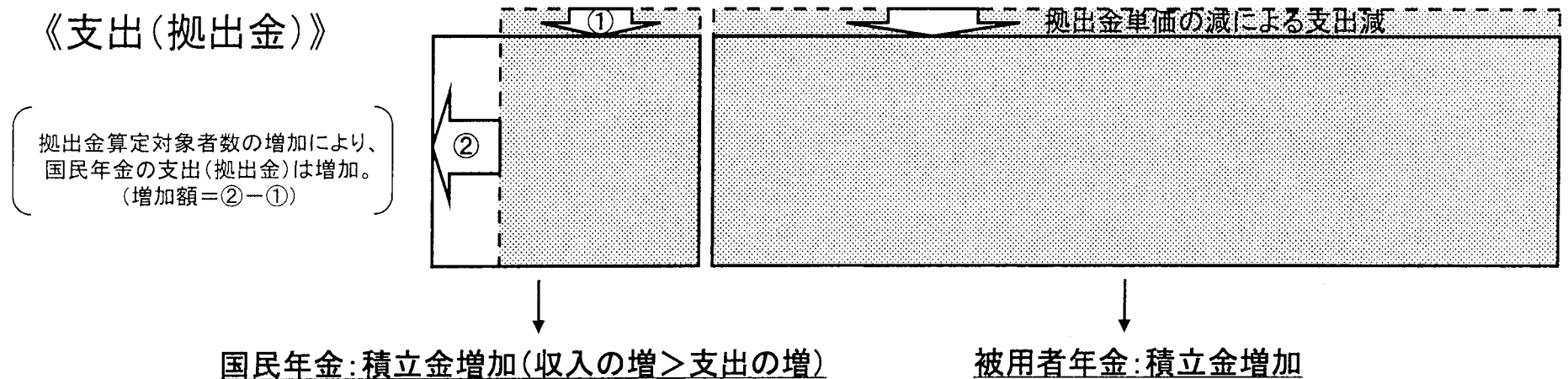
短期的な影響：国民年金の収入の増加、国民年金の拠出金の増加(収入の増加分が大きいため、積立金は増大)、被用者年金の拠出金の減少(それにより積立金は増大)

長期的な影響：長期的な財政には大きな影響はないが、若干のプラス影響。

《収入》



《支出(拠出金)》



国民年金保険料の納付率に応じた給付の所得代替率(社会保障国民会議「公的年金制度に関する定量的なシミュレーション結果」(平成20年5月))

- 国民年金保険料の納付率の前提が80%の場合の他に、65%とした場合及び90%とした場合について計算を行った。
- 納付率の前提を高く(低く)設定すれば、基礎年金給付費は若干大きく(小さく)なるが、その変化はそれほど大きくない。
 - ※ 基礎年金全体の加入者数は7,000万人。このうち、国民年金の第1号被保険者は2,100万人であるが、国民年金保険料の納付率は、この2,100万人の中の免除者等を除いた1,600万人に関する納付率であるため、納付率の前提が基礎年金給付費全体に与える影響は小さい。

○ 現行制度で国民年金の納付率の前提を置き換えた場合の見通し(名目額)

(兆円)

	基礎年金給付費				うち保険料負担分			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
納付率90%ケース	19	23	28	57	9	12	14	28
納付率80%ケース	19	23	28	56	9	12	14	28
納付率65%ケース	19	23	28	55	9	12	14	27

(注)保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 各試算の保険料水準は、いずれも、

厚生年金 18.3% (2017年度～)

国民年金 16,900円 (平成16年度価格、2017年度～)

※ マクロ経済スライドにより調整された給付の所得代替率は、

納付率90%ケース : 51.8%

納付率80%ケース : 51.6%

納付率65%ケース : 51.1%

※ 経済前提は、ケースⅡ-1を用いている。

基礎年金、全額消費税で

本社研究会報告

日本経済新聞社は、年金制度改革に関する報告をまとめた。少子高齢化の加速や保険料未納問題の深刻化で制度維持が難しくなりつつある状態を立って直すために、基礎年金の財政運営を

未納問題や不公平解消

現行の公的年金は制度への国民各層の不信感の高まりに、社会保険庁による加入記録のずさんな管理が重なって保険料の未納問題が深刻化し、制度維持が危ぶまれている。福田康夫首相は年金改革を中心に社会保障制度を議論する国民会議を近く新設する。

持続性高め信頼回復

税率5%上げ、保険料廃止

社会保険方式から税方式に移行させるよう求めている。給付総額十九兆四千億円(二〇〇九年度)の財源すべてを消費税で賄うこととし、保険料を充てている十二兆円を消費税に置き換える。このため税率を5%前後引き上げる。保険料は廃止することで全体の負担は変わらない。制度の持続性を確保にするとともに無年金者をなくすのが狙いだ。(関連特集6、7面に)

を解決できる。国民年金の未納率は三四%、免除や猶予を含めた実質未納率は五二%に達している。財源を年金目的の消費税に置き換えれば未納未加入者などを含めてすべての人が消費に際して必ず負担するため未納問題は解消し、無年金に陥る人をなくせる。第二に、負担の不公平を是正できる。いまは保険料を払っていない会社

十歳までの居住期間に当たって支給する。未納期間があれば給付は少なくなるが、移行時に限り未納分の一括払いを認める。無年金や極端な低年金で生活に困るような高齢者への配慮も課題だ。生活必需品に軽減税率を導入しそれらの人々も困らないようにする。また、新制度のなかで特別な救済策を工夫するなどだ。共通年金は所得による

成長戦略の充実に不可欠。現在、基礎年金の支給開始年齢は原則として六十五歳。将来の消費税負担が過重になるのを防ぐために、六十七歳などにさらに上げることが課題になる。雇用期間の延長も必要だ。より根本的には、経済成長を促す政策や少子化対策に力を挙げて取り組むことが不可欠になる。また与野党は年金制度改革の真摯(しんしん)に議論し、指すことが望まれる。

日本経済新聞社は国民的議論の参考になることを期し、論議委員会と東京本社編集局が主体となり、〇七年九月に「年金制度改革研究会」を発足させた。外部有識者の意見を聞きながら議論を

基礎年金を税方式にして低年金者に税財源による補完年金を支給する④基礎年金すべてを消費税を財源とする税方式に移行させる。というものだ。それぞれの利点と問題点を丁寧に比較した。その結果、国民にわかりやすい見方がある。新制度は基礎年金(厚生

員世帯の専業主婦も消費税を払うため、世代内の不公平が緩和される。年金を受給している高齢世代も税を負担する。世帯間の不公平も和らぐ。第三に、所得の多寡にかかわらず定額を払う国民年金の保険料より、消費額の一定割合を払う消費税のほうが所得が低い人の負担の度合いが軽くなる傾向がある。第四に、移行前に保険料を払っていた人には支払期間に相当する受給権を旧制度に

加入させるための原資に充てるようにする。保険料を原則二十五年払わなければ受給権が得られない最低加入要件は大幅に短縮する。米、英や税方式年金を採用している加拿大などを参考に、たとえば最低十年間、日本に住めば受給権を得るようになる。四十年居住で満額支給とする。移行は二一、四十年の経過期間を設け負担の公平を円滑に解消する。移行前に保険料を払っていた人には支払期間に相当する受給権を旧制度に

研究会報告の骨子

税方式に全面移行

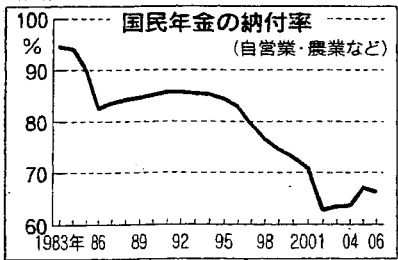
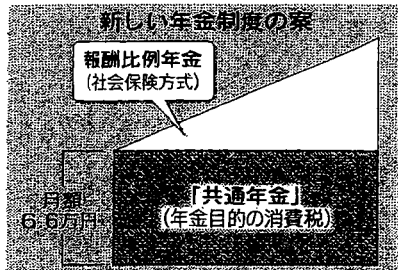
- 基礎年金(厚生、共済年金受給者の基礎年金部分を含む国民年金)の財源を保険料から全額消費税に置き換える
- 税率の上げ幅は5%前後
- 置き換えて全体の負担は増減は生じない

給付水準は現状維持

- 月額給付は満額で6万6000円
- 国内居住10年程度を支給要件に
- 移行期間は旧制度に基づく保険料負担を給付に反映
- 年金課税を強め高所得者への給付を抑制
- 支給開始年齢の引き上げを検討

制度安定へ成長促進

- 3.7兆円の企業負担軽減分は非正規労働者の厚生年金への加入拡大に
- 成長戦略や少子化対策を充実
- 与野党は党派を超えて成案を



減税率の導入を考慮せず、税率を上げ、保険料の未納問題に計算すると、税率上げ

税方式 と 社会保険方式

		税方式	社会保険方式
基本的な仕組みと特徴		<ul style="list-style-type: none"> ○個人の保険料拠出を必要とせず、拠出にかかわらず国内在住年数等の要件で一律に給付。*「公助」の考え方 ○恩恵的な性格が強い。 ○企業の役割が必ずしも明確ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定期間にわたって保険料を拠出し、拠出した程度に応じた額の年金を給付。(自律自助) *「自助」を通じた「共助」の考え方 ○権利的な性格が強い。 ○企業の役割を明確に位置付け(事業主負担)
負担	拠出と給付の関係	○対応関係がないため、不明確。	○全体でも個人単位でも対応し、明確。
	負担する者	○現役世代だけでなく高齢者も一定程度負担する。	○現役世代のみが負担する。
	引上げの現実性	○理解を得にくい。	○税財源よりも理解を得やすい。
	引上げの実績	租税負担率(対NI) 18.9%(1970)→21.5%(2005)	社会保障負担率(対NI) 5.4%(1970)→14.4%(2005)
	財政運営の安定性	○他政策との競合、景気変動に伴う税収変動等の影響を受けやすい。	○長期的収支計算に基づいて安定的に財政運営。 * 保険料も景気変動等の影響を受けるが長期的には給付も連動するので影響は小さい。
給付	給付水準	○社会保険方式と比較して低水準になりやすい。	○税方式と比較して満額給付を高水準にしやすい。ただし、保険料拠出が十分でない場合、低年金になる。(低所得者には保険料免除)
	所得制限	○所得水準等による給付制限を行われ易い	○基礎年金には所得制限は馴染まない。
	生活保護との関係	○生活保護との関係の調整が必要。 * 高齢者に対する生活保護を廃止する等。	○生活保護とは役割が異なるので調整は必要ない。(生活保護制度の中で給付額を調整)

(注) 現行の社会保険方式から税方式に移行する場合、

- ・現行の事業主負担がなくなる一方で巨額の税財源が必要になり、医療や介護の財源との関係も含めて整理が必要。
- ・満額の給付額を現行と変更しないのであれば、未納による無年金・低年金者を救済する性格の強い政策になる。逆に、既に保険料を納付したり、既に受給している人に別途給付を行えば、さらに巨額の財源が必要になる。

社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する 定量的なシミュレーション(抜粋・要約版)

1. シミュレーションの経緯等

- 社会保障のあるべき姿について国民に分かりやすく議論を行うことを目的として、本年1月、「社会保障国民会議」が設置され、その下に、年金・雇用を議論する「所得確保・保障分科会」など3つの分科会が設置された。
- 「所得確保・保障分科会」においては、公的年金制度のあり方の検討に当たり、「定性的な議論」だけでなく「定量的な議論」も行えるようシミュレーションを行うこととなり、客観的で中立的なシミュレーションとなるよう、分科会で作業の「前提」が整理された(4月30日第3回分科会)。

(作業前提のポイント)

- ・客観的・中立的なシミュレーションを行うため、試算の基礎データを開示し、第三者が再検証できるようにする
 - ・現在各方面から提案されている案を念頭に置き、①現行制度、②社会保険方式を前提にした修正案、③税方式化を前提とした提案、について複数のシミュレーションを行う
 - ・「マクロ試算」(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算)と「ミクロ試算」(個々の家計等に与える影響を示した試算)を行う
- 5月19日の第4回分科会において、シミュレーションの結果が報告された。なお、試算の詳細なデータは以下のURLで公開されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/>

2. シミュレーション結果

(1) マクロ試算(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算) [税方式化案のシミュレーション]

○ 国庫負担1/2を超えて「追加的に必要となる税財源」とその「消費税率換算」は、以下のとおり。

年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
	兆円	消費税率換算	兆円	消費税率換算	兆円	消費税率換算	兆円	消費税率換算
2009年度 (移行当初)	14兆円	5%	9兆円	31/2%	24兆円	81/2%	33兆円	12%
	〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円〕		〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円〕		〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円〕		〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円〕	
2050年度	35兆円	7%	32兆円	6%	42兆円	8%	50兆円	91/2%

* 上記のほか、国庫負担割合を現行から1/2に引き上げるために、消費税率換算で約1%の税財源が必要

(注) 各ケースについては、過去の保険料納付実績の給付への反映について、以下のとおり想定。

- ケースA : 過去の納付状況に関係なく一律給付
- ケースB : 過去の保険料未納期間に応じて減額
- ケースC : 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当)して給付
- ケースC' : 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当)して給付

(2) ミクロ試算(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計に与える影響を示した試算)

* マクロ統計であるSNA(国民経済計算)における平成18年度国内家計最終消費支出は約283兆円。一方、今回の試算に用いた家計調査における1世帯当たり消費支出(年間310万円)に世帯数(5,000万)を乗じても約150兆円であり、マクロ統計との対比で明らかに過小。
⇒統計の制約上、家計調査を用いて試算せざるを得ないが、結果の解釈には十分な留意が必要。

《家計》

① 勤労者世帯モデル

すべての所得階層において、「基礎年金分の保険料軽減額」 < 「消費税負担の増加額」 ⇒ 負担増

② 自営業者等世帯モデル

概ね、「基礎年金分の保険料軽減額」 > 「消費税負担の増加額」 ⇒ 負担減

ただし、かなりの高所得者層と、保険料免除の対象となるような低所得層においては、
「基礎年金分の保険料軽減額」 < 「消費税負担の増加額」 ⇒ 負担増

③ 年金受給者世帯モデル

消費税負担が増加 (ただし、上記の「ケースA」「ケースC」の場合は、年金給付も増加する場合あり) ⇒ 負担増

《企業》

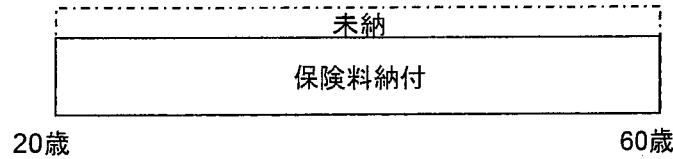
基礎年金分の保険料のうち事業主負担分がなくなる ⇒ 負担減

＜ 移行パターンのイメージ ＞

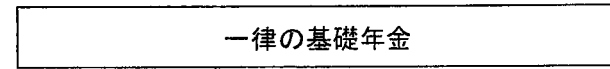
（現役時代の拠出の状況）

（税方式導入後、受給する給付額）

税方式導入時、すでに受給している者



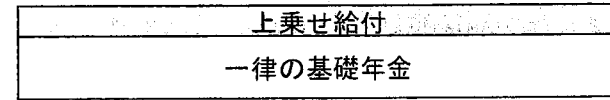
(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付



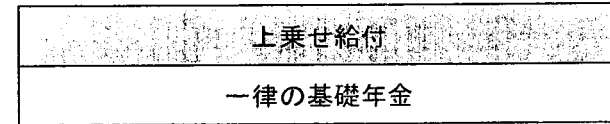
(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額
未納期間分を減額



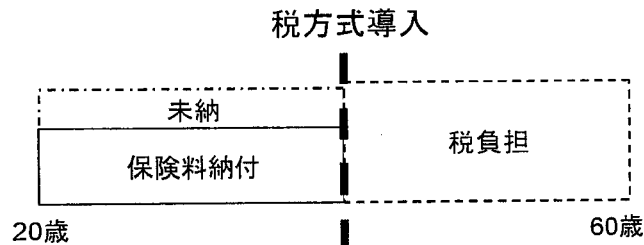
(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付



(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付



現役時代の途中で税方式導入となった者



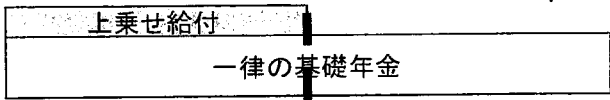
(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付



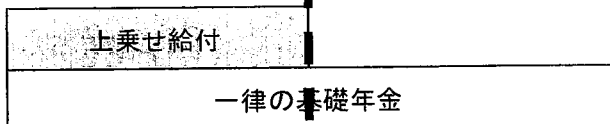
(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額
未納期間分を減額 一律の基礎年金



(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付



(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付



導入前期間に見合う給付 ← → 導入後期間に見合う給付

○ マクロ試算のシミュレーション結果(マクロ試算3-1)

各移行パターンごとの追加財源の規模と消費税率換算(ごく粗い機械的試算)

〔経済前提 : ケースⅡ-1〕 (平成19年2月暫定試算の「基本ケース」)

- 移行パターンA~Cのそれぞれについて、現行制度の基礎年金国庫負担(1/2分)を超えて追加的に必要になる財源を計算し、その消費税率換算率を算出した。

基礎年金を税方式にした場合の追加財源の規模と消費税率換算について

年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
2009年度	14兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円〕	5 %	9兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円〕	3 1/2 %	24兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円〕	8 1/2 %	33兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円〕	12 %
2015年度	17兆円	5 1/2 %	12兆円	3 1/2 %	28兆円	8 1/2 %	39兆円	12 %
2025年度	20兆円	5 %	15兆円	3 1/2 %	31兆円	8 %	42兆円	10 1/2 %
2050年度	35兆円	7 %	32兆円	6 %	42兆円	8 %	50兆円	9 1/2 %

- 平成20年度の予算における基礎年金国庫負担割合は37.3%(1/3 + 40/1000)であることから、上記の消費税率換算の他に、国庫負担割合1/2にまで引き上げるための財源として、約1%が追加的に必要になる。

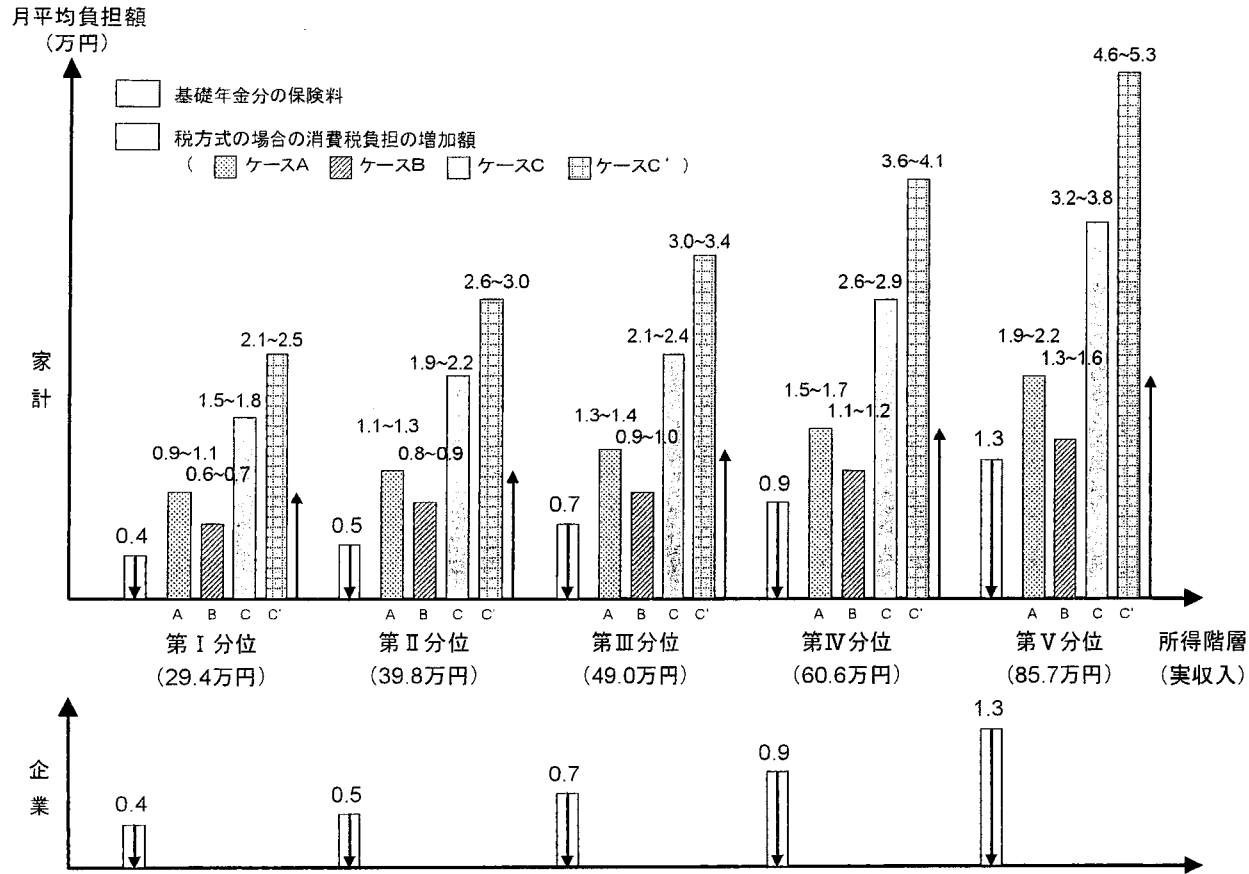
※ 経済前提: ケースⅡ-1の場合における移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果を示している。

なお、比較対象とする現行制度における国民年金保険料の納付率の前提は80%の場合としている。経済前提の違いによる影響についてはマクロ試算5-2を参照。

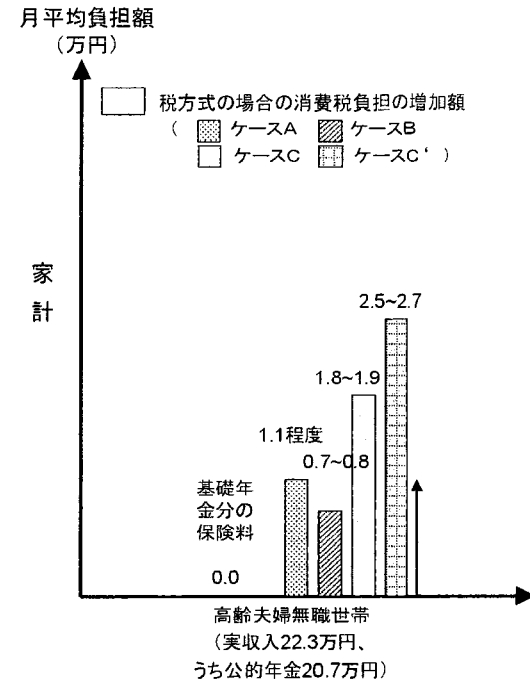
※ 消費税率換算に用いた消費税率は、将来、経済成長率と同程度に伸びるものとして計算している。

○ ミクロ試算のシミュレーション結果(ミクロ試算 1~4)

[勤労者世帯モデルのケース]



[年金受給世帯モデルのケース]

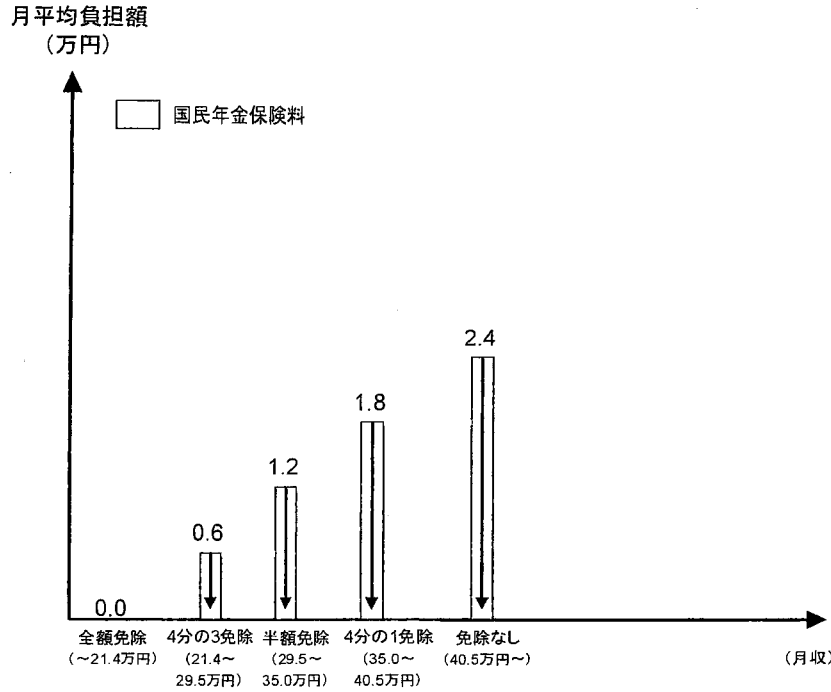


[ケースA]
 低年金・無年金だった者の場合は、年金給付額が増加する。
 [ケースB]
 年金給付額に変化なし。
 [ケースC]
 低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

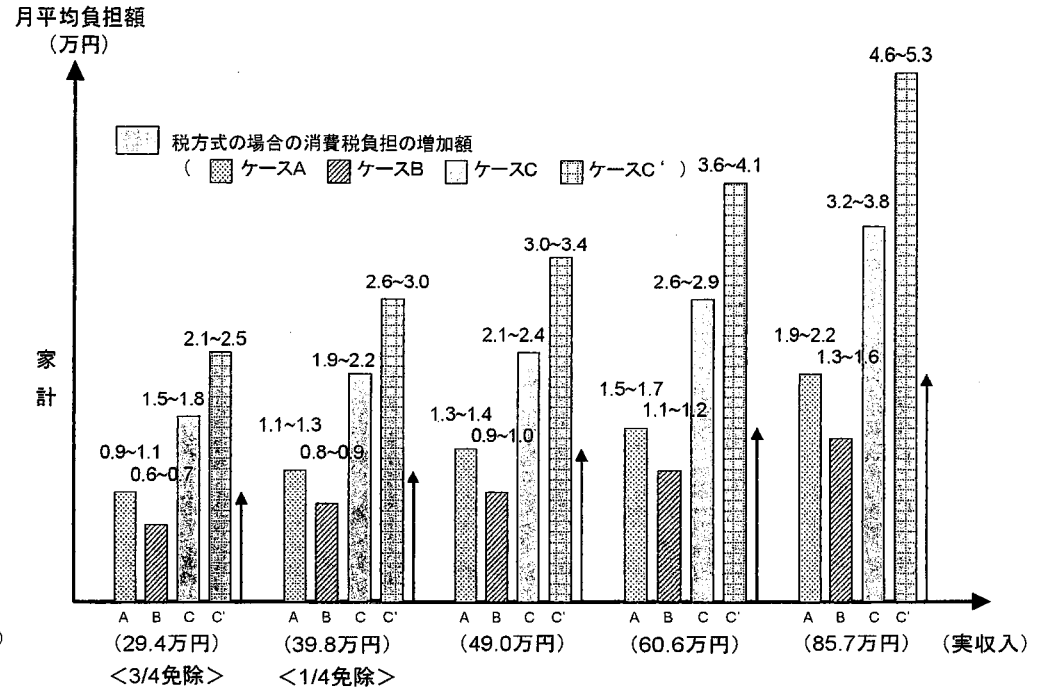
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。
 ※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

[自営業者等世帯モデルのケース]

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額

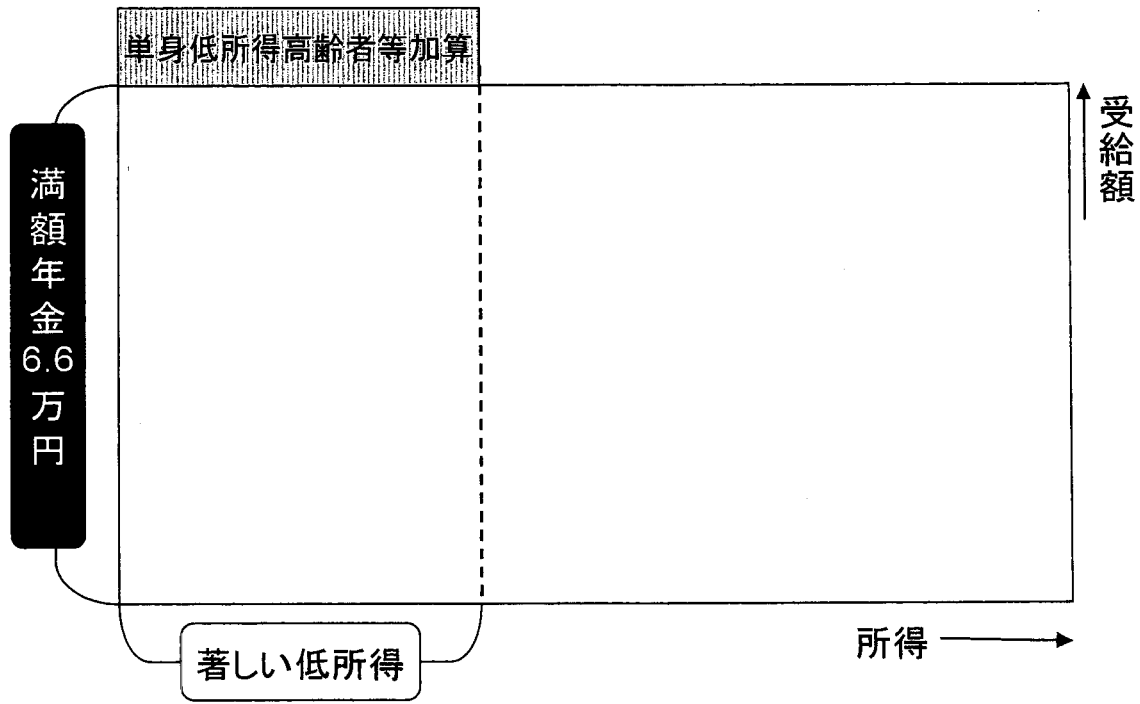


※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

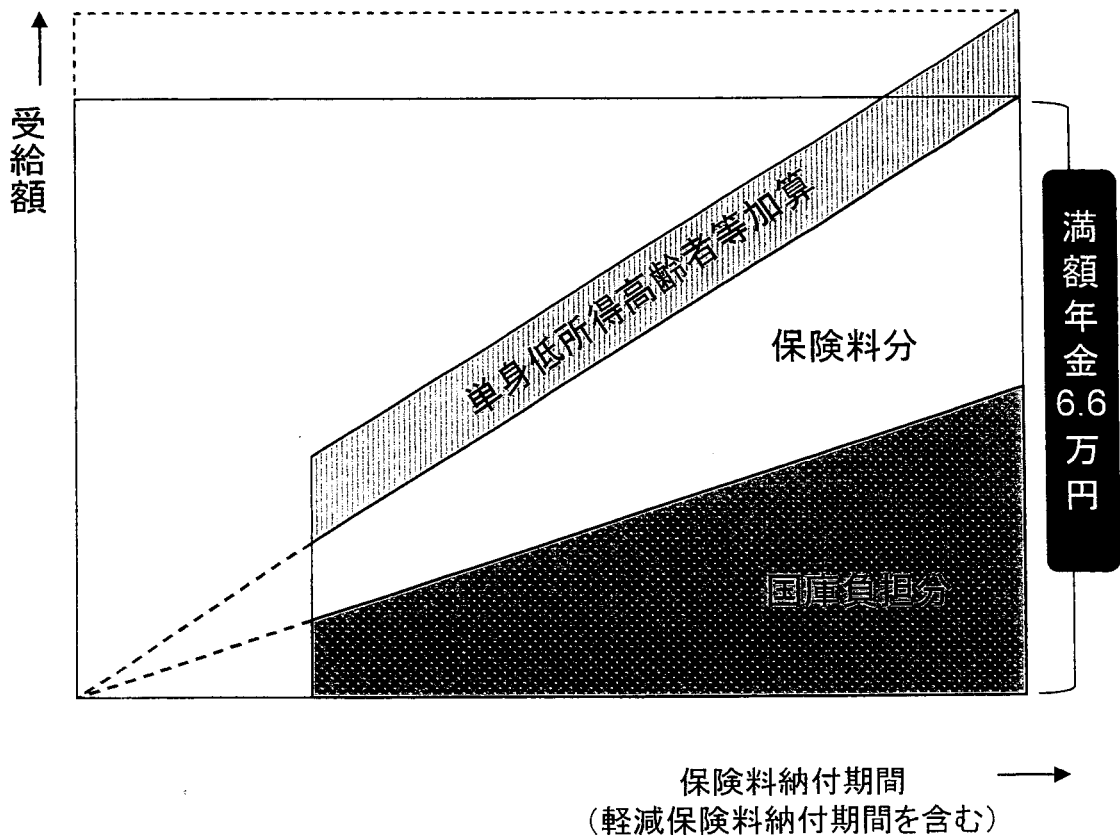
※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

【単身低所得高齢者等加算】のイメージ

《所得でみた場合》

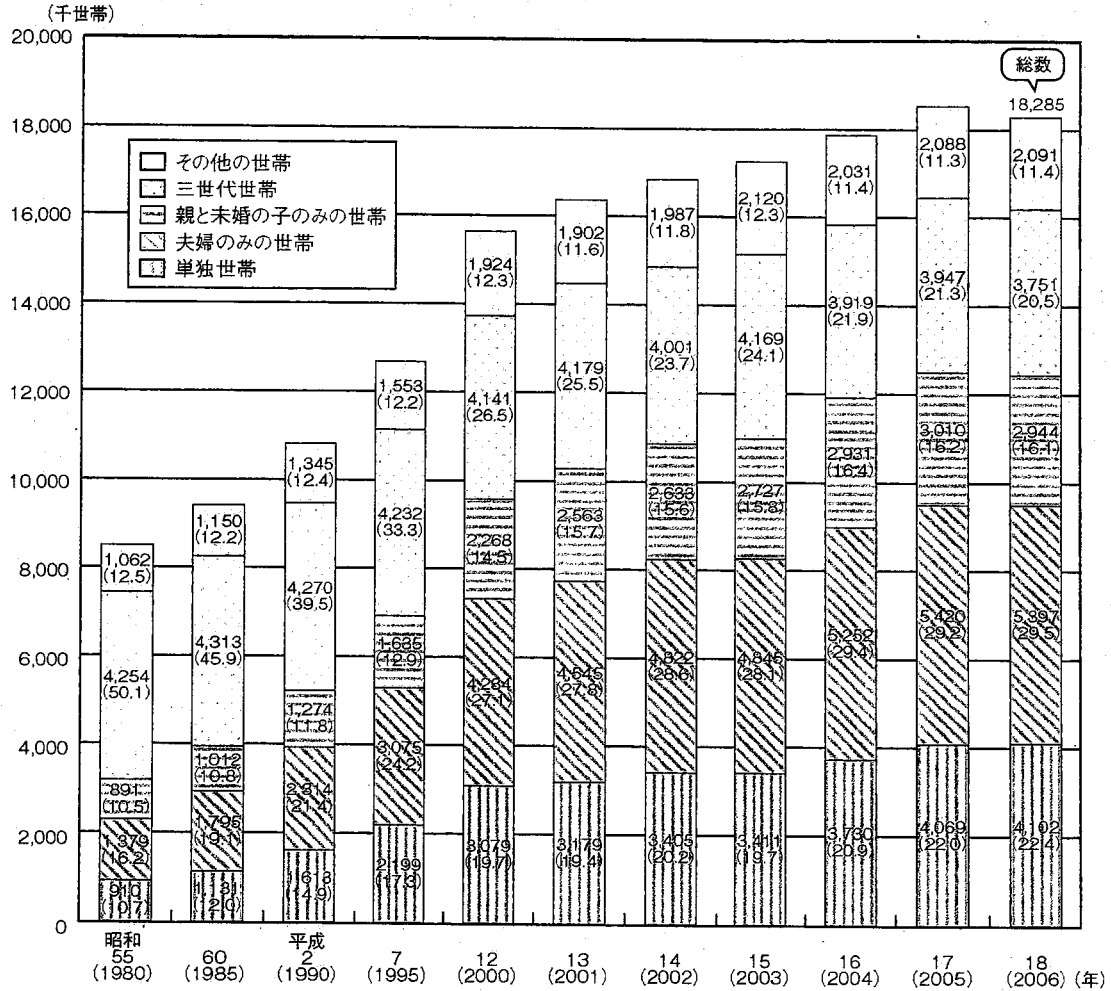


《保険料納付期間でみた場合》



高齢者の世帯構成

65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）

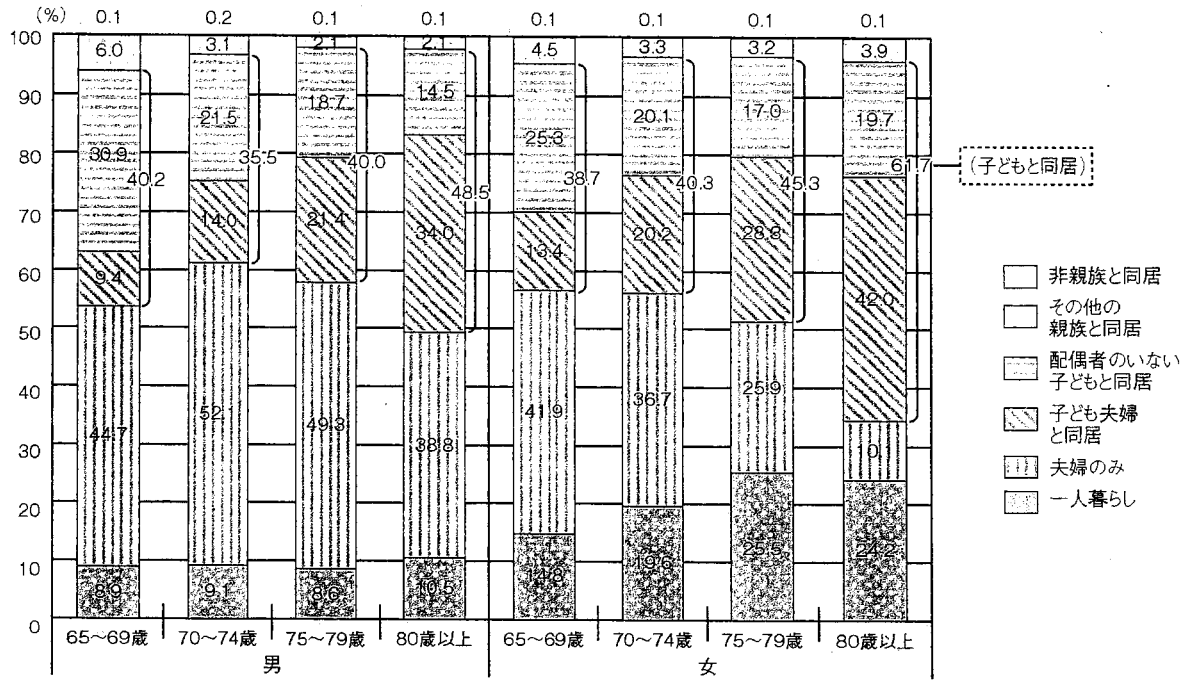


資料：昭和60年以前は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降は厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

(注2) () 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合 (%)

高齢者の男女・年齢階級別にみた家族構成割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成18年)

(注1) 「一人暮らし」とは、上記調査における「単独世帯」のことを指す

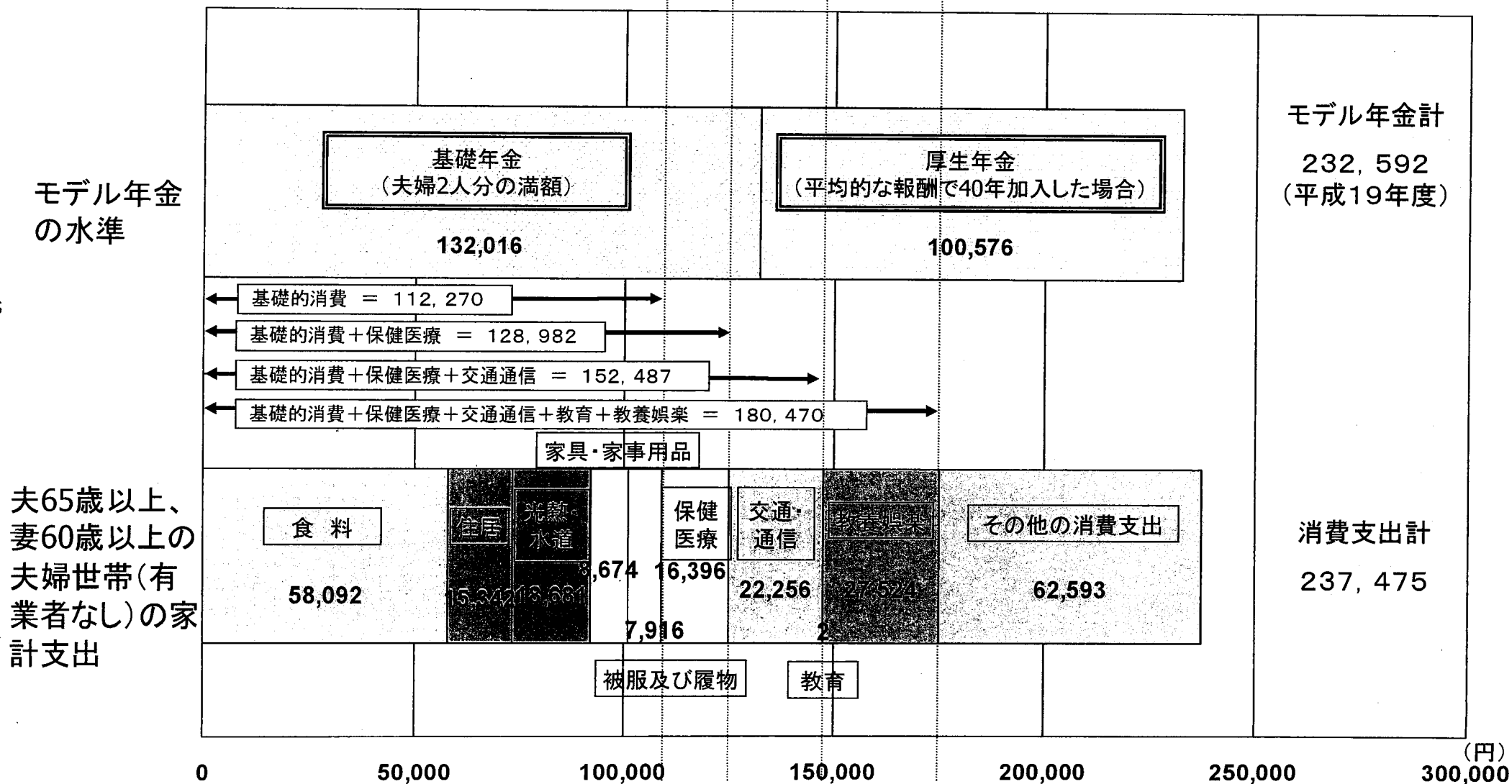
(注2) () 内の数値は子どもと同居している者の割合 (子ども夫婦と同居と配偶者のいない子どもと同居の合計)

「平成20年版 高齢社会白書」より抜粋

夫婦2人高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

○ 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯(有業者なし)の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。

40

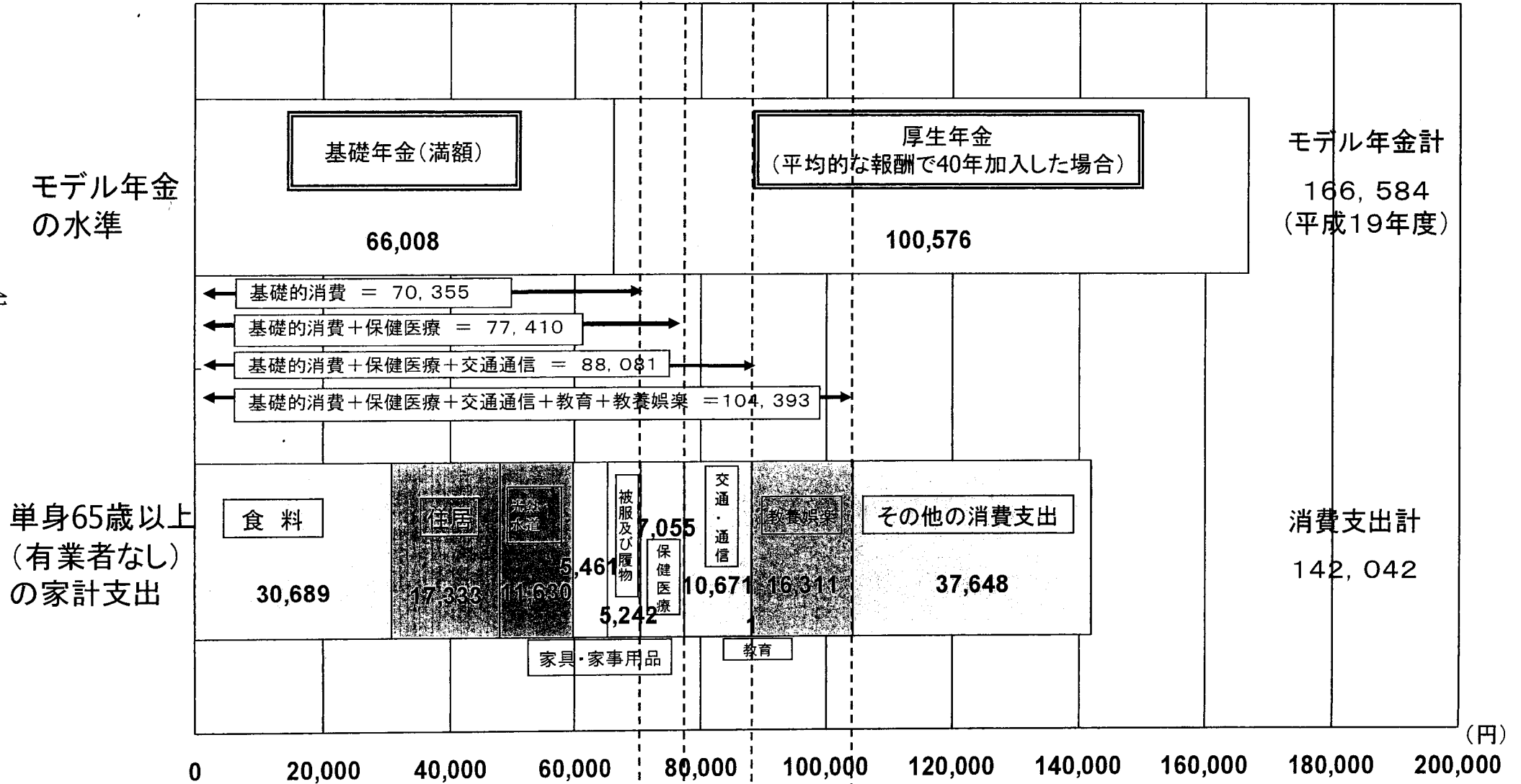


(資料)平成19年家計調査年報(総務省統計局)

単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

○ 基礎年金の水準（満額66,008円）を単身高齢者世帯（有業者なし）の家計と比較すると、基礎的消費支出をカバーするにわずかに足りない水準

41



(資料) 平成19年家計調査年報(総務省統計局)

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 66,008円 (夫婦合計：132,016円) (平成20年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成20年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

国	公的扶助制度 (注1)	主な対象者	高齢者	失業者	母子	障害者	高齢者に対する 拠出制年金以外 の特別な所得保 障制度	制度の特徴	支給要件	扶養義務範囲
日本	生活保護	・資産、能力等を活用した上でも生活に困窮する者	○	○	○	○	なし	—		○父母など直系血族と兄弟姉妹 ○3親等以内の親族〔民法で規定〕
ドイツ	社会扶助 (注2)	・必要不可欠の生計費を自ら全くあるいは十分に調達できない者 ・年齢制限はなし	△	△	○	○	基礎保障 (注2)	○65歳以上の者及び18歳以上で継続的に稼得不能の者が対象。 ○生計扶助と同様に所得や資産の調査があるが、受給者について扶養義務を負う子や両親に対する求償は原則行われない。 ○社会扶助の実施主体である自治体を実施し、費用も負担。	○高齢者の場合、65歳。 ○ドイツ居住者。 ○所得・資産調査あり。	○血族又は姻戚と同一の世帯(血族=父母、祖父母、叔父母) 〔社会扶助法の扱い。基礎保障法では配偶者と高所得の両親・子に限定〕
フランス	最低社会復帰扶助 (RMI)	・収入の不足・欠如の者(失業の場合は、就業努力の実施が要件) ・25歳~	△	○	○	△	高齢者連帯手当 (ASPA)	○無年金・低年金者に対する補足的現金給付(財源は一般社会拠出金)。 ○年金制度と財源は異なるが、年金制度の保険者が制度を運営。	○65歳。 ○フランス居住者。原則居住期間要件なし。(EU外出身者は5年の居住期間が必要。) ○所得調査あり。	○夫婦間と未成年の子供〔RMI制度上の扱い〕 ※父母は含まない
スウェーデン	社会扶助	・資産がなく、所得が定める基準を元に市町村が決定する額以下の者 ・年齢制限なし	△	△	○	△	保証年金 (注3)	○一定額以上の年金額を確保するための国庫負担による所得比例年金への上乗せ給付。	○65歳 ○3年のスウェーデン居住期間が必要。 ○所得・資産調査なし。	○夫婦間と未成年の子供〔親子法及び婚姻法で規定〕 ※父母は含まない
イギリス	所得補助	・フルタイム就労者でないため、失業者としての登録を求められない低所得者 ・16~59歳	×	×	○	○	ペンション・クレジット	○低所得の高齢者に対する税財源による補足的現金給付。 ○所得補助に比べて、給付要件や内容が寛大。 ○年金制度と同様に年金サービス庁が運営。	○保障クレジット:60歳貯蓄クレジット:65歳 ○英国居住者で、現に滞在していること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供〔1948年の国民扶助法で親に対する扶養義務を撤廃〕 ※父母は含まない
アメリカ	貧困家庭一時扶助 (TANF) (注4)	・未成年の児童、又は妊婦のいる低所得家庭	×	×	○	×	補足的保障所得 (SSI)	○高齢者、視覚障害者、障害者であって低所得のものを対象とした補足的現金給付。 ○年金制度と財源は異なるが、年金保険と同様に連邦政府の社会保障庁が運営。	○高齢者の場合、65歳。 ○米国の市民権を有するか又は認定移民(注7)であること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供〔州法である家族法等で規定〕 ※父母は含まない
	一般扶助 (GA) (注5)	・失業保険、SSI、TANF等の対象とならない者等	— (注6)							

○=対象、△=法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×=法律上対象とならないことが明記されている者

- (注1)本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列挙した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。
- (注2)2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。
- (注3)3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たせないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。
- (注4)貧困家庭一時的扶助(TANF)は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。
- (注5)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得(SSI)などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってもなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。
- (注6)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。
- (注7)認定移民とは、7年以上米国に居住する合法永住者、亡命者、難民等

【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書(平成15年3月)」(UFJ総研)、
「海外情勢報告(2005～2006)」(厚生労働省)などを元に厚生労働省年金局において作成。

協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について

(数値は 2007 年)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	ベルギー	チェコ	オランダ	カナダ	豪州	韓国	スペイン	イタリア	アイルランド	ハンガリー	スウェーデン	ルクセンブルク
受給資格期間	40 加入 四半期 (10 年 相当) (注1)	なし (注2)	5 年	なし	なし	25 年 (注3)	なし	(OAS: 税方式) 10 年 居住 (CPP) なし	(AP: 税方式) 10 年 居住 (注4) (SG) なし	10 年	15 年	5 年	260 週 (5 年相 当) (注5)	15 年	なし (注6)	10 年

(注1) 1000 ドル (118,000 円) の収入につき 1 四半期が付与される (最高で年間 4 加入四半期まで)。

(注2) 2007 年の法改正により受給資格機関は撤廃。ただし、1945 年 4 月 6 日より前に生まれた男性及び 1950 年 4 月 6 日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金受給には、それぞれ 11 年又は 9.75 年の被保険者期間が必要。

(注3) 受給開始年齢 (男性 61 歳 10 ヶ月、子を養育していない女性 60 歳) から受給する場合。なお、65 歳から受給する場合は 15 年。

(注4) 「10 年連続して居住」又は「連続して 5 年、合計 10 年」のいずれかを満たすこと。

(注5) 2012 年より 520 週 (10 年相当)。

(注6) 保証年金については最低 3 年の居住期間が必要。

現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額

		免除なし	半額免除	全額免除
現行制度	40年	66,008円	49,506円	33,008円
	25年	41,258円	30,941円	20,630円
受給資格期間短縮後	20年	33,008円	24,753円	16,500円
	10年	16,500円	12,377円	8,250円

※1 国庫負担割合を1/2として計算

※2 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年(半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提)あり、残りの20年は未納として計算

※3 年金額は平成20年度

無年金者数(推計)

○ 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

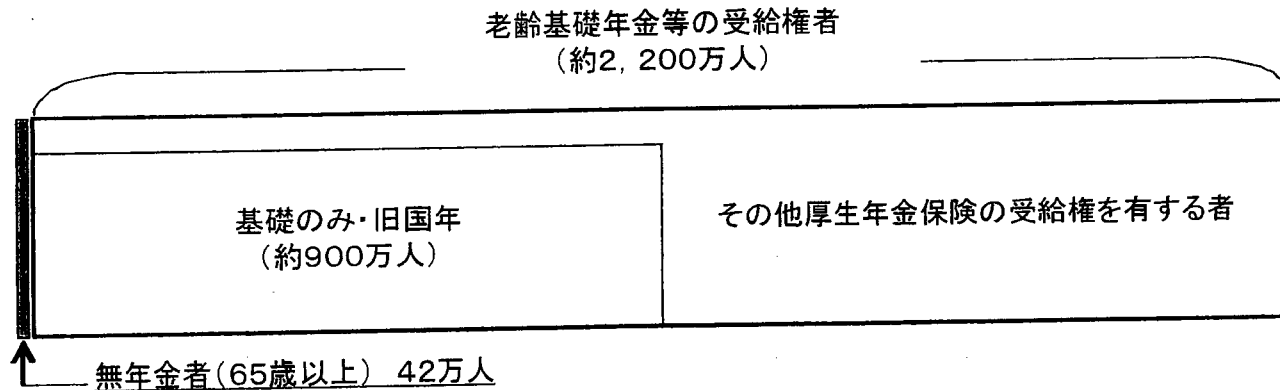
(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】
社会保険庁公表資料
(平成19年12月12日)



時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額

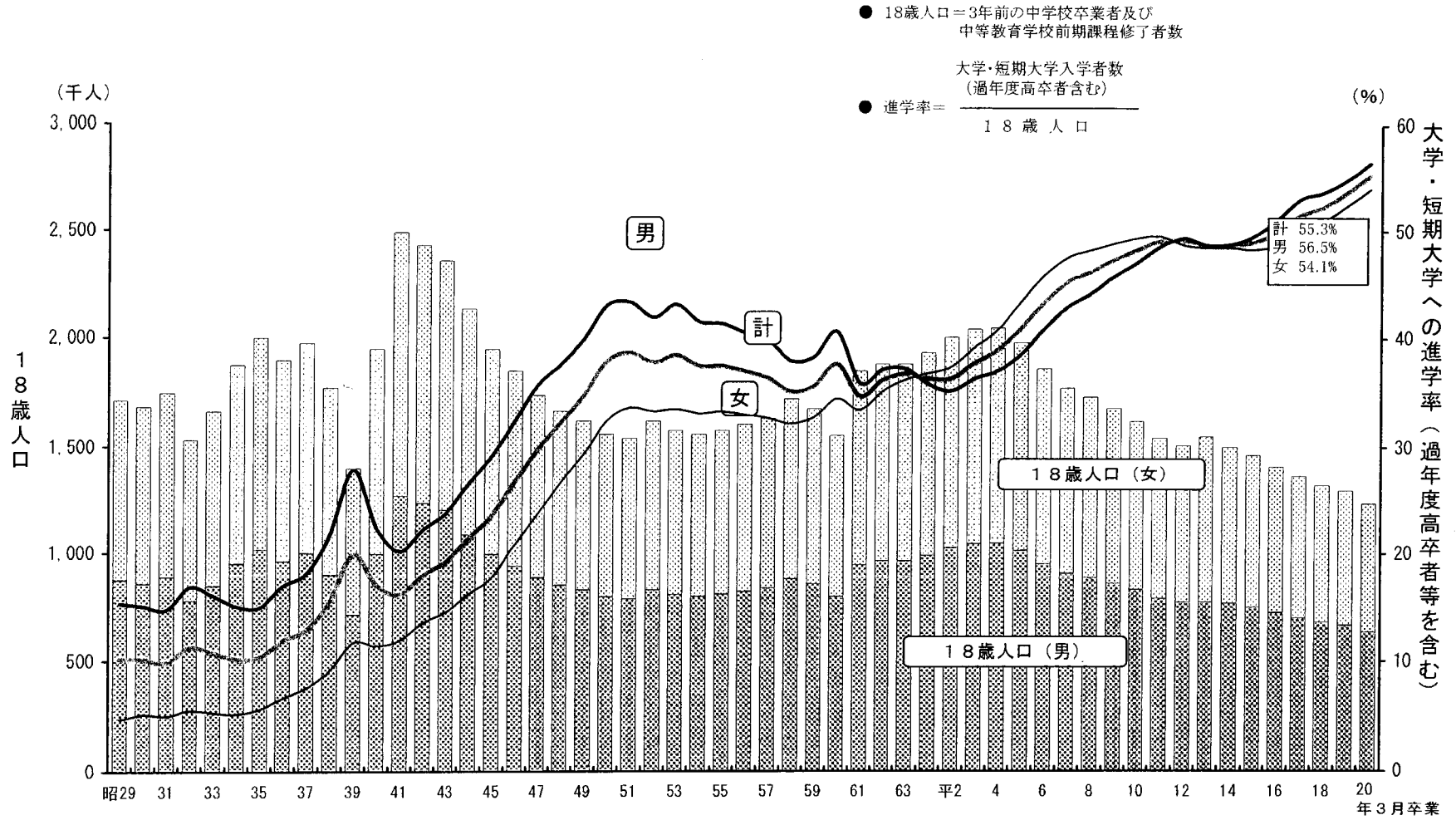
- 納付しようとする時点（仮に 60 歳）からみて、5 年前（55 歳）から 60 歳までの 5 年間分の保険料を後納する場合の支払総額について、一定の仮定の下で積算すると約 90 万円となる。
- また、10 年前（50 歳）から 60 歳までの 10 年間分の保険料を後納する場合の支払総額については、約 190 万円となる。

	5年前	10年前	15年前	20年前	25年前	40年前	45年前
1ヶ月分	15,800	17,200	18,700	20,300	22,100	28,500	31,000
1年分	189,300	206,000	224,100	243,800	265,200	341,600	371,600
5年分	918,600	996,100	1,083,700	1,179,000	1,282,600	1,651,700	1,796,900
10年分	-	1,914,600	2,079,700	2,262,600	2,461,600	3,169,800	3,448,600
15年分	-	-	2,998,300	3,258,700	3,545,300	4,565,200	4,966,700
20年分	-	-	-	4,177,300	4,541,400	5,847,900	6,362,200

（積算の前提）

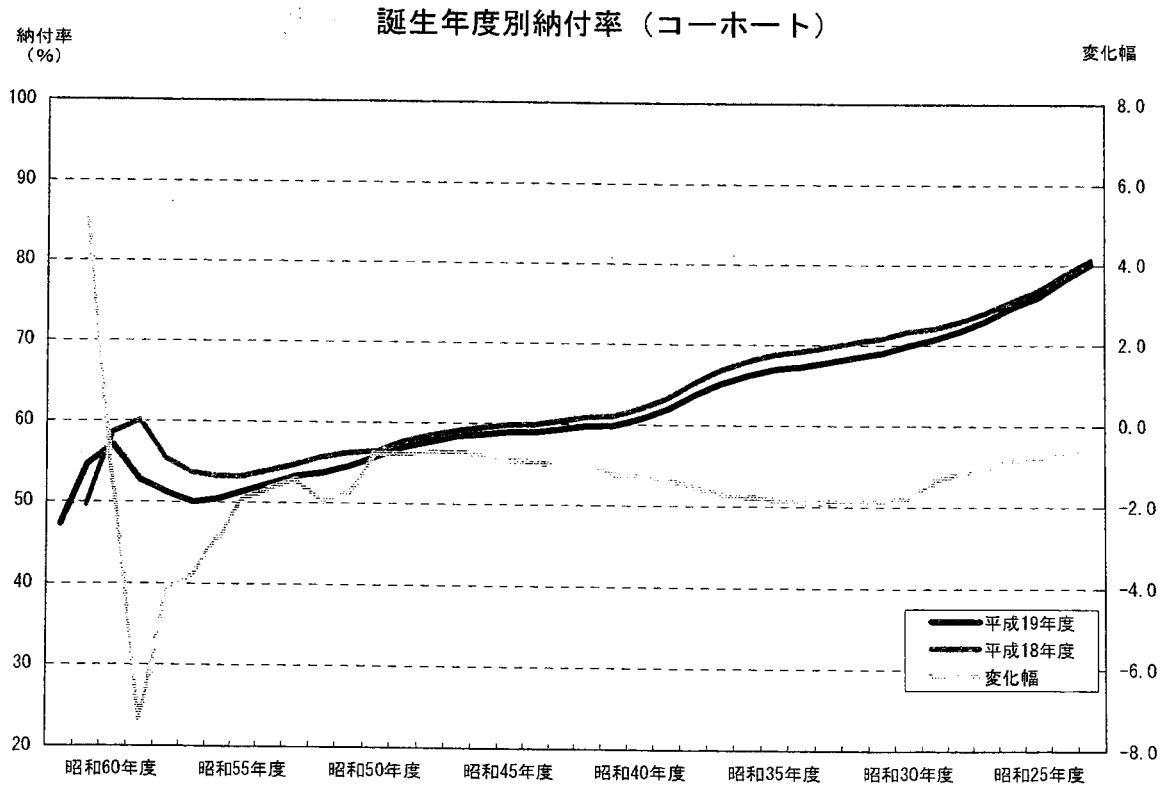
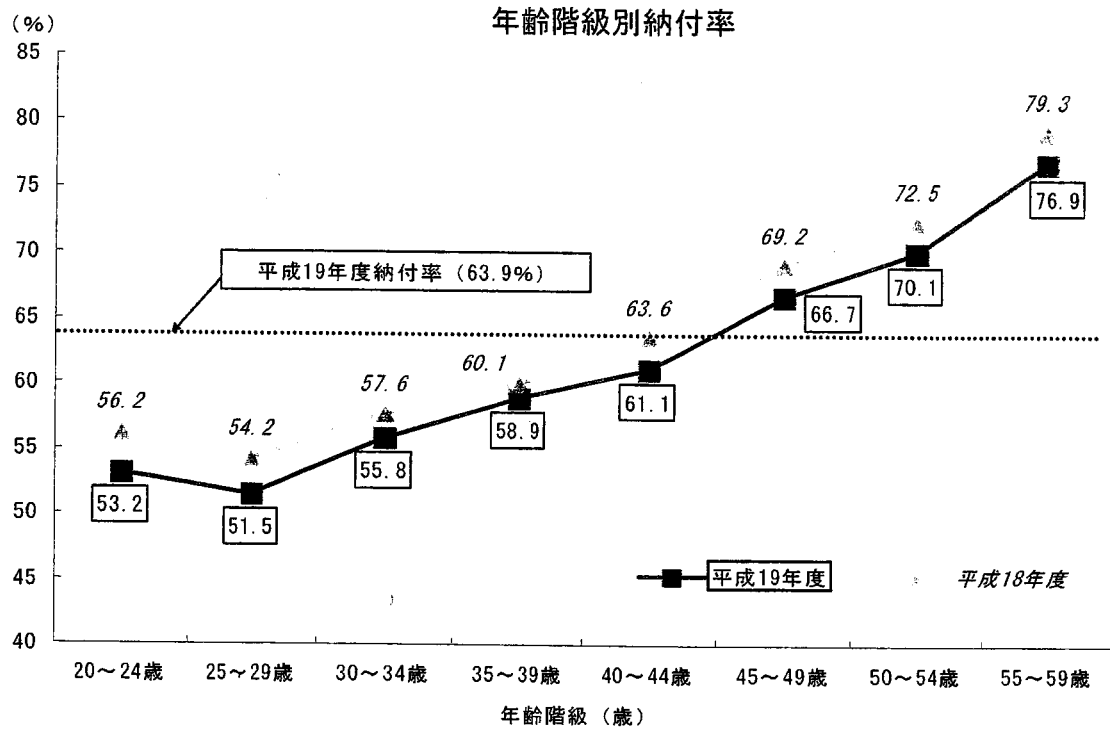
国民年金保険料が将来に向かって月額 15,000 円と仮定し、かつ、後納するに際し保険料に乗じる加算率について、現行の免除期間等に係る追納制度の加算率 1.7%（前年に発行された 10 年国債の表面利率の平均）を用いて計算。

大学・短期大学への進学率の推移



年齢別の納付率

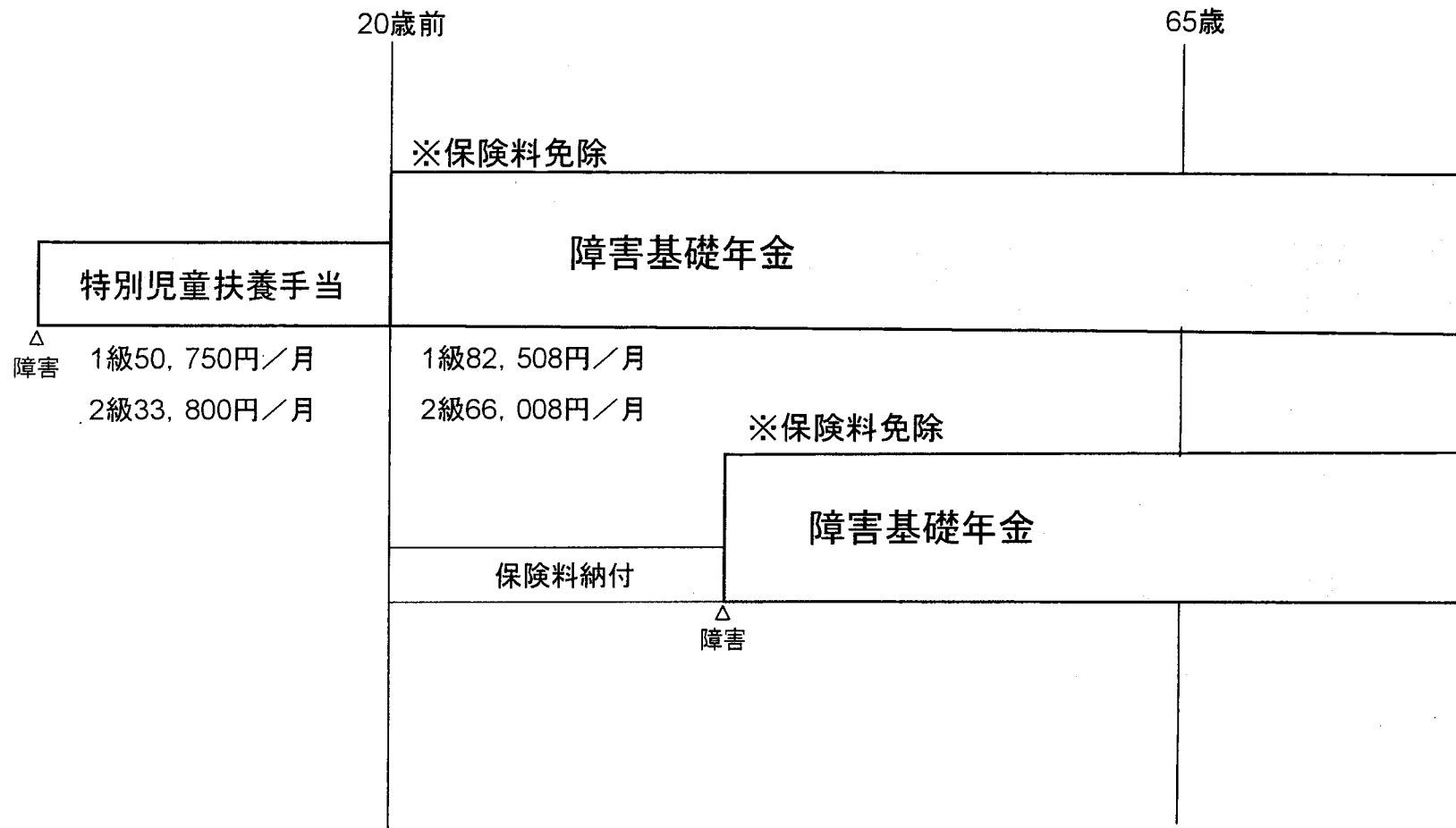
○ 平成19年度の納付率を5歳階級別に18年度と比較すると、すべての年齢階級において納付率が低下している。
 また、誕生年度別に納付率をみても、すべての年代で納付率が低下している。



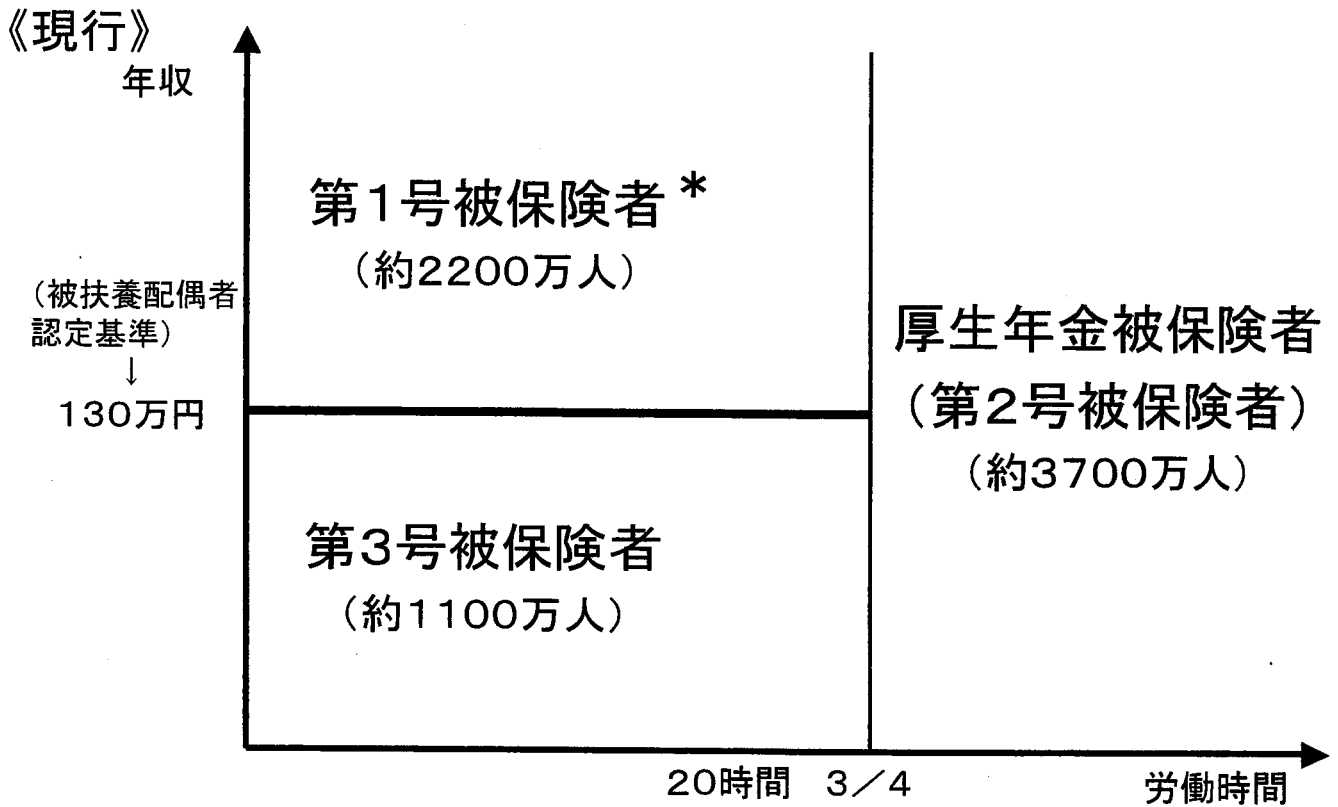
「平成19年度の国民年金の加入・納付状況 社会保険庁」より抜粋

障害者の所得保障

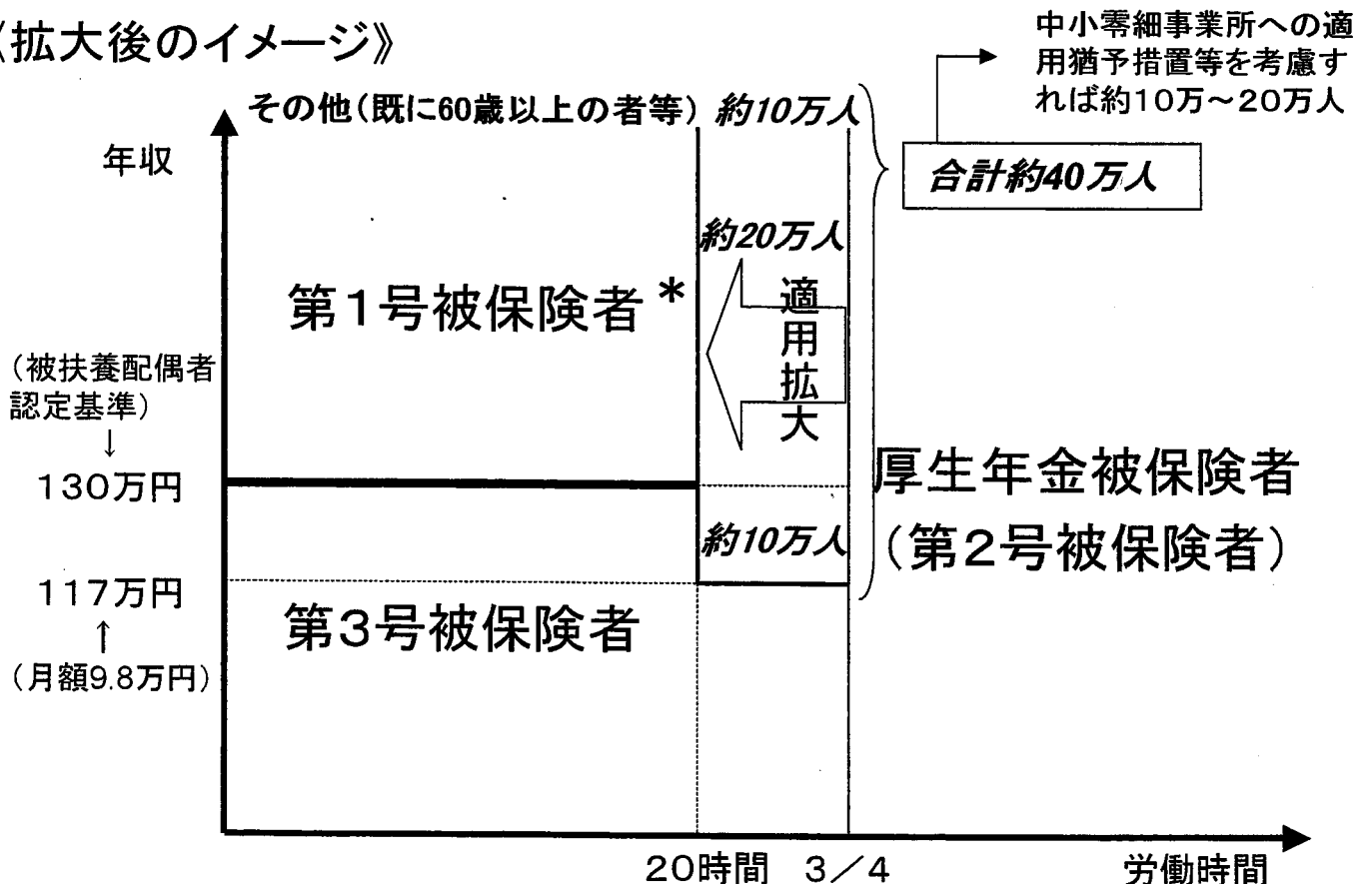
- 20歳前に障害状態となった障害児については、20歳に達するまでの間、特別児童扶養手当がその子を扶養する親等に支給される。この子が20歳に達した後は、国民年金より、障害基礎年金が本人に対して支給される。
(ただし本人の所得に基づく所得制限がある)
- 20歳以後に障害状態になった者に対しては、国民年金から障害基礎年金が本人に対して支給される(厚生年金加入者の場合、これに合わせて、障害厚生年金も支給される)。
- いずれの場合も、年金額は満額の老齢基礎年金と同額(障害等級1級の場合には、1.25倍の額)であり、障害基礎年金の受給者は、国民年金の保険料は全額免除される。



パート労働者に対する厚生年金の適用範囲



《拡大後のイメージ》



* 第1号被保険者には、年収130万円以上の被用者の被扶養配偶者のほか、年収を問わず、独身者や自営業者の家族などが含まれる。

(注) 拡大に伴う影響人数(合計約40万人)は、一定の前提を置いた粗い試算

被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成 18 年 4 月の閣議決定及び 12 月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。

- ・共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
- ・60歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。

③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。

- ・平成22年から引き上げ、公務員共済は平成30年、私学教職員は平成39年に統一。

④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。

- ・新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

(2) その他

①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

- ・「所定労働時間20時間以上」、「賃金月額98,000円以上」、「勤務期間1年以上」の3基準を全て満たすパート労働者(学生除く)に拡大。別に法律で定める日までの間、従業員300人以下の中小零細事業所の事業主に使用されるパート労働者は猶予。

② 企業年金に係る規定の整備等。

3. 施行時期

- ・原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※ 本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされている。

パートも派遣も厚生年金に

希望社会への提言 17

・専業主婦にも保険料を払ってもらう
 ・低年金者の生活保護を受けやすくしよう

年金は税に頼りすぎず、保険方式を基本にしていこう。前回はその提言した。問題は国民年金の保険料を払わない未納者も未加入をいかに減らすかである。

そこでまず、パートも派遣も働く人のうち、いまは厚生年金の対象になつていない約1200万人を対象に加えていくことを提案したい。この人たちにも未納者も加入が多いからだ。

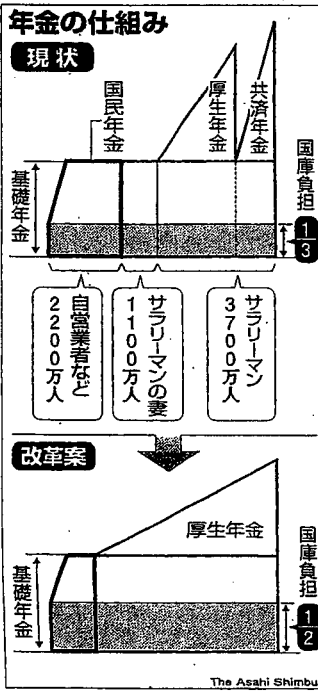
厚生年金の傘を広げるとして年金の統合を進め、実質的に一元化していきこうという考えだ。

が減る。それにより、非正規の雇用を増やす効果も期待できる。

新たな保険料負担は、とくに中小零細企業にとって重荷となるに違いない。だが、その我慢が従業員のやる気や企業の活力を生むことにもつながる。移行時には企業の負担を和らげるため、法人税の軽減といった支援策を考えた方がいい。

この改革が進むと、パートで働く主婦はみんな厚生年金に入ることになる。いまサラリーマンの妻の専業主婦には、国民年金の保険料を払わなくても年金がもらえる「第3号被保険者制度」がある。ふつうパートの主婦はこの3号になつていて、厚生年金へ移るので、3号の人数はもっと減るはずだ。

3号の制度には、働く女性との比較で不公平などの批判が強いので、3号がなくなったことで廃止した方がいい。残った専業主婦は国民年金とし、会社が夫の保険料と合わせて妻の保険料も給与の天引きで納めるようにするのも一案だ。



年金の加入者がこうして増えていけば、国民年金に入る人は半減し、ほぼ自営業者だけが残ることになる。そうなるが、徴収の事務にもっと真剣に取り組める。高所得の未納者を調べて強制徴収に力を入れればよい。逆に低所得で保険料を払えない人には、免除をきめ細かく適用できるようにした。

度の一元化が完成する。さて、制度問題とは別に、果たして将来も年金の水準を維持していきけるかどうか、資金的な問題もある。

しかし、それでも低年金者や無年金者を完全になくすことはできない。年金を税で賄う方式と比べた最大の弱点だ。それをカバーするため、例えば低年金者には生活保護をもっと受けやすくするような配慮を検討してほしい。

平均手取り収入の約6割の水準にある。高齢化が進むにしたがって下げざるを得ないが、それでも現役の割合は確保できる、というのが政府の説明だ。

「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」より抜粋

(2) パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響(制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算)

○ 週所定労働時間20時間以上の短時間労働者を厚生年金適用とした場合。

※ 対象者数は310万人程度(このうち第1号被保険者からの適用対象者は4割程度)と推定。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①-②)
6万円と仮定する場合	4,100 億円	4,800 億円	△700 億円
8万円と仮定する場合	5,400 億円	5,600 億円	△200 億円
10万円と仮定する場合	6,800 億円	6,400 億円	400 億円

(注1) 平成18年度における厚生年金全体の保険料収入は 21.0兆円、支出(実質的な支出総費用額)は 32.2兆円。

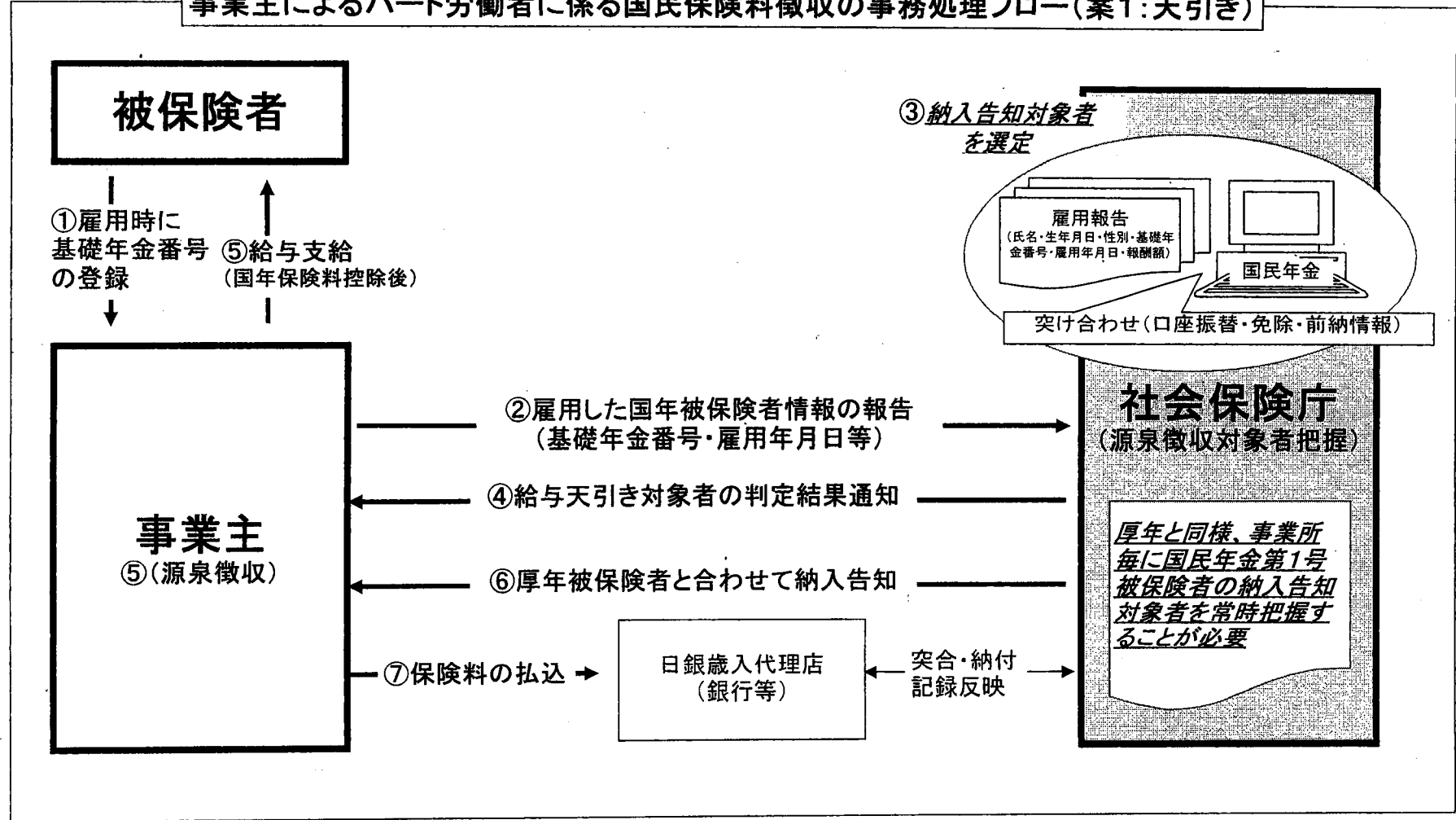
(注2) 6万円、8万円のケースは、現行の標準報酬月額の下限(98,000円)を見直して適用することを想定している。

○ 上記の半数(155万人程度)を厚生年金適用とすると影響額も半分程度(次表のとおり)となる。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①-②)
6万円と仮定する場合	2,000 億円	2,400 億円	△400 億円
8万円と仮定する場合	2,700 億円	2,800 億円	△100 億円
10万円と仮定する場合	3,400 億円	3,200 億円	200 億円

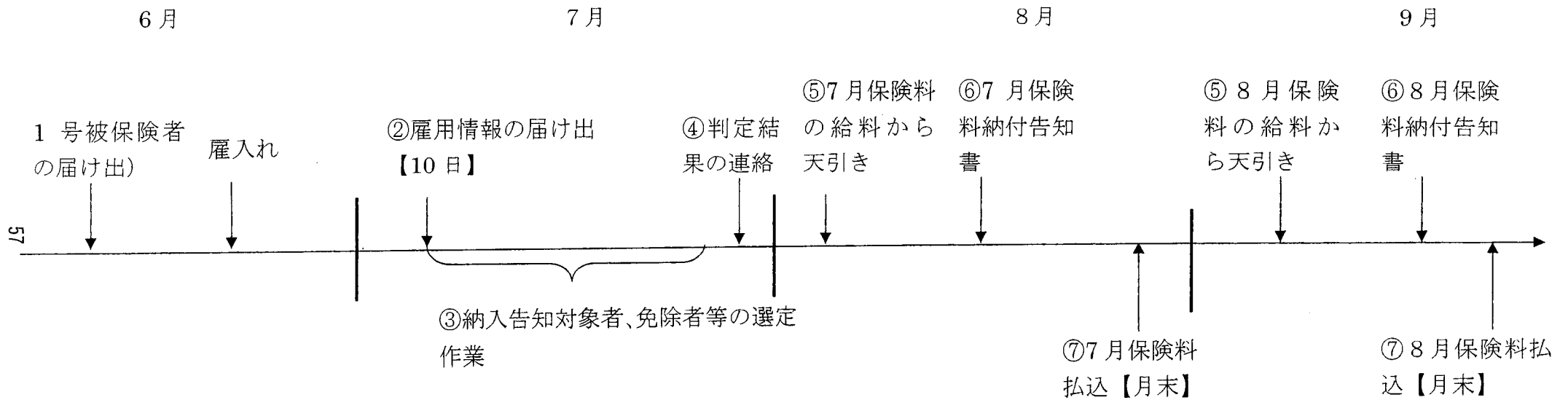
※ 日本労働組合総連合会の提言では、「当面は、適用基準を労働時間要件「2分の1(20時間)以上」、ないし年収要件「65万円以上」(給与所得控除の最低保障額)として、いずれかの要件に該当すれば、厚生年金を適用する。」となっている。

事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案1:天引き)

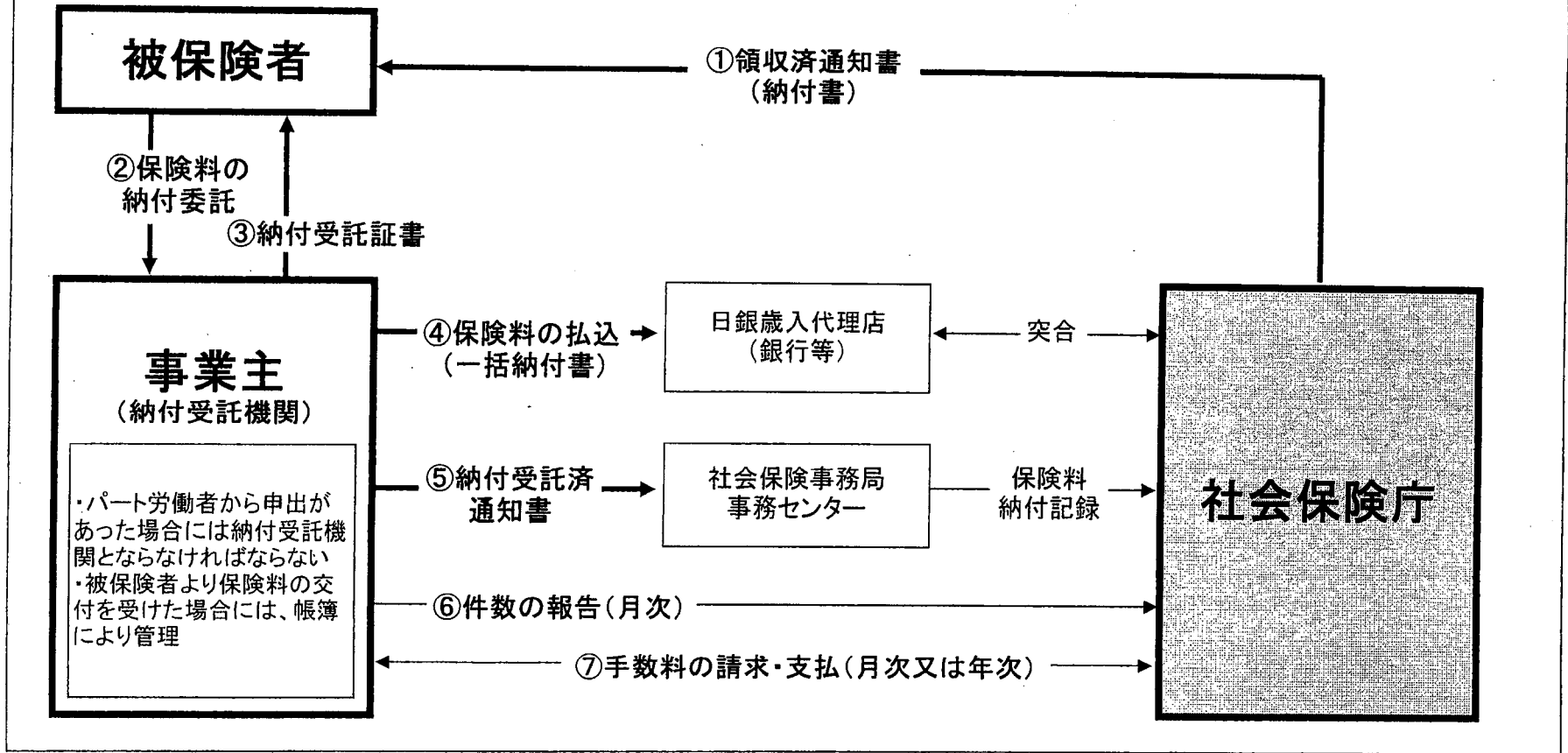


国民年金保険料の事業主が天引きする場合のフロー【案1】

(例) 6月に雇い入れした場合



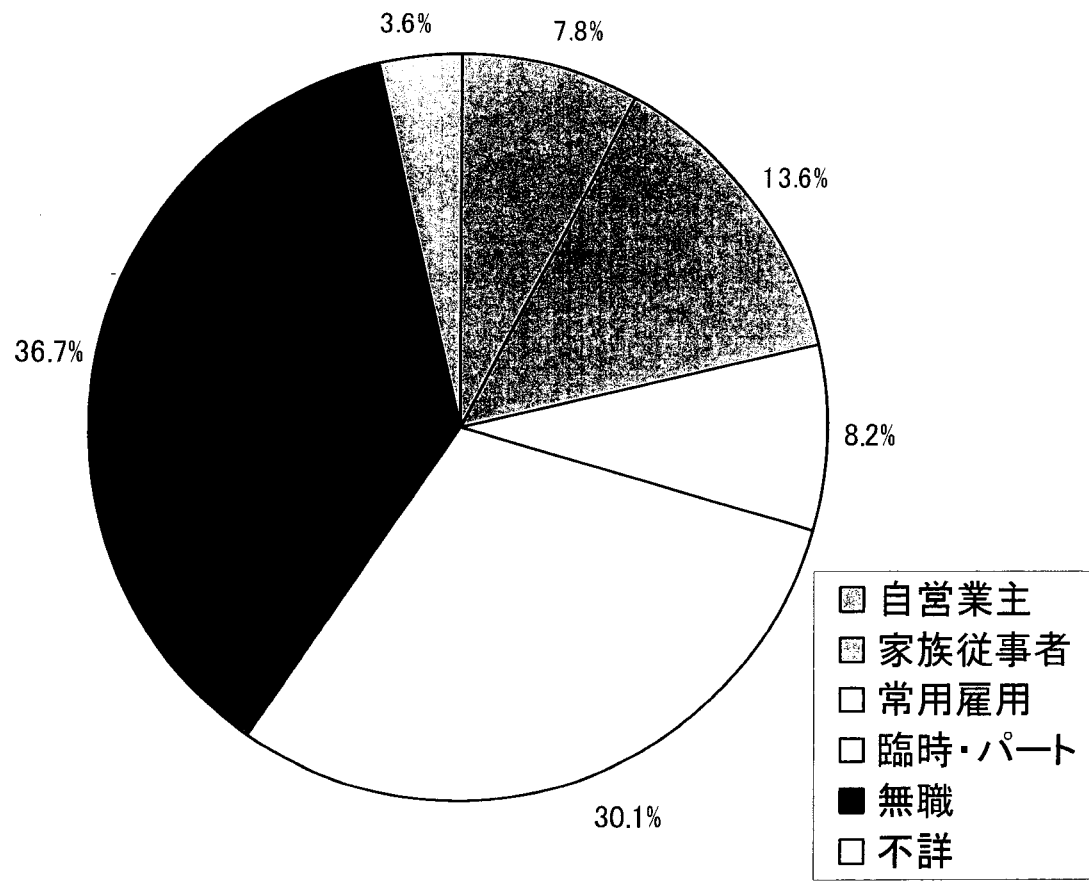
事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案2:納付受託)



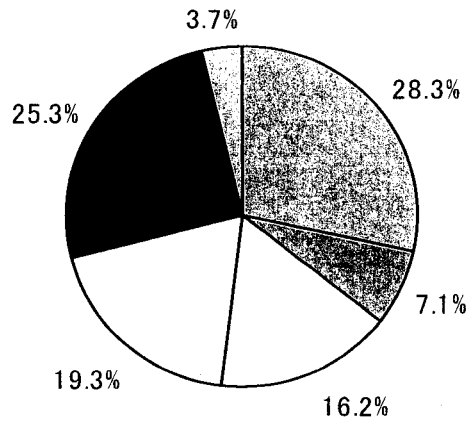
※現行の納付受託制度では、保険料取扱事務手数料契約を結んでいる。(コンビニの場合、51円/1件)
 ※収納から国庫納入までに滞留日数があるコンビニについては、債務保証契約をしてもらっている。

女性第1号被保険者の就業状況

女性第1号被保険者の就業状況を見ると、自営業者グループ(自営業主・家族従事者)に属する層は2割程度であり、無職(36.7%)、臨時・パート(30.1%)の占める割合が高くなっている。

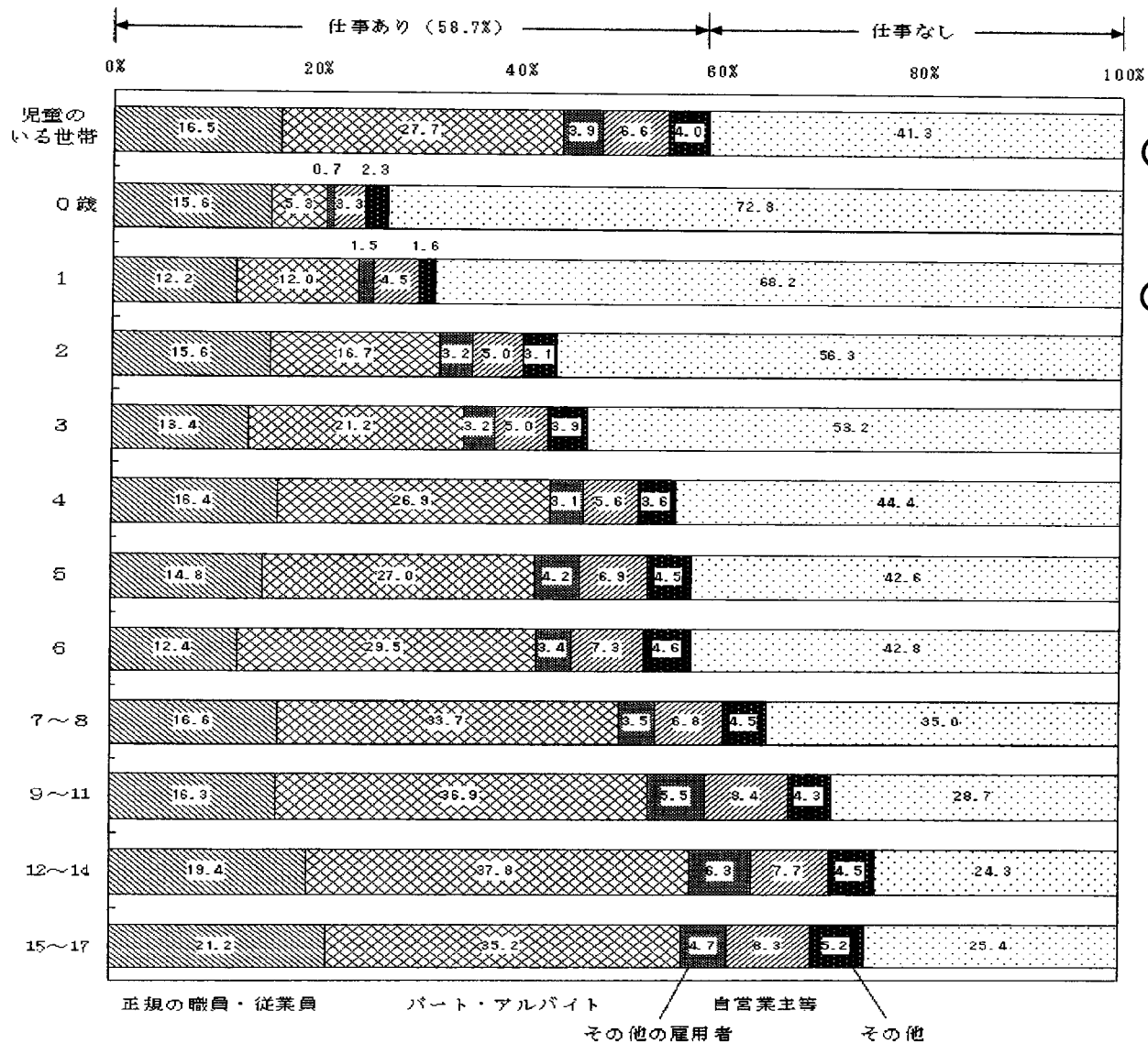


(参考) 男性第1号被保険者の就業状況



【資料出所】
 社会保険庁「平成17年国民年金被保険者実態調査」をもとに
 厚生労働省年金局にて作成

児童のいる世帯における母親の就労状況



- 児童のいる世帯の母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は58.7%となっている。
- 特に末子が0~3歳の間において、出産・育児に伴い自営業・家族従事を含めて就労から離脱する母親が多いことが推察される。

【資料出所】
厚生労働省
平成18年国民生活基礎調査の概況

注：1) 「その他の雇用者」には派遣社員、契約社員、嘱託を、「自営業主等」には家族従業者を、「その他」には会社・団体等の役員、家庭内職者を含む。
2) 母のいない世帯及び「母の仕事の有無不詳」は除く。

子どもの年齢別子育てコストと妊娠・出産コスト

1. 0歳児の子育てコストと妊娠・出産コスト

0歳児の平均的な子育てコストの年間総額は、約50万6千円、妊娠・出産コストの平均金額は、約50万4千円である。妊娠・出産と0歳児の子育てコストを合計すると、約100万円の支出となる。

図表 0歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)
ベビー用品・衣料	198.602
家具・寝具類	23.268
生活用品・器具、消耗品	100.087
衣類	75.247
育児費	132.918
食費、おやつ	57.042
保育園費	12.932
延長保育・夜間保育費	1.423
ベビーシッター・一時保育費	3.743
その他保育	322
保健・医療費	38.830
保健・医療機関窓口での支払額	17.181
保健・医療機関等までの交通費	14.232
薬局・薬店等で購入した医薬品類	7.417
教育・娯楽品費(玩具・CD等)	18.626
お祝い行事関係費	72.723
子育てのための預貯金・保険	101.765
合計	506,007

図表 妊娠・出産コスト

費目	平均額(円)
出産費	454.833
定期検診(交通費を含む)	90.215
分娩・入院	364.618
妊娠期間中の出産準備費	48.849
妊婦用品・衣料等	25.215
妊娠中の運動・学習等	6.480
妊娠中の家事・育児補助関連	6.201
胎教用品・教室等	600
里帰り出産	7.965
妊娠・出産前後の交通費	2.388
合計	503,683

2. 1歳～6歳児の子育てコスト

1歳～3歳の子育てコストは50万円前後、4歳～6歳の子育てコストは65万円前後となっている。1～6歳の子育てコストの平均額を合計すると、約340万円である。

図 1歳～6歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)						
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1～6歳合計
育児費	80,499	79,756	104,738	105,835	121,083	109,770	601,681
食費、おやつ(給食以外)	56,338	60,128	87,004	67,640	91,013	83,098	445,221
保健・医療費	24,161	19,628	17,734	38,195	30,070	26,672	156,460
保健・医療機関窓口での支払額	14,919	12,689	12,504	31,886	19,071	18,505	109,584
保健・医療機関等までの交通費	2,909	2,705	2,074	2,213	5,615	3,073	18,589
薬局・薬店等で購入した医薬品類	6,333	4,224	3,156	4,096	5,384	5,094	28,287
子ども用品・衣料費	122,633	115,459	85,832	80,855	79,542	88,915	573,236
衣類	41,890	36,041	40,004	42,123	42,347	39,779	242,184
生活用品・器具、消耗品、家具類	55,914	35,886	23,554	12,798	10,582	13,554	152,288
おもちゃ・遊び道具類	22,819	40,518	18,333	20,089	18,271	21,615	141,645
文具・学習用品類	2,010	3,014	3,941	5,845	8,342	13,967	37,119
幼稚園・保育園関係費	90,188	97,192	155,617	258,870	277,346	249,732	1,128,945
幼稚園・保育園費用	82,091	81,183	144,487	254,262	271,204	243,336	1,076,563
延長保育・夜間保育費	1,121	2,802	3,305	3,604	4,775	4,599	20,206
ベビーシッター・一時保育費	4,715	12,046	7,032	991	1,152	1,750	27,686
その他保育	2,261	1,161	793	13	215	47	4,490
幼稚園・保育園以外での教育費	21,367	61,484	42,755	39,228	48,241	55,315	268,390
習い事、おけいこ	2,771	8,639	24,031	26,638	39,848	44,921	147,248
家庭教育用品・通信教育費	18,486	52,521	18,471	12,298	7,942	10,286	120,004
子ども会・体験活動・地域活動	110	124	253	92	451	108	1,138
おこづかい	29	14	9	308	1,081	1,495	2,936
お祝い行事関係費	29,144	23,612	29,910	30,771	30,457	31,623	175,517
子育てのための預貯金・保険	120,914	137,326	97,446	104,447	101,598	97,390	659,121
合計	464,774	514,841	516,308	620,316	659,349	634,241	3,409,826

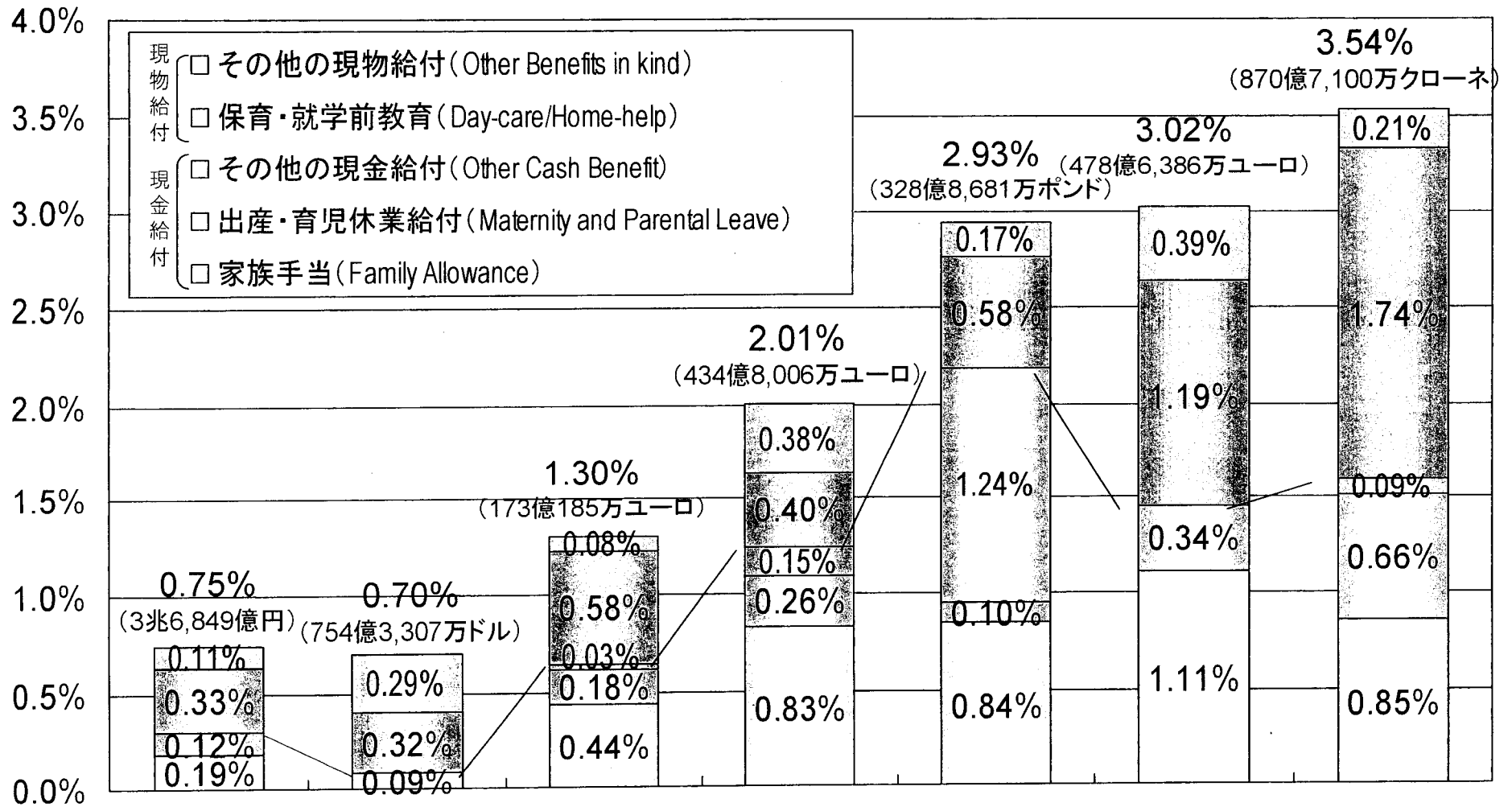
注:表中の「1～6歳合計」とは、1歳から6歳のそれぞれの平均額を合計したものである。

【資料出所】

財団法人 こども未来財団

「子育てコストに関する調査研究」(平成15年3月)

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



国民負担率 《潜在的国民負担率》 (2003)	日本	アメリカ	イタリア	ドイツ	イギリス	フランス	スウェーデン
	36.3%	31.8%	58.3%	53.3%	47.0%	60.2%	69.1%
	《46.8%》	《38.3%》	《63.2%》	《58.7%》	《51.1%》	《65.8%》	《69.3%》

(資料) OECD : Social Expenditure Database 2007 (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円
(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円

追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・ 0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
- ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円

追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円

追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
- ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成18年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

育児期間中の保険料免除について

- ◎ 公的年金制度における次世代育成支援措置としては、現在、被用者年金加入者(国民年金第2号被保険者)に対する育児期間中の保険料免除等の措置のみが存在。

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除される。
 - 育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3ヶ月間の報酬月額が次回の定時決定までの標準報酬月額とされる。
 - 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金額の計算に際し、標準報酬月額が低下した期間については、従前標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。
- このような仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境作りに資するという次世代育成支援の観点から設けられているものであるが、それと同時に、被保険者が就労を継続し、労働の担い手となることを厚生年金グループ全体として積極的に評価するという側面があり、このため保険料免除期間に係る給付の財源は、グループ内で拠出された保険料によってすべて賄われており、税財源は投入されていない。

育児期間中の保険料免除の対象となる人数

- 現行制度における厚生年金保険の育児休業にかかる保険料免除者数：

111,159人（平成18年度末）

（内訳： 男子305人、 女子11万854人）

- 育児支援措置を拡充し、出産・育児を行う全ての被保険者に対して、国民年金保険料を免除することとした場合の対象者数：

109万人（H19出生数）× 2（両親） = 218万人

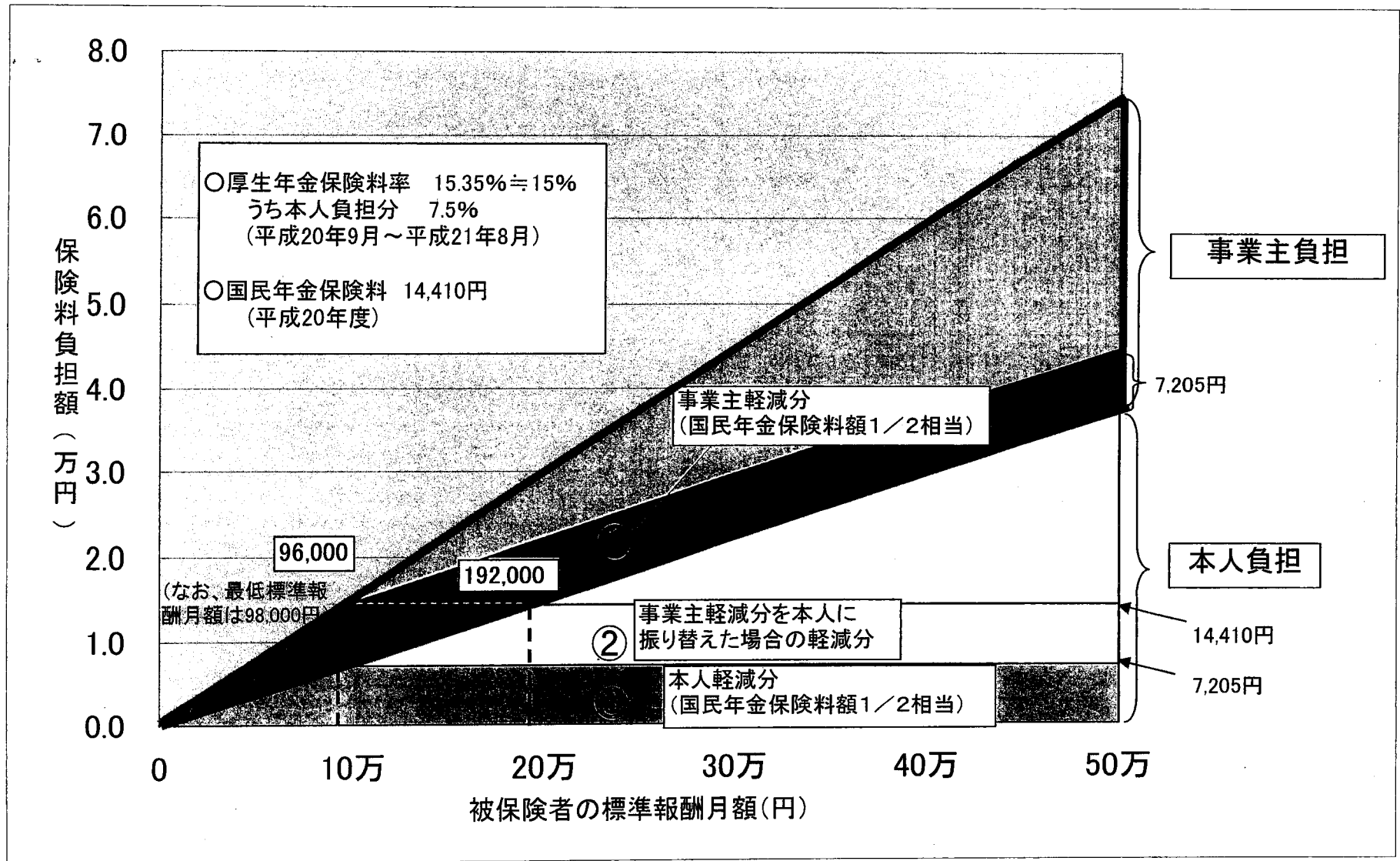
※ 国民年金第1～3号被保険者数のうちわけを推計すると、0歳児がいる夫婦世帯でみた第1～3号被保険者の割合が、男女それぞれ、22%、78%、0%と、21%、18%、61%（H18 国民生活基礎調査より年金局で作成）なので、

うち 第1号被保険者 109万人 × (0.22+0.21) = 47万人程度

第2号被保険者 109万人 × (0.78+0.18) = 105万人程度

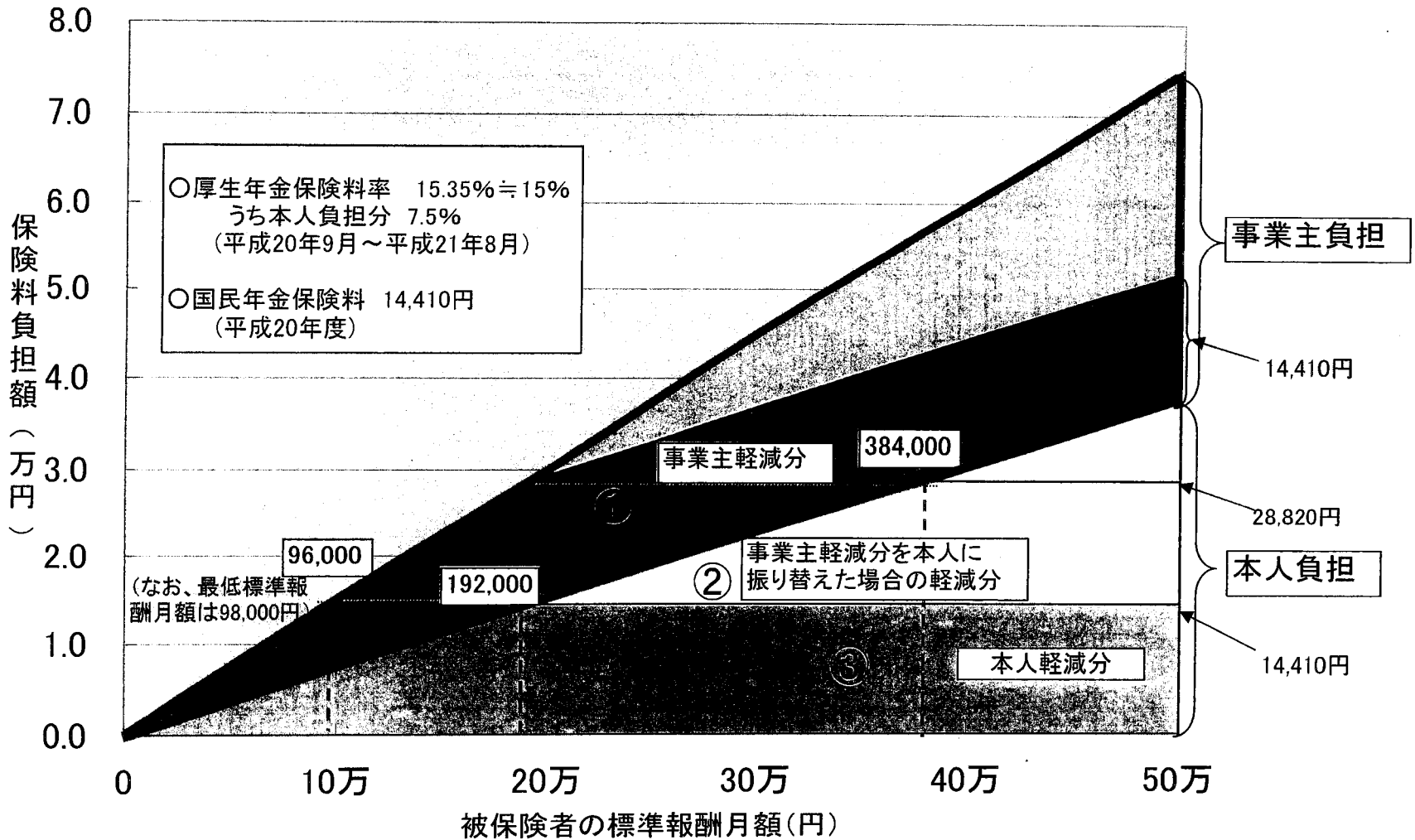
第3号被保険者 109万人 × (0.00+0.61) = 66万人程度

育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿



- | | |
|----------------|-----|
| 本人・事業主双方免除 | ①+③ |
| 本人に事業主分も合わせて免除 | ②+③ |
| 本人のみ免除 | ③ |

育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿 (3号被保険者も免除対象とした場合)



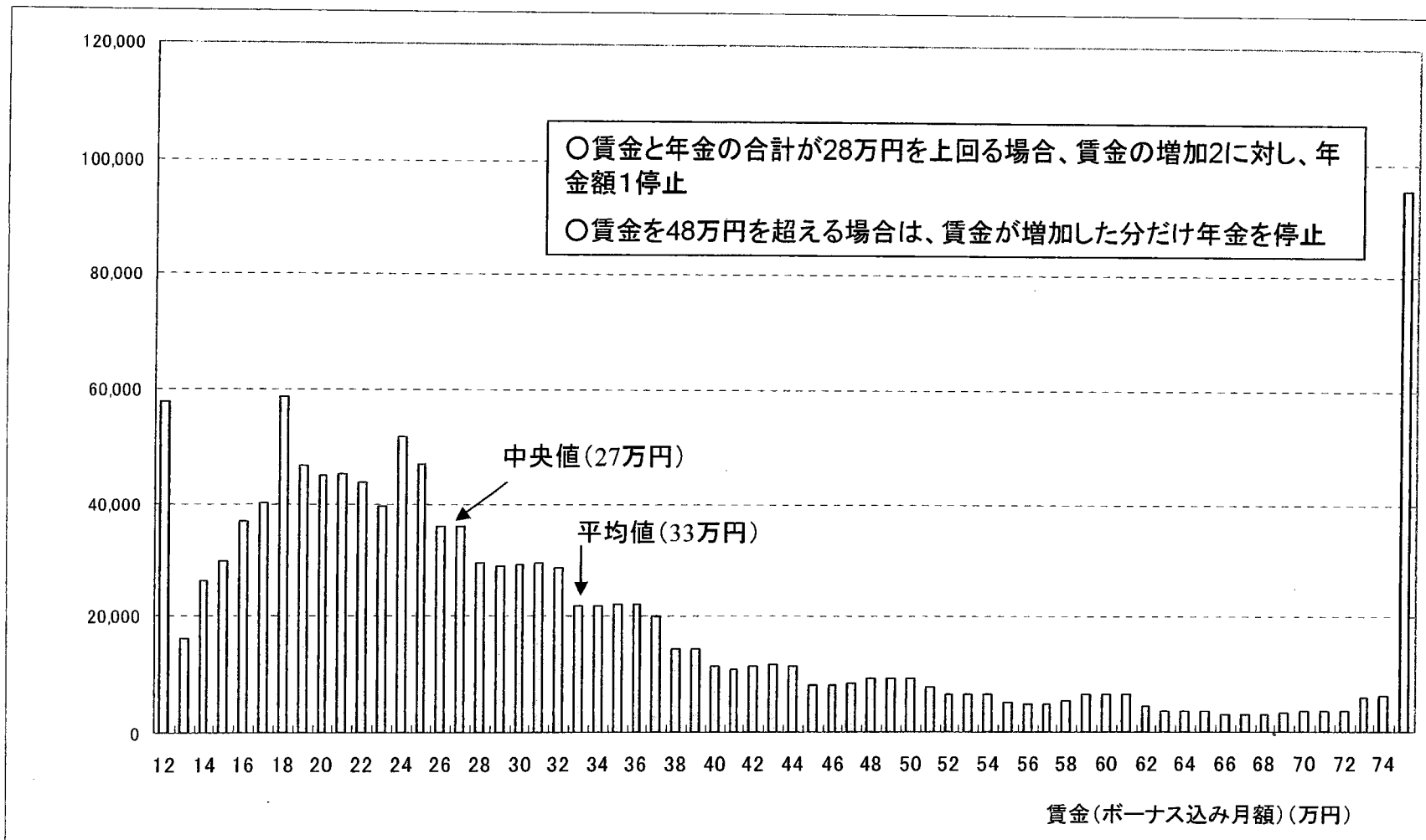
- | | |
|----------------|-----|
| 本人・事業主双方免除 | ①+③ |
| 本人に事業主分も合わせて免除 | ②+③ |
| 本人のみ免除 | ③ |

60歳台前半の在職老齢年金の受給権者の賃金分布

○ 60歳台前半の在職老齢年金の受給権者(年金の全部を支給停止されている者も含む。)の賃金*の中央値は27万円であり、平均値は33万円である。

受給権者数

* ボーナス込み月額額の推計値



(注)60歳代前半の在職老齢年金制度の受給権者(年金の全部を停止されている者も含む。)の総数は、126万人。

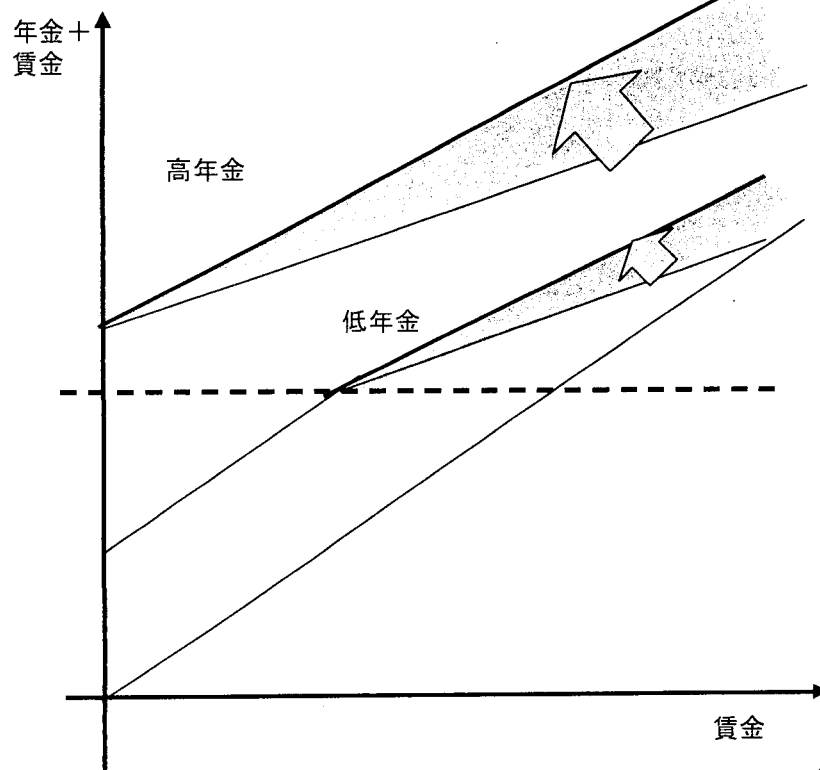
【出典: 社会保険庁の業務データ(平成18年度末)を基に厚生労働省年金局が推計】

在職老齡年金の基準緩和による手取り収入への影響

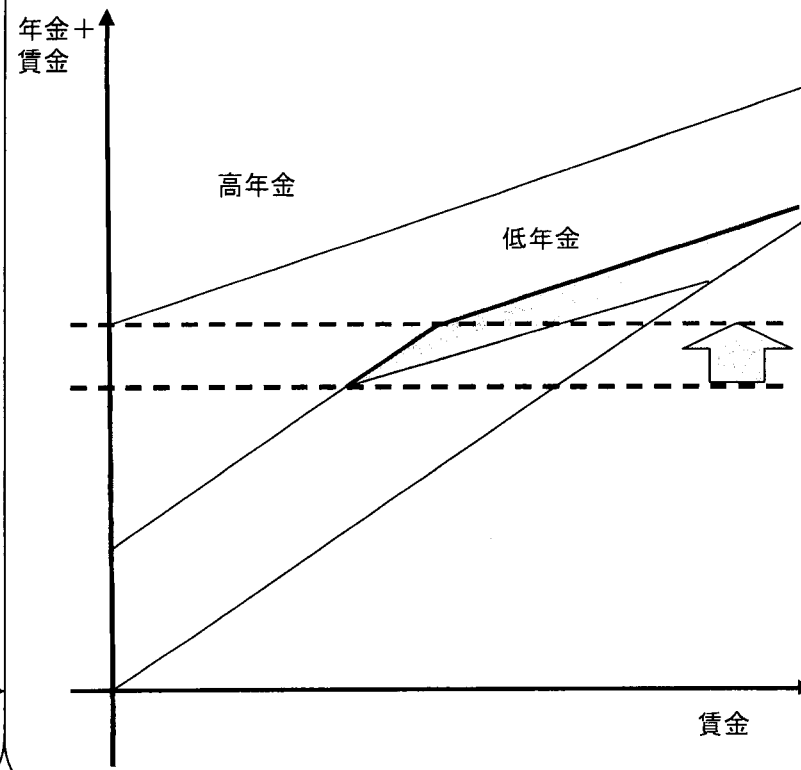
支給停止割合(賃金2に対して年金1を停止)の緩和

支給停止基準額の(28万円)引上げ

→ 同一賃金であれば、収入(年金+賃金)が高いほど給付改善効果が高い



→ 左に比べて、低年金者層への給付改善効果が高い(高年金者には改善効果なし)



60歳台以降の在職老齢年金制度について

60歳～64歳

約90万人、約0.8兆円

(平年度ベースの推計値)(注)

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が28万円(※1)を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- 賃金が48万円(※2)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。
 - * 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。

65歳～69歳

約20万人、約0.2兆円

(平年度ベースの推計値)

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円(※2)を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。(平成12年改正で導入)

70歳～

約20万人、約0.2兆円

(平年度ベースの推計値)

- 平成16年改正により、65歳～69歳と同じ取扱いとする。
(ただし、保険料負担はなし)
 - * 平成16年改正前は年金を全額支給

◎ 在職支給停止制度の年金財政への影響は、最終保険料率換算で0.7%程度に相当。

※1 総報酬制の導入前は22万円(標準的な年金受給世帯の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金))だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から28万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

※2 総報酬制の導入前は37万円(現役男子被保険者の平均的賃金)だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から48万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

(注)人数は、年金の一部又は全部の支給停止の者の数、金額は、平年度ベースの給付額への影響額

高齢者の就業実態に関する研究
—高齢者の就労促進に関する研究中間報告—
～サマリー～抜粋～

第3章 浜田浩児 労働政策研究・研修機構副所長

(3) 「第3章 在職老齢年金、高年齢雇用継続給付が高齢者の継続雇用希望に及ぼす影響」

本章は、より新しい時点のデータにより、現行制度下において在職老齢年金、高年齢雇用継続給付が男性高齢者の就業に及ぼす影響を求めたものである。

在職老齢年金が高齢者就業に及ぼす影響については、年金が就業選択に影響を及ぼす一方で就業に伴い年金が減額されるという相互依存（内生性）の問題がある。こうした内生性に対処するための研究には、小川（1998a,b）、樋口・山本（2002）等があるが、本章も分析手法は、これらにならい、実際の年金額（在職老齢年金）と就業に伴う減額前の年金額を説明変数とした。実際には、年金、高年齢雇用継続給付等を説明変数とする留保賃金関数と賃金、留保賃金等を説明変数とする就業関数の推計を行った。データは、労働政策研究・研修機構「60歳以降の継続雇用と職業生活に関するアンケート調査」（2007年）により、男性高齢者の継続雇用選択を分析対象とした。分析結果に基づき、仮に最近の制度改定がなかった場合についてのシミュレーションを行い、最近の制度改定の影響を推計した。分析結果をみると、留保賃金に対して、減額前の年金の係数は正、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付の係数は負で有意、また、継続雇用希望に対して、賃金・留保賃金差の係数は正で有意であり、係数の符号は理論的想定のとおりである。また、これらに基づき、減額前年金、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付に対する継続雇用希望の弾力性と変化幅（いずれも平均値で評価）を求めると、減額前年金で負（弾力性 -0.048 、変化幅 -0.038% ）、在職老齢年金（弾力性 0.021 、変化幅 0.015% ）、高年齢雇用継続給付（弾力性 0.022 、変化幅 0.016% ）で正であり、理論的想定のとおりである。弾力性、変化幅の絶対値では、減額前の年金が大きく、高年齢雇用継続給付は在職老齢年金とほぼ変わらない。ただし、在職老齢年金と高年齢雇用継続給付を合わせると減額前の年金に近く、減額前の年金の影響をかなり相殺している。

本稿の推定結果に基づく個々のサンプルについてのシミュレーションによれば、

①60歳代前半の在職老齢年金の2005年度からの就業に伴う年金一律2割減額の廃止に

より、継続雇用希望率が0.3%ポイント上昇する効果があったと推計される。

②60歳代後半について60歳代前半との制度の相違の影響を求めると、60歳代後半の就業希望については、60歳代前半に比べて、年金減額が緩く在職老齢年金額が高いことが7.0%ポイント高め、一方、減額前年金額の高さが2.1%ポイント低め、高年齢雇用継続給付のないことが1.5%ポイント低める効果があると推計される。

厚生年金は、かつては、60歳代前半で被保険者として就業すれば受給できなかったが、1965年に在職老齢年金が創設され、賃金が一定未満であれば一部受給できるようになり、その後、就業に伴う年金減額を緩和する改正が行われてきた。60歳代前半の就業に対して、1995年度に高年齢雇用継続給付制度が開始された。現行制度下、在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の効果で、近年、年金の就業に対する抑制的影響は小さくなってきているといえる。

高齢者の就業実態に関する研究

—高齢者の就労促進に関する研究中間報告—

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

執筆担当者(執筆順)

氏名	所属	執筆章
藤井宏一	労働政策研究・研修機構統括研究員	序章
清家 篤	慶應義塾大学商学部教授	第1章
馬 欣欣	労働政策研究・研修機構臨時研究協力員	第1章
高木朋代	敬愛大学経済学部准教授	第2章
浜田浩児	労働政策研究・研修機構副所長	第3章
周 燕飛	労働政策研究・研修機構研究員	第4章
岩田克彦	職業能力開発総合大学校専門基礎学科教授	第5章
藤本 真	労働政策研究・研修機構研究員	第6章
山田篤裕	慶應義塾大学経済学部准教授	第7章

高齢者の就労促進に関する研究会メンバー

清家 篤	慶應義塾大学商学部教授 (座長)
岩田克彦	職業能力開発総合大学校専門基礎学科教授
高木朋代	敬愛大学経済学部准教授
山田篤裕	慶應義塾大学経済学部准教授
山本克也	国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第四室長
小野 旭	一橋大学名誉教授、労働政策研究・研修機構顧問 (前理事長)
浜田浩児	労働政策研究・研修機構副所長
藤井宏一	労働政策研究・研修機構統括研究員
大地直美	労働政策研究・研修機構主任研究員 (～平成19年8月)
堀 春彦	労働政策研究・研修機構副主任研究員
周 燕飛	労働政策研究・研修機構研究員
藤本 真	労働政策研究・研修機構研究員
松淵厚樹	労働政策研究・研修機構主任調査員 (～平成20年3月)
馬 欣欣	労働政策研究・研修機構臨時研究協力員
(オブザーバー)	
宮野甚一	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課長 (～平成19年8月)
長門利明	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課長 (平成19年8月～)

第3章 在職老齢年金、高年齢雇用継続給付が高齢者の継続雇用希望に及ぼす影響

第1節 はじめに

在職老齢年金が高齢者就業に及ぼす影響については、多くの先行研究が行われているが、年金受給額と就業選択との相互依存（内生性）を考慮して、年金額ではなく年金受給権を説明変数（0、1のダミー変数）とした分析が多い¹。年金額は就業選択に影響を及ぼす一方、就業に伴い年金が減額される。こうした内生性に対処するため、年金の額自体を説明変数とする場合は、実際の年金受給額（在職老齢年金）だけでなく、就業に伴う減額前の年金額を説明変数に加える必要がある。

このような研究は、小川（1998a, b）、樋口・山本（2002）等少ない。樋口・山本（2002）では、減額前の年金額と実際の年金受給額を説明変数としている。小川（1998a, b）では、同様に減額前の年金額（本来年金という名称で定義）と実際の年金受給額を説明変数とし、高年齢雇用継続給付も説明変数に加えている。ただし、小川（1998a）は1983、1988、1992年の「高年齢者就業実態調査」（厚生労働省）、小川（1998b）は1992年の同調査、樋口・山本（2002）は1992、1996、2000年の同調査を対象としているため、就業に伴う年金一律2割減額の廃止（2005年度～）等、最近の制度改定は含まれていない。

そこで、本稿では、より新しい時点の分析を行い、現行制度下において在職老齢年金、高年齢雇用継続給付が男性高齢者の就業に及ぼす影響を求める。また、分析手法については、小川（1998a, b）、樋口・山本（2002）にならい、減額前の年金額と在職老齢年金を説明変数とするが、就業選択と直接結び付けるのではなく、留保賃金を介在させる。

本稿のデータは、独立行政法人労働政策研究・研修機構が2007年2月に実施した「60歳以降の継続雇用と職業生活に関するアンケート調査」による。ただし、同調査は高齢者の就業全般ではなく継続雇用に焦点を当てているため、本稿も、高齢者の継続雇用選択を分析対象とする。すなわち、転職等は含めず、同じ会社での継続雇用を希望するかどうかを対象とする。同調査では、先行研究で用いられた「高年齢者就業実態調査」等と異なり、年金が全額支給停止になっている場合の減額前の年金額や、高年齢雇用継続給付の大きさを決定する要素である60歳時の賃金について、相当するデータが得られる。

以下、60歳代前半の男性高齢者に関し、第2節で、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付の仕組みについて考察する。次に、第3節で、データ、変数等の分析方法について述べ、第4節で、分析結果を示すとともに、この分析結果に基づき、仮に制度改定がなかった場合についてのシミュレーションを行い、制度改定の影響を推計する。一方、60歳代後半については

¹ 安部（1998）、清家・山田（2004）等。なお、これらと異なり、年金受給の有無や年金受給額を説明変数とし、就業選択との内生性の影響が除かれていない分析も多い。

60歳代前半に比べてデータが乏しいが、60歳代前半についての推定結果を利用したシミュレーション的な手法によって、簡単な分析を行った。第5節で、60歳代後半の在職老齢年金の仕組み、分析方法について述べ、分析結果を示す。最後に、第6節で本稿の結論を述べる。

第2節 在職老齢年金、高年齢雇用継続給付の仕組み

60歳代前半についての在職老齢年金、高年齢雇用継続給付の仕組みは以下のとおりである。

1. 在職老齢年金

現行の在職老齢年金制度は、給与・賞与を合わせた賃金の月額換算にほぼ相当する総報酬月額相当額 w に応じて、年金月額（就業に伴う減額前） a が減額されるようになっている。60歳代前半については、その主な仕組みは次のとおりである。

- ①賃金月額（総報酬月額相当額）と年金月額（28万円を超える場合²は28万円）を合わせた所得が28万円を上回れば、超過分について賃金の半分の年金減額を行う。
- ②賃金月額が48万円を超えれば、その超過分だけ年金月額を減額する。すなわち、①に加えて、さらに賃金の半分の年金減額を行うことになる³。

これは2005年度からの仕組みであり、改定前の2004年度の制度は次のとおりであった。

- ③被保険者として就業すれば年金の2割を減額する。
- ①' 賃金月額と2割減額後の年金月額（28万円を超える場合は28万円）を合わせた所得が28万円を上回れば、超過分について賃金の半分の年金減額をさらに行う。
- ②' 賃金月額が48万円を超えれば、その超過分だけ年金月額を減額する。

したがって、現行制度と改定前の制度の年金減額を、賃金月額 w と年金月額 a によって表すと、

$$\text{現行の年金減額} : \max(0.5\{w+\min(a, 28)-28\}, 0) + \max(0.5(w-48), 0) \quad [1]$$

$$\text{改定前の年金減額} : 0.2a + \max(0.5\{w+\min(0.8a, 28)-28\}, 0) + \max(0.5(w-48), 0) \quad [2]$$

となる⁴。

すなわち、2005年度から、就業に伴う年金一律2割減額（③、[2]式第1項）が廃止されたため、所得が比較的低い範囲では $0.2a$ の減額緩和となる。一方、所得がその範囲を超える

² 年金月額が28万円を超える高額の場合は少なく、2005年度で1割程度（社会保険庁「事業年報」）にすぎない。しかも、定額部分の受給開始年齢引上げに伴い、そのようなケースはさらに少なくなっていく。

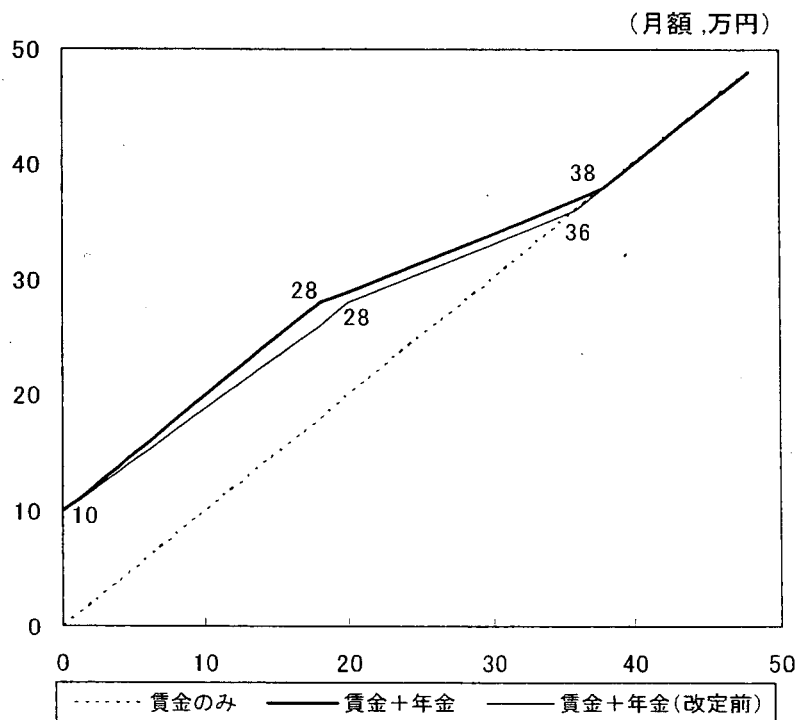
³ 年金減額が強化される境界となる所得（28万円）や賃金（48万円）は、平均賃金水準等の変動に応じて変更されていく仕組みになっているが、本稿ではそのような変動は考慮していない。

⁴ 2003年度以前は、年金減額の算定で賞与が考慮されていなかった。しかし、所得が22万円を上回れば超過分について賃金の半分の年金減額を行い、賃金月額が37万円を超えればその超過分だけ年金月額を減額するというように、年金減額が強化される境界となる所得や賃金の水準も、賞与が含まれないことに対応して低くなっていた。このため、2003年度以前の年金減額も、2004年度と同様の仕組みと考えられる（ただし、浜田（1999）のように、1994年度以前は、年金減額の仕組みが大きく異なる）。

と、①（[1]式第1項）と①'（[2]式第2項）の比較からわかるように、就業に伴う年金一律2割減額の廃止により超過分が大きくなるため、年金減額は改定前より $0.1a$ （ $0.5 \times 0.2a$ ）多くなる。しかし、この減額増 $0.1a$ は、上記の年金一律2割減額の廃止による減額緩和 $0.2a$ より小さい。これを反映して、年金月額 a の1単位増加に対する減額は、改定前の 0.6 から 0.5 へ緩和されている。このように、60歳代前半については、2005年度から、在職老齢年金制度による年金減額が緩和され、在職老齢年金額が引き上げられているといえる。

また、現行制度と改定前の制度について、年金月額（就業に伴う減額前）が厚生年金の2005年度新規裁定の平均である10万円の場合に、在職老齢年金月額を比較すると、第3-2-1図のようになる。賃金と年金の合計を示す線は、現行制度のほうが上方にあることから、年金減額が緩和され、在職老齢年金額が引き上げられていることがわかる。

第3-2-1図 60歳代前半の在職老齢年金制度の仕組み



2. 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付は、60歳代前半（60歳以上65歳未満）の各月の給与が60歳時点に比べて75%未満の場合に支給され、この割合が61%以下の場合には各月の給与の15%、61%超75%未満の場合にはそれに応じて15%から逡減する下記の率を各月の給与に乗じた額となる。

$$183/280 \times (0.75 \times 60\text{歳時点の給与} / \text{各月の給与} - 1)$$

ただし、この額が支給限度額（約34万円）と各月の給与との差より大きい場合は、当該差

が給付額となる。

なお、在職老齢年金と高年齢雇用継続給付との併給調整として、同給付の4割に見合う分だけ、在職老齢年金が減額される。

第3節 分析方法

60歳代前半についての分析方法は以下のとおりである。

1. 分析の枠組み

就業選択について、減額前の年金額、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付等と直接結び付けるのではなく、留保賃金を介在させ、年金等を説明変数とする留保賃金関数と、賃金、留保賃金等を説明変数とする就業関数の推計を行う。

高齢者は、継続雇用を選択した場合(1)としない場合(0)の効用 u を比較して、継続雇用希望の有無を決定すると想定する。継続雇用を選択した場合の効用は、在職老齢年金 z 、高年齢雇用継続給付 y 、継続雇用の場合の賃金 w 、余暇等に依存すると考えられる。一方、継続雇用を選択しない場合の効用は、就業に伴う減額前の年金 a 、余暇等に依存すると考えられる。余暇は、継続雇用を選択しない場合に T とすると、選択した場合には労働時間 h の分減って $T-h$ となるが、労働時間 h は高齢者には選択できず、企業から提示された労働時間で働くか否かだけが選択できるものとする。

ここで、継続雇用希望の有無を決定する境界の賃金水準である留保賃金 v において、継続雇用を選択した場合としない場合の効用は等しいから、

$$u(v, 0, z, y, T-h) = u(0, a, 0, 0, T)$$

と表せる。これを減額前の年金 a 、在職老齢年金 z 、高年齢雇用継続給付 y それぞれで微分して整理すると、

$$\frac{dv}{da} = \frac{\frac{\partial u}{\partial a}}{\frac{\partial u}{\partial v}}, \quad \frac{dv}{dz} = -\frac{\frac{\partial u}{\partial z}}{\frac{\partial u}{\partial v}}, \quad \frac{dv}{dy} = -\frac{\frac{\partial u}{\partial y}}{\frac{\partial u}{\partial v}}$$

となる。効用 u は、年金等の各変数が増加すれば高まるから、

$$\frac{dv}{da} > 0, \quad \frac{dv}{dz} < 0, \quad \frac{dv}{dy} < 0$$

である。

すなわち、減額前の年金 a は留保賃金 v を高める効果があり、在職老齢年金 z 、高年齢雇用継続給付 y は留保賃金 v を低める効果があるといえる。減額前の年金は、就業しなくとも得られるため、所得効果等により留保賃金は高まると考えられる。一方、在職老齢年金と高

年齢雇用継続給付は、小川（1998a, b）で述べられているように雇用補助金とみなせるため、留保賃金は低まると考えられる。

高齢者就業に及ぼす影響については、留保賃金に照らして継続雇用の場合の賃金が高ければ、高齢者が継続雇用を希望することになるから、留保賃金は継続雇用希望を低める効果があると考えられる。したがって、上記と合わせれば、減額前の年金 a は継続雇用希望を低める効果があり、在職老齢年金 z 、高年齢雇用継続給付 y は継続雇用希望を高める効果があることになる。

以上の枠組みに基づき、留保賃金関数、就業関数の推定を行う。

2. データ

データは、労働政策研究・研修機構「60歳以降の継続雇用と職業生活に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という）の個票による。同調査は、全国の従業員数300人以上の民間企業5000社（東京商工リサーチの企業情報から業種・規模別に層化無作為抽出）を対象に、57～59歳の正社員10人への配布を依頼する方法で2007年2月に実施され、2671人から回答を得た。回答者の84.6%は男性であり、本稿では男性を分析対象とする。

このうち、本稿の分析に必要な賃金、年金、高年齢雇用継続給付、継続雇用希望等のデータが揃っているのは、416サンプルと少ない。しかし、継続雇用希望の有無の2値データだけでなく、留保賃金のデータも得られるため、サンプル数の少なさはある程度補えると考えられる。

3. 留保賃金関数の変数

1で述べた分析の枠組みに基づき、留保賃金を被説明変数とし、就業に伴う減額前の年金、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付を説明変数とするほか、他の属性をコントロールするための説明変数を加える。

(1) 留保賃金

留保賃金は、2で述べたアンケート調査実施の前年（2006年）の賃金（給与・賞与の合計）に、それに対して回答者が継続雇用で最低限希望する賃金の占める割合を乗じて推計する（アンケート調査問5(1)②, F9(3)）。ただし、アンケート調査では、前年の賃金やそれに対する継続雇用の最低希望賃金の割合についてレンジ（範囲）で尋ねているため、レンジの中央値を用いた。

このように、継続雇用の場合の賃金はレンジの回答により、小川（1998a, b）、樋口・山本（2002）のように賃金額（「高年齢者就業実態調査」）に基づいているわけではない⁵。しかし、

⁵ これらの先行研究で、賃金のレンジではなく額が得られるとはいっても、9月の賃金額であるため、年間を通した賃金とみなすには誤差を伴う。

これらの先行研究で得られるのは実際の賃金であり、留保賃金ではない。また、非就業者が就業したならば得られる賃金等について、データから得られないため、推計が難しい。本稿では、そのような場合も含め、留保賃金がデータから得られる。

(2) 年金

就業に伴う減額前の年金額は、公的年金の受給見込み額（年額、アンケート調査問F13）による。これは、アンケート調査で社会保険庁の「年金見込額のお知らせ」参照となっていることからみても、就業に伴う減額を考慮しない額とみなせるとともに、調査対象からみて共済年金は含まれず、ほぼ厚生年金の額と考えられる（65歳時点の額については狭義の国民年金が含まれている可能性がある）。

在職老齢年金額は、減額前の年金額と（1）で述べた留保賃金から、第2節1で述べた在職老齢年金制度に基づいて推計する⁶。さらに、（3）で述べる高年齢雇用継続給付との併給調整として、同給付の給与に対する比率の4割を控除する。

ただし、本稿で用いる減額前の年金額はあくまで回答者による年金受給見込み額であり、小川（1998a, b）、樋口・山本（2002）のように受給額の実績値に基づいているわけではない⁷。しかし、これらの先行研究でも、減額前の年金額は、減額後の年金額から在職老齢年金制度に基づいて逆算されており、推計の要素が入っている。特に、年金が全額支給停止になっているケースでは、減額前の年金額はデータから逆算で求めることができないため、推計が難しい。本稿では、そのようなケースでも、減額前の年金について回答者による見込み額が得られる。

(3) 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付については、アンケート調査実施の前年（2006年）の賃金に対して回答者が継続雇用で最低限希望する賃金の占める割合（アンケート調査問5（1）②）により、同給付の給与に対する比率を第2節2で述べた制度に基づいて推計し、この比率を給与に乗じて給付額を推計する。給与については、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき給与を給与年額の3割として、賃金年額から推計した。前年の賃金は57～59歳の賃金であり60歳時の賃金に近いと見られるため、上記の割合は、高年齢雇用継続給付の推計に必要な、60歳時の賃金に対する60歳以降の賃金の割合として利用できる。ただし、アンケート調査では、この割合についてレンジ（範囲）で尋ねているため、レンジの中央値を用いた。

⁶ パート・アルバイト等で労働時間が短い場合は、在職老齢年金制度の適用を受けず、年金が減額されないが、調査対象者の継続雇用での賃金から見て、在職老齢年金制度の適用を受けないほど労働時間が短いサンプルはほとんどないと考えられる。さらに、その適用対象は、より労働時間の短い者まで拡大される見込である。

⁷ 対象サンプルの年齢構成を見ると59歳が57%、58歳が34%であり、両方で大部分を占める。社会保険庁の「年金見込額のお知らせ」は58歳で受け取れることから、回答者による年金受給見込み額は、このお知らせに基づく比較的確かな予想となっているものも多いであろうと考えられる。

このように賃金の割合はレンジの回答により、小川（1998a, b）、樋口・山本（2002）のように60歳以降の賃金額（「高齢者就業実態調査」）に基づいているわけではない。しかし、これらの先行研究で得られるのは60歳以降の実際の賃金であり、留保賃金ではない。また、上記の賃金の割合の分母となる60歳時の賃金がデータから得られないため、推計が難しい。本稿では、これも含めてデータから得られる。

（4）他の属性

他の属性をコントロールするための変数として、他の非勤労所得（アンケート調査問5（2））、最終学歴（同F3）、勤務先での現在の役職（同F11（5））を用いる。

このうち、他の非勤労所得は、アンケート調査実施の前年（2006年）の賃金に、それに対する継続雇用の場合の年収の割合（見込み）を乗じたものから、賃金、年金、高齢雇用継続給付を控除して求める。ただし、60歳前では賃金以外の収入は少ないと考え、前年の賃金を前年の年収とみなした。また、アンケート調査では、前年の賃金やそれに対する継続雇用の年収の割合についてレンジ（範囲）で尋ねているため、レンジの中央値を用いた。

4. 就業関数の変数

1の分析の枠組みに基づき、継続雇用希望を被説明変数とし、継続雇用の場合の賃金と3（1）で述べた留保賃金との差を説明変数とするほか、他の属性をコントロールするための説明変数を加える。

（1）継続雇用希望

アンケート調査は、高齢者の就業全般ではなく継続雇用に焦点を当てているため、本稿も、高齢者の継続雇用選択を分析対象とする。また、労働供給の分析を行うため、需要側（企業）の影響を除く。これらの理由から、被説明変数は継続雇用希望（アンケート調査問6付問1より作成）とし、希望する場合に1、希望しない場合に0とする。

（2）賃金

継続雇用の場合の賃金は、アンケート調査実施の前年（2006年）の賃金（給与・賞与の合計）に、それに対して回答者が継続雇用で見込む賃金の占める割合を乗じて推計する（アンケート調査問5（1）①, F9（3））。ただし、アンケート調査では、前年の賃金やそれに対する継続雇用の賃金の割合についてレンジ（範囲）で尋ねているため、レンジの中央値を用いた。

このように、継続雇用の場合の賃金は、回答者の見込みに基づくレンジの回答により、小川（1998a, b）、樋口・山本（2002）のように賃金の実績値（「高齢者就業実態調査」）に基づいているわけではない。しかし、これらの先行研究では、非就業者が就業したならば得られる賃金等について、データから得られないため、推計が難しい。本稿では、そのような賃

金も、データから得られる。

(3) 他の属性

他の属性をコントロールするための変数として、健康状態（アンケート調査問F7）とフルタイム以外希望の不調（アンケート調査問4b）を用いた。健康状態が良くなければ、賃金が高くても就業が難しいであろうから、健康状態は、留保賃金を経由してではなく、直接就業選択に影響を及ぼすと考えられる。また、フルタイム以外の勤務形態を希望しながらかなければ、賃金が高くても就業したくないであろうから、フルタイム以外希望の不調も、直接就業選択に影響を及ぼすと考えられる⁸。

第4節 分析結果

60歳代前半についての分析結果は以下のとおりである。

1. 記述統計量

各変数の記述統計量は第3-4-1表のとおりである。就業に伴う減額前の年金（見込み額）の平均は、月額にして約10万円であり、社会保険庁「事業年報」による男子厚生年金受給権者の新規裁定平均老齢年金月額にほぼ見合っている。本稿の分析対象は、57～59歳（2007年）の者であり、まもなく年金受給権を取得することから、新規裁定者に近いと考えられる。また、賃金（見込み額）の平均は約380万円であり、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2006年）による60～64歳男子の平均賃金約410万円に近い。留保賃金は賃金より高く、継続雇用を希望しない者がいることと整合的であるが、その差が大きく、留保賃金の回答がやや過大になっている可能性がある。

本稿で用いるデータは、サンプル数が少ない（前述第3節2）ものの、以上のように、年金、賃金等の平均額は、政府統計に近いものとなっている。

⁸ 留保賃金関数の推定で、健康状態、フルタイム以外希望の不調を説明変数に加えてみたが、有意ではなかった。

第3-4-1表 記述統計量

変数	平均	標準偏差
留保賃金(年額,万円)	508.71	185.37
減額前年金(年額,万円)	122.88	82.45
在職老齢年金(年額,万円)	22.77	47.21
高年齢雇用継続給付(年額,万円)	12.67	16.43
他の非勤労所得(年額,万円)	31.67	72.07
短大卒ダミー	0.07	0.26
大卒ダミー	0.38	0.48
大学院卒ダミー	0.02	0.13
係長ダミー	0.10	0.30
課長ダミー	0.32	0.47
部長ダミー	0.21	0.41
役員ダミー	0.02	0.15
継続雇用希望	0.72	0.45
賃金(年額,万円)	376.99	165.29
健康状態(良くない)	0.15	0.35
フルタイム以外希望の不調	0.28	0.45

2. 留保賃金関数の推定結果

第3-4-2表は、留保賃金関数の最小二乗法による推定結果である。留保賃金に対して、減額前の年金の係数は正、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付の係数は負で有意（有意水準1%）であり、係数の符号は第3節1の理論的想定のとおりになっている。

第3-4-2表 留保賃金関数の推定結果

変数	係数	t値	有意確率	弾力性
定数項	432.74	31.94	0.000	
減額前年金	1.00	12.06	0.000	0.24
在職老齢年金	-2.35	-15.81	0.000	-0.11
高年齢雇用継続給付	-4.43	-12.81	0.000	-0.11
他の非勤労所得	0.18	2.31	0.022	0.01
短大卒ダミー	39.11	1.75	0.081	
大卒ダミー	29.26	2.36	0.019	
大学院卒ダミー	86.40	2.00	0.046	
係長ダミー	40.78	2.09	0.038	
課長ダミー	38.32	2.75	0.006	
部長ダミー	109.82	6.80	0.000	
役員ダミー	107.74	2.68	0.008	
自由度調整済決定係数	0.641			
サンプル数	416			

係数の大きさを見ると、減額前年金の係数が1に近いが、これについては、所得と余暇の無差別曲線が減額前の年金の上昇に応じてほぼ平行移動し、留保賃金も対応して上昇すると考えられる。一方、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付の係数の絶対値はより大きいが、就

業に伴う減額が調査回答者に十分認識されず、これらの額が過大評価されている可能性がある。また、高年齢雇用継続給付の係数の絶対値が在職老齢年金より大きいことについては、両者の併給調整が在職老齢年金の側でなされることの影響の可能性もある。

これらの可能性を考えると、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付の影響は、その額の大きさに左右されない弾力性で見ることが適切と考えられる。弾力性の絶対値では、減額前の年金が大きく、高年齢雇用継続給付は在職老齢年金とほぼ変わらない。ただし、在職老齢年金と高年齢雇用継続給付を合わせると減額前の年金に近く、減額前の年金の影響をかなり相殺している。

他の変数については、他の非勤労所得、最終学歴、勤務先での現在の役職とも係数が正でおおむね有意となっている。他の非勤労所得は、就業しなくとも得られるため、所得効果等により留保賃金は高まると考えられる。最終学歴、勤務先での現在の役職については、それにふさわしい賃金を求めるため、留保賃金が高まると考えられる。

なお、正社員やフルタイム（アンケート調査問4）のダミーを説明変数に加えてみたが、有意ではなかった。これについては、正社員やフルタイムでなくても労働時間があまり短くない可能性が考えられる。この点は、調査対象者の継続雇用での賃金から見てもうかがえる。さらに、配偶者の有無（アンケート調査問F4）、子に対する援助（同F5付問2）、家族の介護（同F6）、健康状態（同F7）、住居と住宅ローンの状況（同F8と付問）、勤務先の業種・従業員規模・所在地（同F11(1),(2),(6)）も、説明変数に加えてみたが有意ではなかった。

3. 年金、高年齢雇用継続給付が就業に及ぼす影響

第3-4-3表は、就業関数のロジスティック分析による推定結果である。継続雇用希望に対して、賃金・留保賃金差の係数は正で有意（有意水準5%）であり、係数の符号は第3節1の理論的想定のとおりになっている。健康状態（良くない）、フルタイム以外希望の不調の係数も、想定どおり負となっている⁹。

このような就業関数の推定結果に2で述べた留保賃金関数の推定結果を代入して、減額前年金、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付に対する継続雇用希望の弾力性と変化幅（いずれも平均値で評価）を求めると、第3-4-4表のようになる。弾力性と変化幅は、減額前年金で負、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付で正であり、第3節1の理論的想定のとおりになっている。弾力性、変化幅の絶対値では、減額前の年金が大きく、高年齢雇用継続給付は在職老齢年金とほぼ変わらない。ただし、在職老齢年金と高年齢雇用継続給付を合わせると減額前の年金に近く、減額前の年金の影響をかなり相殺している。

⁹ 正社員やフルタイム（アンケート調査問4）のダミー、配偶者の有無（アンケート調査問F4）、子に対する援助（同F5付問2）、家族の介護（同F6）、住居と住宅ローンの状況（同F8と付問）、勤務先の業種・従業員規模・所在地（同F11(1),(2),(6)）を説明変数に加えてみたが有意ではなかった。また、継続雇用される可能性が継続雇用希望に及ぼす影響について、希望者全員継続雇用（アンケート調査問2）のダミーを説明変数に加えてみたが、有意ではなかった（t値0.85、p値0.39）。

第3-4-3表 就業関数の推定結果

変数	係数	t値	有意確率
定数項	1.5017	8.38	0.00
賃金・留保賃金差	0.0014	1.96	0.05
健康状態(良くない)	-0.8028	-2.73	0.01
フルタイム以外希望の不調	-0.7452	-3.13	0.00
擬似決定係数	0.079		
サンプル数	416		

第3-4-4表 継続雇用希望率の弾力性

	弾力性	変化幅(%)
減額前年金	-0.048	-0.035
在職老齢年金	0.021	0.015
高年齢雇用継続給付	0.022	0.016

(注)変化幅は、説明変数の1%増加による継続雇用希望率の変化

これらの大きさを先行研究と比較すると、減額前年金に対する継続雇用希望の弾力性は-0.048で、その絶対値は小川(1998b)の-0.0235(就業率の弾力性)より大きい。一方、減額前年金の1%増加に対する継続雇用希望率の変化幅は-0.035%で、その絶対値は樋口・山本(2002)の-0.062%(フルタイム雇用確率の変化幅)より小さい。このように、減額前年金の就業への影響に関して、本稿の推定は小川(1998b)と樋口・山本(2002)の中間的な結果になっている。なお、小川(1998a)における減額前年金に対する就業率の弾力性の推定結果は、-0.4184と絶対値が大幅に大きい。単年の調査に基づく本稿や小川(1998b)、3年次の調査によるものの調査年次ダミーを用いている樋口・山本(2002)に対し、小川(1998a)は3年次の「高年齢者就業実態調査」をプールして用いている。

また、在職老齢年金に対する継続雇用希望の弾力性は0.021で、小川(1998b)の0.0580(就業率の弾力性)より小さい。また、在職老齢年金の1%増加に対する継続雇用希望率の変化幅は0.015%で、樋口・山本(2002)の0.025%(フルタイム雇用確率の変化幅)よりやや小さい。なお、小川(1998a)における在職老齢年金に対する就業率の弾力性の推定結果は、0.1741であり、上記の減額前年金の場合と同様、大幅に大きい。

高年齢雇用継続給付については、その1%増加に対する継続雇用希望率の変化幅は0.016%で、樋口・山本(2002)の0.001%(フルタイム雇用確率の変化幅)よりかなり大きい。一方、高年齢雇用継続給付に対する継続雇用希望の弾力性は0.022で、小川(1998b)にしたがって計算した0.0821(就業率の弾力性)よりかなり小さい。このように、高年齢雇用継続給付の就業への影響に関して、本稿の推定は小川(1998b)と樋口・山本(2002)の中間的な結果になっている。

4. 在職老齢年金の制度改定の影響

60歳代前半の在職老齢年金については、第2節1で述べたように、2005年度から就業に伴う年金一律2割減額が廃止され、在職老齢年金額が引き上げられている。この年金減額緩和の影響について、2、3で述べた留保賃金関数、就業関数の推定結果に基づく個々のサンプルについてのシミュレーションにより、現行制度と仮に制度改定がなかったとした場合との継続雇用希望率の差を求めた。シミュレーション結果によれば、就業に伴う年金一律2割減額の廃止により、継続雇用希望率が0.3%ポイント上昇する効果があったと推計される。

この効果の方向は、第3節1の理論的想定にそったものとなっている。在職老齢年金は、小川（1998a, b）で述べられているように雇用補助金とみなせるため、その引上げは就業希望を高める効果があると考えられる。

第5節 60歳代後半の在職老齢年金の就業への影響

1. 在職老齢年金の仕組み

60歳代後半の在職老齢年金では、60歳代前半に比べて年金減額が緩く、基礎年金を除く年金月額と賃金月額とを合わせた所得が48万円を上回れば、超過分について賃金の半分の年金減額を行う。これは、改定前の制度でも同様である。また、60歳代後半は高年齢雇用継続給付の対象ではないため、同給付との併給調整はない。

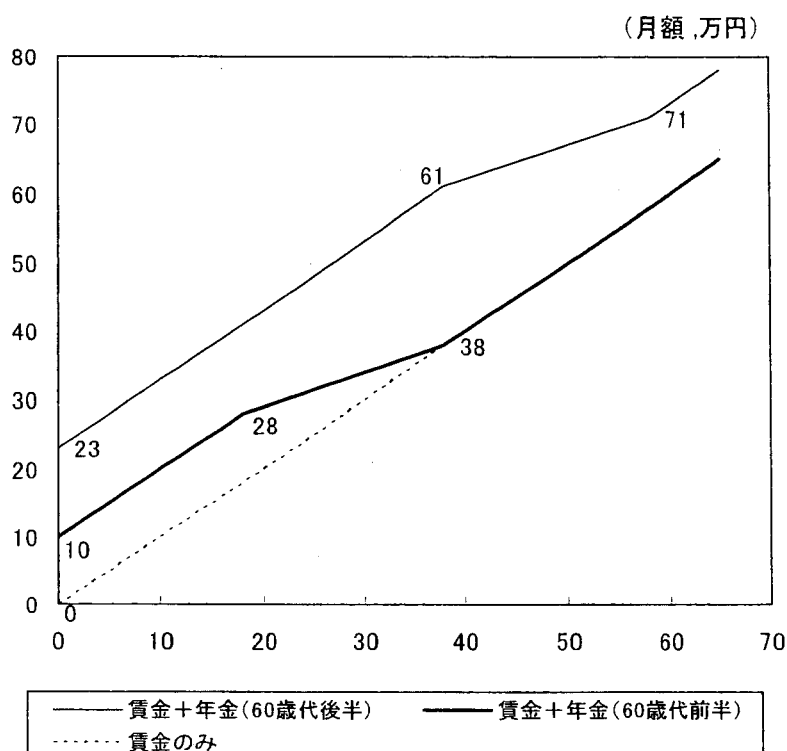
したがって、年金減額を賃金月額 w と減額前の年金月額（基礎年金を除く） a によって表すと、

$$\max(0.5\{w+a-48\}, 0)$$

となる。

第3-5-1図には、60歳代後半の在職老齢年金制度に関し、基礎年金（夫婦のモデル年金月額で13万円程度）を除く年金月額が厚生年金の2005年度新規裁定の平均である10万円（支給開始年齢引上げにより基礎年金に対応する定額部分は原則として含まれていない）の場合について、賃金に応じた年金月額が図示されている。賃金と年金の合計を示す線は、60歳代後半のほうが60歳代前半（第3-2-1図の再掲）よりもかなり上方にあり、年金減額が緩く、在職老齢年金額が高い。

第3-5-1図 60歳代後半の在職老齢年金制度の仕組み



2. 在職老齢年金等の影響

60歳代後半については60歳代前半に比べて、1のように年金減額が緩く在職老齢年金額が高いほか、減額前の年金額も基礎年金の受給に伴い高くなっている一方、高年齢雇用継続給付はない。

これらの相違の影響について、第4節2、3で述べた留保賃金関数、就業関数の推定結果に基づく個々のサンプルについてのシミュレーションにより、継続雇用希望率の差を求めた。シミュレーション結果によれば、60歳代後半の就業希望については、60歳代前半に比べて、年金減額が緩く在職老齢年金額が高いことが7.0%ポイント高める一方、減額前年金額の高さが2.1%ポイント低め、高年齢雇用継続給付のないことが1.5%ポイント低める効果があると推計される。これらの効果の方向は、第3節1の理論的想定にそったものとなっている。

第6節 まとめ

在職老齢年金が高齢者就業に及ぼす影響については、年金が就業選択に影響を及ぼす一方で就業に伴い年金が減額されるという相互依存(内生性)の問題がある。こうした内生性に対処するためには、実際の年金受給額(在職老齢年金)だけでなく、就業に伴う減額前の年金額を説明変数に加える必要がある。

このような研究には、小川（1998a, b）、樋口・山本（2002）等があるが、本稿では、より新しい時点の分析を行い、現行制度下において在職老齢年金、高年齢雇用継続給付が男性高齢者の就業に及ぼす影響を求めた。また、分析手法は、これらにならい、減額前の年金額と在職老齢年金を説明変数とするが、就業選択と直接結び付けるのではなく、留保賃金を介在させた。データは、独立行政法人労働政策研究・研修機構が2007年2月に実施した「60歳以降の継続雇用と職業生活に関するアンケート調査」により、高齢者の継続雇用選択を分析対象とした。さらに、分析結果に基づき、仮に最近の制度改定がなかった場合についてのシミュレーションを行い、最近の制度改定の影響を推計した。

分析結果を見ると、留保賃金に対して、減額前の年金の係数は正、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付の係数は負で有意、また、継続雇用希望に対して、賃金・留保賃金差の係数は正で有意であり、係数の符号は理論的想定のとおりになっている。また、これらに基づき、減額前年金、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付に対する継続雇用希望の弾力性と変化幅（いずれも平均値で評価）を求めると、減額前年金で負、在職老齢年金、高年齢雇用継続給付で正であり、やはり理論的想定のとおりになっている。弾力性、変化幅の絶対値では、減額前の年金が大きく、高年齢雇用継続給付は在職老齢年金とほぼ変わらない。ただし、在職老齢年金と高年齢雇用継続給付を合わせると減額前の年金に近く、減額前の年金の影響をかなり相殺している。

また、このような推定結果に基づく個々のサンプルについてのシミュレーションにより、60歳代後半について60歳代前半との制度の相違の影響を求めると、60歳代後半の就業希望については、60歳代前半に比べて、年金減額が緩く在職老齢年金額が高いことが7.0%ポイント高める一方、減額前年金額の高さが2.1%ポイント低め、高年齢雇用継続給付のないことが1.5%ポイント低める効果があると推計される。

厚生年金は、かつては、60歳代前半で被保険者として就業すれば受給できなかったが、1965年に在職老齢年金が創設され、賃金が一定未満であれば一部受給できるようになった。その後、就業に伴う年金減額を緩和する改正¹⁰がたびたび行われ、在職老齢年金額が引き上げられてきた。さらに、60歳代前半の就業に対して、1995年度に高年齢雇用継続給付制度が開始された。このような経緯を受けた現行制度下において、在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の効果により、年金の就業に対する抑制的影響はかなり小さいものになっているといえよう。

¹⁰ 特に、1995年度に実施された在職老齢年金制度の改正は、賃金が増加すれば年金と合わせた所得が増加するようにするという考え方に立ち、年金減額の仕組みを抜本的に改正するものであった（小川（1998a, b）、浜田（1999））。

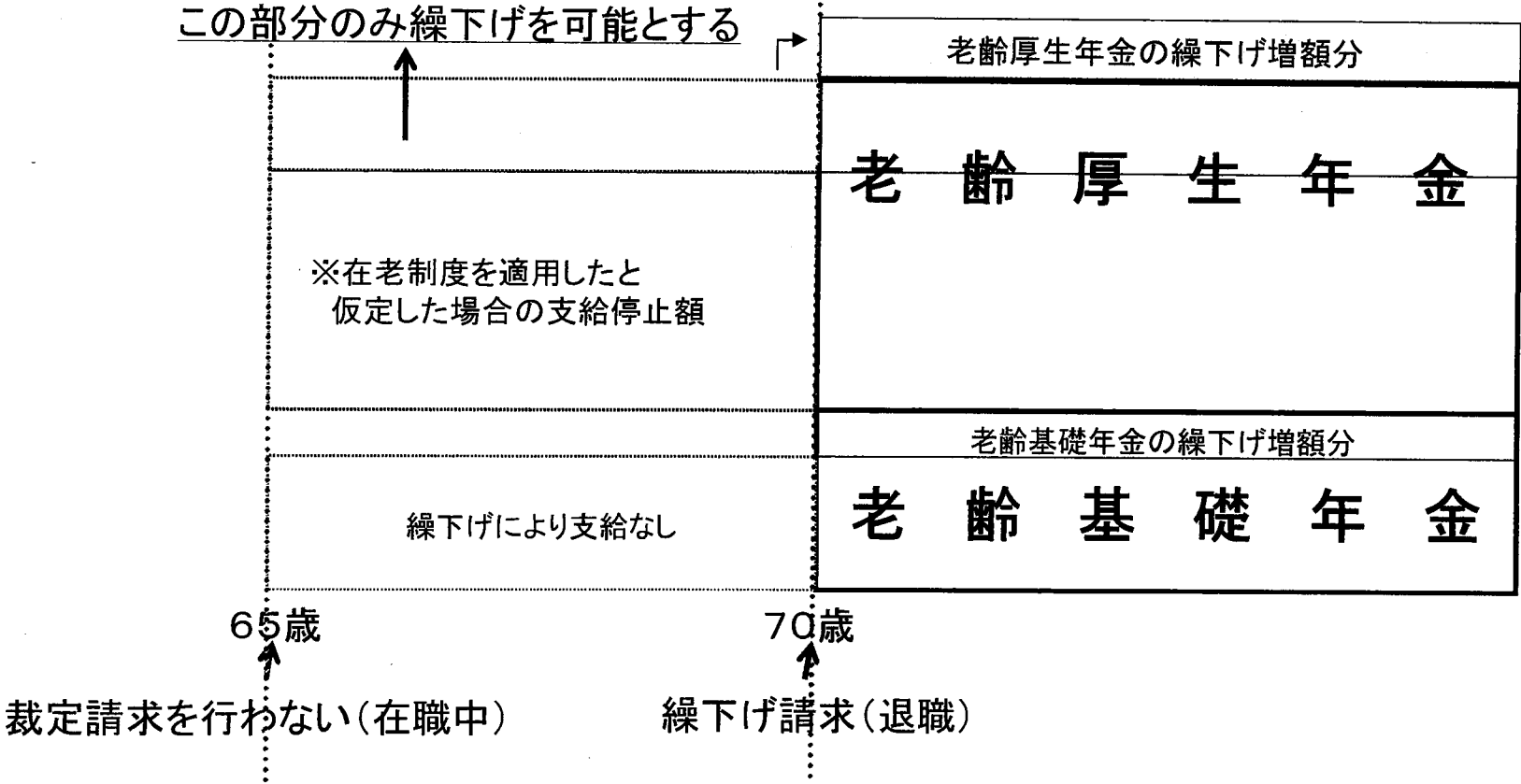
<参考文献>

- 安部由起子（1998）「1980～1990年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度」、『日本経済研究』No.36, pp.50-82.
- 小川浩（1998a）「年金が高齢者の就業行動に与える影響について」、『経済研究』Vol.49, No.3, pp.245-258.
- 小川浩（1998b）「年金・雇用保険改正と男性高齢者の就業行動の変化」、『日本労働研究雑誌』No.461, pp.52-64.
- 清家篤・山田篤裕（2004）『高齢者就業の経済学』, 日本経済新聞社
- 清家篤・山田篤裕（2006）「高齢者の就業と人的資本の活用—『就業構造基本調査』に基づく過去20年間の変化に関する分析—」, 総務省統計研修所リサーチペーパー第4号
- 樋口美雄・山本勲（2002）「わが国男性高齢者の労働供給行動メカニズム—年金・賃金制度の効果分析と高齢者就業の将来像—」, 『金融研究』2002.10, pp.31-78.
- 山田篤裕（2007）「高年齢者の継続雇用義務への企業の対応—賃金・年収水準調整を中心に」, 労働政策研究報告書No.83 『高齢者継続雇用に向けた人事労務管理の現状と課題』, pp.69-90.
- 浜田浩児（1999）「在職老齢年金制度の所得再分配効果」, 『季刊社会保障研究』（国立社会保障・人口問題研究所）第35巻第2号、208-220頁

65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入(平成19年4月施行)

○ 今後、高齢期の就労が進んでいくことが見込まれる中、引退年齢を自由に選択し、実際に引退した後から年金を受給することを望む者が増えていくことが考えられることから、現行の65歳から一律に支給される老齢厚生年金について、支給開始年齢を繰り下げて受給する仕組みを導入する。

◎ 70歳に繰下げ請求するケース



標準報酬月額の上限設定の考え方

改正年月	標準報酬月額の上限	考え方
昭和29年5月	1.8万円(12級)	賃金の水準、被保険者の報酬の分布状況等を勘案して決定
35年5月	3.6万円(20級)	
40年5月	6万円(23級)	最高等級に包括される被保険者が全体の5%前後。また平均賃金の2倍を上限とする諸外国の例等を勘案。
44年11月	10万円(28級)	前回改正以後の賃金上昇を勘案して、被保険者の約95%が上限と下限を除いた標準報酬に該当するように改定。
46年11月	13.4万円(33級)	
48年11月	20万円(35級)	
51年8月	32万円(36級)	
55年10月	41万円(35級)	
60年10月	47万円(31級)	現役被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍に当たる額を基準に改定。
平成元年12月	53万円(30級)	
6年11月	59万円(30級)	
12年10月	62万円(30級)	
16年10月	62万円(30級)	上記改定ルール(現役被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍に当たる額を基準に改定。)を法定化

(参考) 厚生年金保険法 (抄)

第20条 (略)

- 2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合

制度改正後の標準報酬月額の上限に該当する被保険者(男女計)の割合については、昭和60年改正以後は6～7%で推移しており、大きな変動は見られない。

	標準報酬 月額上限	全被保険者に対 する上限該当者 (男女計)の割合	標準報酬月額 の平均額	備考
昭和51年度末	32万円	3.98%	142,944円	昭和51年改正(昭和51年8月施行)により上 限20万円から32万円に引上げ
昭和55年度末	41万円	4.82%	188,534円	昭和55年改正(昭和55年10月施行)により上 限32万円から41万円に引上げ
昭和60年度末	47万円	6.43%	231,161円	昭和60年改正(昭和60年10月施行)により上 限41万円から47万円に引上げ
平成元年度末	53万円	6.51%	261,839円	平成元年改正(平成元年12月施行)により上 限47万円から53万円に引上げ
平成6年度末	59万円	7.53%	303,611円	平成6年改正(平成6年11月施行)により上限 53万円から59万円に引上げ
平成12年度末	62万円	6.94%	318,688円	平成12年改正(平成12年10月施行)により上 限59万円から62万円に引上げ
平成16年度末	62万円	6.73%	313,679円	平成16年改正(平成16年10月施行)により標 準報酬月額の上限の引上げルールが法定化
平成17年度末	62万円	6.75%	313,204円	
平成18年度末	62万円	6.79%	312,703円	
平成19年度末	62万円	6.79%	312,258円	

標準報酬月額別被保険者数(平成19年度末現在)

標準報酬月額 (万円)	被保険者数 (人)	割合 (%)
9.8	415,174	1.20
10.4	102,830	0.30
11.0	192,560	0.56
11.8	344,232	1.00
12.6	402,199	1.16
13.4	534,904	1.55
14.2	607,648	1.76
15.0	894,115	2.59
16.0	929,250	2.69
17.0	989,413	2.86
18.0	1,092,743	3.16
19.0	1,056,916	3.06
20.0	1,900,283	5.50
22.0	2,287,264	6.62
24.0	2,212,685	6.40
26.0	2,230,778	6.45
28.0	1,940,367	5.61
30.0	1,944,730	5.63
32.0	1,604,762	4.64
34.0	1,424,382	4.12
36.0	1,372,402	3.97
38.0	1,413,300	4.09
41.0	1,543,373	4.46
44.0	1,214,586	3.51
47.0	976,552	2.82
50.0	919,399	2.66
53.0	654,344	1.89
56.0	542,387	1.57
59.0	478,996	1.39
62.0	2,347,523	6.79
計	34,570,097	100.00

健康保険制度における標準報酬月額の上限

- 健康保険制度における標準報酬月額の上限は121万円。
(上限121万円・下限5.8万円の全47等級。)
- 上限の改定ルールについては、最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が、1.5%を超え、その状態が継続すると認められる場合には、改定後の最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が1%を下回らない範囲において、政令で等級を追加できることとなっている。

(参考) 健康保険法改正による見直し(平成19年4月施行)

○ 改正前において、標準報酬月額の等級の分布に大きなばらつきがあり、最高等級及び最低等級については、その上下の等級と比べて多くの被保険者が該当していたことを踏まえ、上限を98万円から121万円に引き上げるとともに、下限を9.8万円から5.8万円に引き下げ。

○ 政令による上限の改定ルールについても、改定を行うのは、最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が「3%」を超えた場合とされていたが、「1.5%」に見直し。

○ 健康保険法

第40条

2 毎年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の一・五を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

年金と健康保険の標準報酬月額の変遷(昭和48年以降)

	年金			健康保険		
	上限	下限	等級数	上限	下限	等級数
昭和48年	200,000	20,000	35	200,000	20,000	35
昭和51年	320,000	30,000	36	320,000	30,000	36
昭和53年				380,000	30,000	39
昭和55年	410,000	45,000	35			
昭和56年				470,000	30,000	42
昭和59年				710,000	68,000	39
昭和60年	470,000	68,000	31			
平成元年	530,000	80,000	30			
平成4年				980,000	80,000	42
平成6年	590,000	92,000	30	980,000	92,000	40
平成12年	620,000	98,000	30			
平成13年				980,000	98,000	39
平成19年				1,210,000	58,000	47

標準報酬月額の上限を引き上げた場合の給付と負担等について

	全被保険者に対する 上限該当者の割合	標準報酬月額 の 上限	上限に該当する者 の 年収	保険料負担 (本人+ 事業主負担分) <年間>	上限に40年該当した場合 の年金額(標準世帯)<月額>	
					上限引上げ分を給付に完全 に反映させた場合	現行上限(62万円)を超える 部分を1/2として評価して年 金額を計算した場合[注]
①	5%以内	68万円	約1100万円	約163万円	約32.2万円	約31.6万円
②	3%以内	83万円	約1300万円	約199万円	約36.4万円	約34.1万円
③	1%程度	121万円	約1900万円	約290万円	約47.0万円	約39.5万円
④	(参考)現行制度 6.79%	62万円	約970万円	約148万円	約30.5万円	約30.5万円

(参考) 年金額と比較する上で参考となる現役世代に関する数値 <月額>

平均的な賃金を受けている者の報酬比例部分を2倍とした額	33.2万円
現役男子の平均的な賃金(月収ベース)	36万円
平均的な賃金を受けている者の属する世帯の可処分所得	39.3万円

[注] 現行上限(62万円)を超える部分を1/2として評価して年金額を計算することについて

上限を引き上げた場合に過剰給付とにならないようするための工夫の例として示したもの。

具体的には、各月の標準報酬月額が現行上限を超えた場合には、年金額計算においては現行上限を超える部分を1/2として評価するもの。

(例 A月の標準報酬月額68万円→年金額計算では65万円(62+(68-62)/2 万円)と評価。)

※賞与を3.6月分として推計

※標準賞与額の上限についても標準報酬月額の上限の引上げに伴い引き上げることを想定。

(賞与についても年300万円(現行上限(150万円)×2)以上を超える部分を1/2として評価して年金額を計算することを想定。)

標準報酬月額の上限を引き上げた場合の財政影響(粗い試算)

上限引上げを全被保険者に対する上限該当者の割合を基準として行った場合、①5%以内であれば68万円、②3%以内であれば83万円、③1%程度であれば121万円となる。引上げに伴う厚生年金財政への影響は、いずれの場合も以下のとおりプラスである。

	全被保険者に対する上限該当者の割合	標準報酬月額の上限	厚生年金財政への影響[注1]			
			上限引上げ分を給付に完全に反映させた場合		現行上限(62万円)を超える部分を1/2として評価して年金額を計算した場合[注2]	
			当面(年間)	将来(年間)	当面(年間)	将来(年間)
①	5%以内	68万円	約2000億円	約600 ~700億円	約2000億円	約1200 ~1300億円
②	3%以内	83万円	約5000億円	約1600 ~1700億円	約5000億円	約3200 ~3400億円
③	1%程度	121万円	約8000 ~9000億円	約3000億円	約8000 ~9000億円	約6000億円

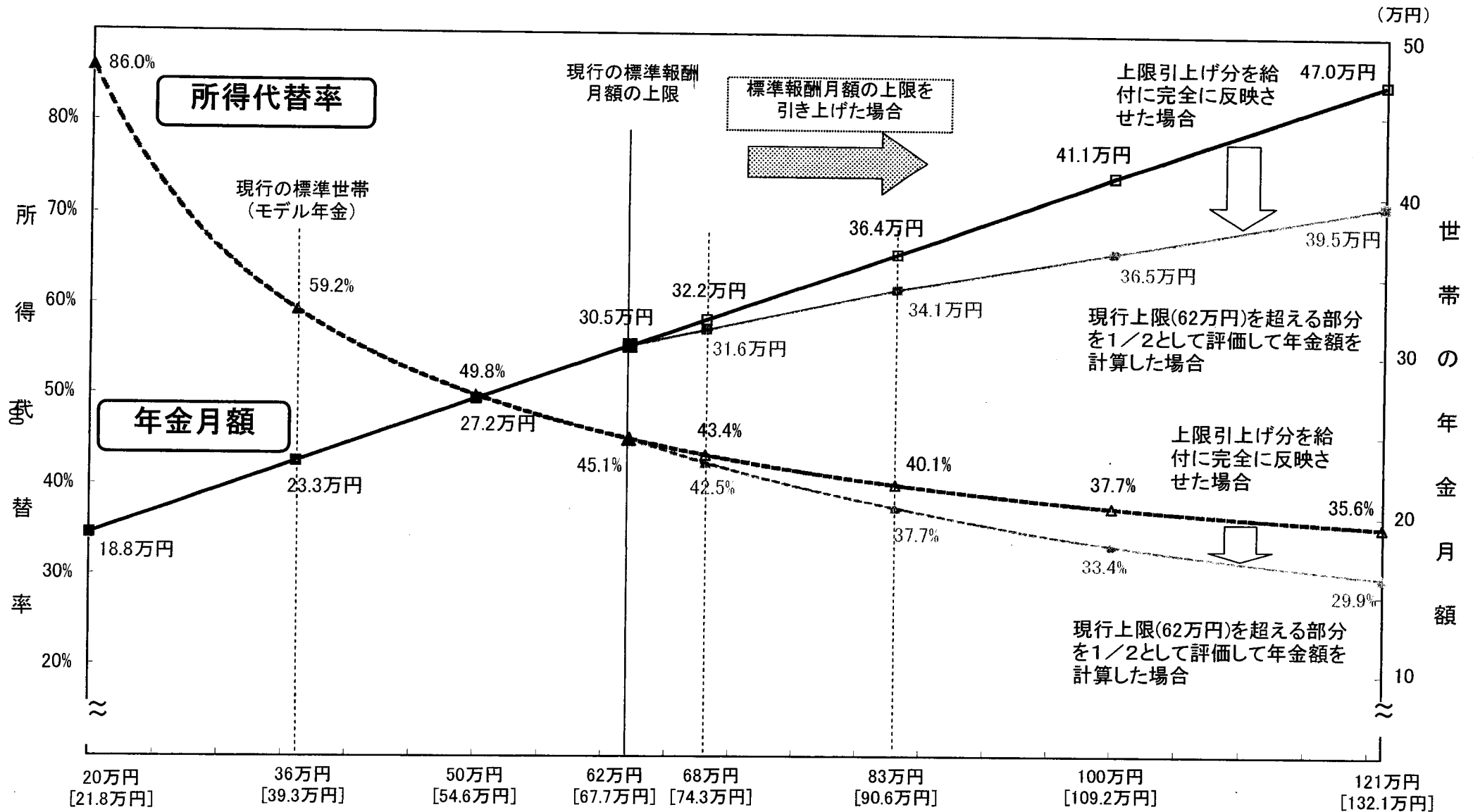
[注1] 当面の影響と将来の影響について

上限引上げに伴い保険料収入が増加。当面はそれがそのまま厚生年金財政にプラスに影響。将来的には、上限引上げに伴って報酬比例部分の年金額が増加するため、その影響を除いた分が厚生年金財政にプラスに影響。

[注2] 現行上限(62万円)を超える部分を1/2として評価して年金額を計算することについて

上限を引き上げた場合に過剰給付とならないようにするための工夫の例として示したもの。具体的には、各月の標準報酬月額が現行上限を超えた場合には、年金額計算においては現行上限を超える部分を1/2として評価するもの。
(例 A月の標準報酬月額68万円 → 年金額計算では65万円(62+(68-62)/2 万円)と評価。)

夫のみ就労世帯の所得別年金月額及び所得代替率 (標準報酬月額の上限を引き上げた場合の影響)



注：夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯を想定。

賞与は3.6月分として推計。

標準賞与額の上限についても標準報酬月額の上限の引上げに伴い引き上げることを想定。

(賞与についても年300万円(現行上限(150万円)×2)以上を超える部分を1/2として評価して年金額を計算することを想定。)

夫の賃金[手取り額]